

平成 3 1 年 (2 0 1 9 年)

2 月 那 覇 市 議 会 定 例 会

議 案 書

(第 2 次那覇市環境基本計画の中間見直しについて)

平成 3 1 年 2 月 1 2 日

第 2 次那覇市環境基本計画の中間見直しについて

第 2 次那覇市環境基本計画の中間見直しを行ったので、別紙のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

平成 26 年に策定した第 2 次那覇市環境基本計画の中間年度である平成 30 年度に中間見直しを行ったので、那覇市議会基本条例第 14 条に定める議決事件に該当する計画として、この案を提出する。

第2次那覇市環境基本計画 中間見直し（案）

～『自然環境と都市機能が調和した住みつづけたいまち NAHA』～

2019年 月

第2次 那覇市環境基本計画 ～目次～

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景と目的	3
第2節 計画の位置づけ	5

第2章 那覇市の環境の概況

第1節 那覇市の概況	11
第2節 那覇市の環境の特徴	16
第3節 環境に対する市民や事業者の意識	20

第3章 那覇市が目指す環境の将来像

第1節 那覇市が目指す環境の将来像～21世紀半ばの環境の姿～	25
1 第2次那覇市環境基本計画の基本理念	
2 那覇市が目指す環境の将来像	
第2節 環境の将来像を実現するための基本目標	27
基本目標1 快適な都市環境と自然や歴史と共生するまち	
基本目標2 身近な取組で地球環境保全に貢献するまち	
基本目標3 環境を大切にする市民が暮らすまち	
基本目標4 環境と経済・観光が調和するまち	

第4章 環境の将来像の実現に向けて

【第4章の見方について】

(環境の将来像・基本目標・取組の柱・取組の展開・現状と課題・取組の目標・各主体の取組)

第1節 取組の体系	32
(環境の将来像・基本目標・取組の柱・取組の展開)	
第2節 環境の将来像を実現するための取組	34

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制	69
第2節 計画の進捗管理	71

参考資料編

1 那覇市環境基本条例	77
2 計画策定の経緯	81
3 那覇市環境審議会名簿	83
4 那覇市環境審議会からの答申	84
5 中間見直しにかかる那覇市環境審議会からの答申	85
6 中間見直しにかかる市議会からの提言	86
7 アンケートの実施概要	90
8 意見交換会の実施概要	90
9 市民ワークショップの実施概要	91
10 取組の目標一覧	92
11 環境基準一覧	97
12 用語説明	100

アンケート資料

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景と目的

第2節 計画の位置づけ

第1節 計画策定の背景と目的

1 計画策定の背景

(1) 多様化・複雑化する今日の環境問題

今日の環境問題は、かつての公害問題から地球環境保全や生態系保全等に関わる問題へと大きく様相を変え、多様化・複雑化しています。その特徴としては、経済活動や日常生活等の人間活動自体が地球レベルの環境負荷に直結するなど、問題が地域的なレベルにとどまるのではなく、地球レベルへの空間的広がり、将来世代まで影響を及ぼす時間的広がりをもつことといえます。大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済生活様式に起因する環境問題は、私たち自身が被害者であるとともに加害者になりうるという構造をもっています。

その一方で、新聞・雑誌・テレビ・インターネット等の様々なメディアで、地球温暖化をはじめとする環境問題が、連日のように取り上げられるとともに、東日本大震災に伴う原子力発電所事故を契機として、環境配慮に対する国民や事業者等の関心や意識は大きく向上し、より環境への負荷が少ない経済・社会システムやライフスタイルへの志向が増大していくものと考えられます。

(2) 環境問題に関する世界的な動向

1972（昭和 47）年にスウェーデンのストックホルムで開催された世界初の大規模な政府間会合である国際連合人間環境会議（ストックホルム会議）で、今日の国際環境法の基本文書となる「人間環境宣言（ストックホルム宣言）」が策定されました。1992（平成 4）年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された環境と開発に関する国際連合会議（地球サミット）では、持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパートナーシップの構築に向けた「環境と開発に関するリオ・デ・ジャネイロ宣言（リオ宣言）」が合意され、「気候変動枠組条約」、「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」が採択されました。

1997（平成 9）年に京都で開催された第 3 回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）では、「京都議定書」の採択と「京都メカニズム」が決定され、京都議定書第 3 条において、2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年までの期間中に先進国全体の温室効果ガス 6 種の合計排出量を基準年（1990（平成 2）年）比で少なくとも 5 %削減することを目的として定め、第 4 条では、各条約締約国の削減目標が定められました。2013（平成 25）年 11 月にポーランドのワルシャワで開催された第 19 回締約国会議（COP19）においては、締約国会議は、すべての国に対し、自主的に決定する約束草案のための国内準備を開始し COP21 に十分先立ち約束草案を示すことを招請するとともに、約束草案を示す際に提供する情報を COP20 で特定することを求めることを決定するなど、2020 年以降の枠組みについて、議論の前進につながる成果が得られました。

2010（平成 22）年には、生物多様性条約第 10 回締約国会議（CBD-COP10）が名古屋で開催され、遺伝資源の利用と分配に関する「名古屋議定書」や 2011（平成 23）年以降の新戦略計画・愛知目標が採択されました。

(3) 環境問題に関する国の動向

国では、1993（平成 5）年に「環境基本法」を制定し、1994（平成 6）年に「環境基本計画」が策定されました。この後、環境を取り巻く社会状況等の変化や環境問題の多様化・複雑化に対処するための環境法令や制度が制定されてきました。また、これらに応じる形で環境基本計画の見直しも行われ、2006（平成 18）年には「環境・経済・社会の統合的向上」や「超長期の環境ビジョン策定の位置づけ」、「環境指標作成の重視」など、新たな環境施策展開の方向性を示した第三次改定が行われました。

2012（平成 24）年には、「第四次環境基本計画」が策定され、目指すべき持続可能な社会の姿のあり方として、『「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であること』と位置づけられました。

第1章 計画の基本的事項

なお、2012（平成24）年度の我が国の温室効果ガスの総排出量（速報値）は、13億4,100万トンで、基準年と比べて6.3%増加していますが、森林吸収量や京都メカニズムクレジットを加味すると、2008（平成20）年度～2012（平成24）年度の5年間の平均で基準年比-8.2%となり、京都議定書の目標（基準年比-6%）を達成する見込みとなっており、2020年の削減目標を2005（平成17）年比3.8%減とすることを目指して、「Actions for Cool Earth: ACE（エース）」に取り組むこととしています。

（4）環境問題に関する沖縄県の動向

沖縄県においては、2000（平成12）年に「沖縄県環境基本条例」を制定し、2003（平成15）年に「沖縄県環境基本計画」が策定されました。2010（平成22）年には、沖縄県として初めて策定した長期構想である「沖縄21世紀ビジョン」が策定され、この中で掲げた環境にかかる将来像『沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島』を具体化するための推進戦略として「沖縄グリーン・イニシアティブ」を掲げ、「環境保全と経済発展が両立する社会づくりを目指す「沖縄版グリーン・ニューディール」の推進」、「再生可能エネルギーの導入、省エネルギー技術の革新等による低炭素島しょ社会の実現」等を目指すこととしています。本ビジョンの『沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島』を環境面から推進する計画として、2013（平成25）年に「第2次沖縄県環境基本計画」が策定されました。

「第2次沖縄県環境基本計画」では、『豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県』を本県が目指す環境像とし、『環境への負荷の少ない循環型の社会づくり』、『人と自然が共生する潤いのある地域づくり』、『環境保全活動への積極的な参加』、『地球環境の保全に貢献する社会づくり』、『環境と経済が調和する社会づくり』の5つの基本目標を掲げています。

2 那覇市の環境行政のこれまでの取組

本市では、第3次総合計画で掲げた都市像のひとつである「美ら島の環境共生都市」の実現を目指し、次世代への良好な環境の継承に向け、市・市民・事業者等の各主体が協働しながら、本市の自然的・社会的な条件に応じた環境保全と創造のための施策を、総合的かつ計画的に展開していくための基本的な指針として、2000（平成12）年3月に「環境基本計画」（以下「旧計画」という。）を策定しました。旧計画では、市民が身近な自然に親しんで生き物に配慮し、公害がなく健康で快適な暮らしを営み、これまでの歴史や文化を尊重しながらも未来をみすえ、各地域・国と協力して環境問題に取り組む姿勢を『人・自然・地球にやさしい環境共生都市 なのは』を望ましい環境像として表現し、この望ましい環境像を達成するために5つの環境形成目標を設定し施策を展開してきました。

その後、環境を取り巻く状況、市の施策の取組み、市民・事業者等の意識などの変化に対応するため、2004（平成16）年4月には、環境に対する基本的な考え方や施策の方向、市・市民・事業者等の役割を明確にし、様々な環境保全施策を推進する根拠となる、「那覇市環境基本条例」を制定し、2007（平成19）年に旧計画の改訂を行いました。また、「那覇市環境保全行動計画；2001（平成13）年」、「那覇市水環境保全推進計画（改定）；2001（平成13）年」、「那覇市ゼロエミッション基本構想；2002（平成14）年」、「那覇市エコオフィス計画；2002（平成14）年」、「那覇市地域新エネルギービジョン；2005（平成17）年」、「那覇市地球環境保全行動計画；2008（平成20）年」、「那覇市地球温暖化対策アクションプラン；2010（平成22）年」等を策定するとともに、2003（平成15）年9月には、県内の地方自治体では初となる環境マネジメントシステムの国際規格、ISO14001の認証を取得し、各種環境関連施策や事業を展開してきました。

この結果、河川水質の向上や大気汚染の改善、太陽光発電システムの設置件数の増加、水洗化率の向上などの成果をあげてきましたが、公害苦情件数の低減、省エネルギーの推進など依然として解決すべき課題も残されています。

一方、2013（平成25）年4月の中核市への移行に伴い、これまでは沖縄県が所管していた各種事務（大気・水質・土壌の監視、産業廃棄物対策等）が移管され、環境保全行政のさらなる充実が求められています。

3 計画策定の目的

国や沖縄県が、それぞれの役割に応じた広域的な環境行政を推進する一方で、那覇市においては、「地域に最も近い基礎自治体ならではの役割、環境行政のあり方」が問われています。また、県都でもあり、県内唯一の中核市として、身近な環境問題の改善と持続可能な社会の構築に向けた取組を強力に推進することが求められています。

一方で、市民や事業者には、「地球市民」という意識のもと、本市が抱える環境問題を身近なものとして認識し、環境負荷を小さくするための経済活動やライフスタイルの確立、環境保全活動などへの参加が求められています。

第2次那覇市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、市・市民・事業者の協働のもと、本市が抱える環境上の課題を解決し、より良い環境を保全し、後世に継承していくことを目的に策定するものです。

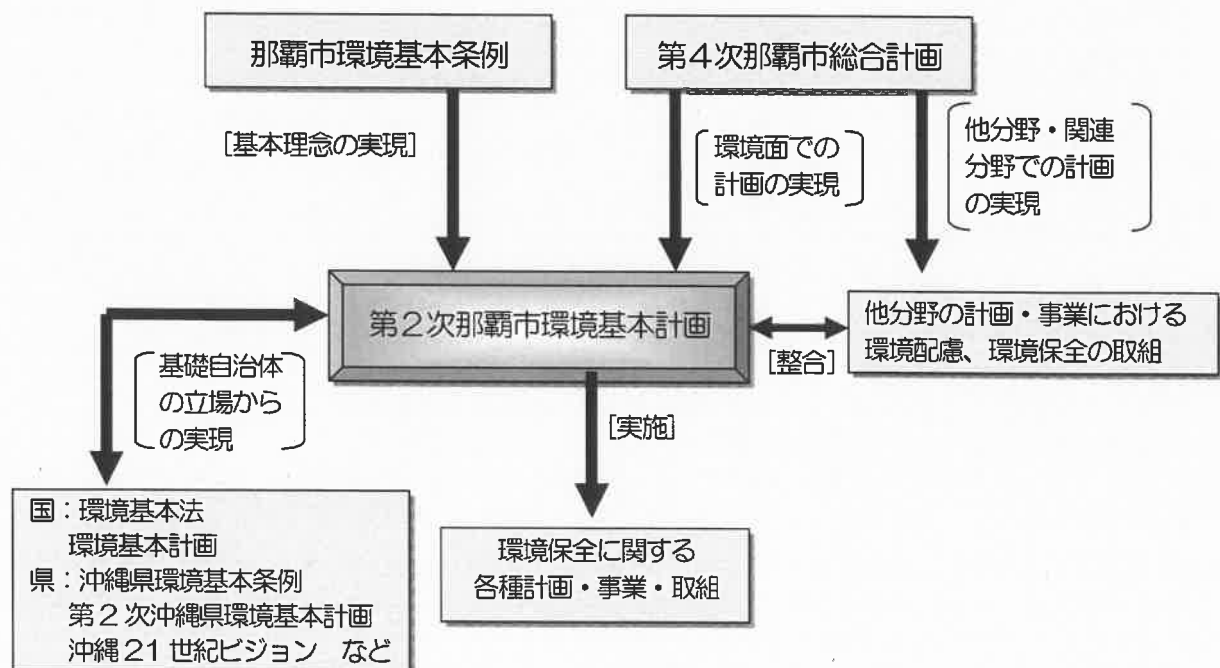
第2節 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

2004（平成16）年に制定された那覇市環境基本条例第8条において、「市長は、環境の保全と創造に関する基本的な計画を定めなければならない」と規定しています。本計画は、同条例に基づく計画として策定するものです。

また、本計画は、「第4次那覇市総合計画；2008（平成20）年3月」に掲げられた都市像の『人・自然・地球にやさしい環境共生都市 なは』を具体化するための、本市の環境分野における最上位計画となります。

すなわち、本計画は、市民や事業者の「環境の保全・創造」に関する取組の「指針」としての役割を担うとともに、国の環境基本計画や沖縄県の環境基本計画及び沖縄21世紀ビジョンを基礎自治体の立場から具体化するための「環境分野のマスタープラン」として位置づけられます。



第1章 計画の基本的事項

2 計画の期間 <2014(平成26)年度~2023年度>

本計画は、那覇市が目指す環境の将来像（21世紀半ばの姿）を提示し、市・市民・事業者がこの将来像を共有し、それぞれが果たすべき役割を認識した上で、将来像の実現に向けて各主体がそれぞれの立場で、環境の保全と創造に関する長期的な取組を実践するための指針として位置づけられるものです。

一方、計画目標年度や計画期間は、長期的な視点に立ちながらも、社会情勢等の変化に柔軟に対応し、的確な進捗管理が可能となるよう設定することが求められます。

そのため、本計画の期間は、2023年を目標年度とし、2014（平成26）年度からの10年間とします。ただし、本計画の計画期間が終了しても、環境の保全と創造に関する取組が終了するのではなく、その時点での本市の環境の状況や社会状況の変化、本計画の進捗状況・成果等を踏まえ、計画の見直しを行い、目指すべき環境像の実現に向けた、さらなる取組の段階に移行することとします。

3 計画の範囲

本計画は、那覇市全域を対象とします。また、本計画で取り組む環境の対象は、本市の良好な環境を後世に引き継ぐために必要となる取組を重視し、「生活環境」、「都市環境」、「自然環境」、「地球環境」と、これらの環境と分野横断的に関わる「人づくり」、「環境と経済・観光の調和」とします。

生活環境	大気、水質、騒音、その他の公害等
都市環境	公園・緑地、景観、歴史文化等
自然環境	生物、生態系等
地球環境	資源循環、地球温暖化等
人づくり	環境分野と横断的に関わる人づくりとしての環境教育・学習、地域活動、環境情報等
環境と経済・観光の調和	環境に配慮した経済活動、環境資源を持続的に活用した観光等

4 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

各章	各章の項目	記載内容	掲載頁
第1章	計画の基本的事項	■計画策定の背景や目的、計画の位置づけなどを記載しています。	1~8
第2章	那覇市の環境の概況	■本市の沿革や人口の推移、産業構造、交通などの社会状況について記載しています。 ■本市の気象条件や環境の特徴・課題などの概要を記載しています。 ■環境に対する市民や事業者の意識や日常の取組の概要を記載しています。	9~22
第3章	那覇市が目指す環境の将来像	■那覇市環境基本条例の理念や現在の環境の状況等を踏まえ、21世紀半ばに実現することを目指す、那覇市の環境の将来像を示しています。	23~28
第4章	環境像の実現に向けて	■環境像を実現するための市・市民・事業者の主な取組や取組の成果を確認するための目標（指標）について記載しています。	29~66
第5章	計画の推進	■計画の推進体制や進捗管理の方法について記載しています。	67~74

5 計画の中間見直しについて

(1) 中間見直しの必要性

2016（平成 28）年に発効された「パリ協定」では、産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃未満に抑えることが求められ、日本では 2030 年度までに温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比 26%削減する目標を掲げています。

国においては、2018（平成 30）年に「第五次環境基本計画」が策定され、分野横断的な 6 つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定しました。重点戦略の展開にあたっては、連携を重視、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指しています。

本市では、地球温暖化対策のため、2017（平成 29）年 2 月に「COOL CHOICE（クールチョイス）宣言」を行いました。公共交通機関の利用や省エネ機器への買い替えなど、環境のために賢い選択をしようという取組を行っています。

また、2018（平成 30）年 3 月には「第 5 次那覇市総合計画」を策定し、5 つのめざすまちの姿によって進むべき方向性を示しています。そのひとつとして、低炭素社会の実現に向けた地球にやさしい環境共生都市と安全安心で快適な都市機能を調和させ、誰もが訪れたい、住みつづけたいまちとして「自然環境と都市機能が調和した住みつづけたいまち NAHA」を環境・都市基盤におけるめざすまちの姿としています。

第 2 次那覇市環境基本計画は、2018（平成 30）年度の時点で進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うこととしています。このようなことから、内外の情勢の変化を踏まえ、「第 5 次那覇市総合計画」との整合性を図りながら、計画全体の最終年度である 2023 年度の目標達成に向け、より効果的に取り組みを進めるため中間見直しを行います。

(2) 中間見直しの方針

本計画の中間見直しでは、目指す環境の将来像を「第 5 次那覇市総合計画」の都市像を継承し、「自然環境と都市機能が調和した住みつづけたいまち NAHA」とします。環境の将来像を継承するための 4 つ「基本目標」ごとの「取組の柱」「取組の展開」については変更せず、基本的な方向や考え方は維持しながら、「第 5 次那覇市総合計画」との整合性を図るため、取組の目標の一部を見直します。また、計画開始から 5 年間の取組の評価を踏まえ、より適切な指標を設定すべきと判断した取組の目標については、必要に応じて修正を行います。なお、「市民・事業者アンケート」については、2018（平成 30）年に実施した結果を反映しています。

【見直しによる変更数値目標一覧】

取組の柱	指標	内容	変更理由	関連頁
1-1 きれいな空気を守る	大気環境基準（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の達成率（地点数（2））	変更前	大気環境基準に一酸化炭素を追加	34 頁
	大気環境基準（一酸化炭素、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の達成率（地点数2）	変更後		
1-3 きれいな水を守る	下水道普及率	変更前	第5次総合計画の指標に合わせ変更	38 頁
	下水道処理人口普及率	変更後		
	水洗化率	変更前	第5次総合計画の指標に合わせ変更	38 頁
	下水道接続率	変更後		
1-5 自然を守り・自然とふれあう	市主催の自然観察会の開催数	変更前	第5次総合計画の指標に合わせ変更	42 頁
	自然観察会等へ参加する市民の満足度	変更後		
1-6 緑あふれる街をつくる	緑被率（市面積に対する割合）	変更前	第5次総合計画の指標に合わせ変更	44 頁
	緑化推進事業への市民参加数	変更後		
	公園緑地面積	変更前	第5次総合計画の指標に合わせ変更	44 頁
	公園緑地等面積	変更後		
	市道街路樹の植栽本数	目標値修正	実績を踏まえて修正	44 頁
1-8 衛生的な街をつくる	畜犬登録数	変更前	第5次総合計画の指標に合わせ変更	48 頁
	犬の収容数	変更後		
	猫の収容数			
	畜犬登録数に対する狂犬病予防接種率	変更前	第5次総合計画の指標に合わせ変更	48 頁
	狂犬病予防注射接種率	変更後		
2-1 ごみを減らす	1人1日あたりのごみ排出量	目標値修正	第5次総合計画の指標に合わせ変更	50 頁
	資源化（リサイクル）率	目標値修正	第5次総合計画の指標に合わせ変更	50 頁
2-2 地球温暖化を防ぐ	温室効果ガスの排出量（CO ₂ 換算）	目標値修正	排出量算定方法の変更による修正	52 頁
3-1 環境を大切に する人を育てる	環境学習等の開催教室数	目標値修正	数値算定方法の変更	56 頁
3-3 環境保全に 取り組む人々 を応援する	道路ボランティアの参加団体数	変更前	第5次総合計画の指標に合わせ変更	60 頁
	道路ボランティア関連の参加団体数	変更後		
	公園ボランティアの参加団体数	目標値修正	実績を踏まえて修正	60 頁
4-2 環境を活かした 産業をつくり・ 育てる	環境配慮型観光事業者登録数 （インセンティブ事業の対象事業者数）	変更前	対象を環境に配慮した 取組を行う全ての事業 者に拡大	64 頁
	那覇市地球温暖化対策協議会ホームページにおける企業の取組事例公開件数	変更後		

第2章 那覇市の環境の概況

第1節 那覇市の概況

第2節 那覇市の環境の特徴

第3節 環境に対する市民や事業者の意識

第1節 那覇市の概況

1 本市の沿革

【琉球王朝時代 ～海外貿易の窓口～】

昔の那覇は、那覇川（現国場川）、安里川の注ぐ湾に浮かぶ島“浮島”でした。1451年尚金福が長虹堤を築いて那覇と崇元寺の前を結ぶに至って首里との交通の便が開け、泊や那覇港の繁栄につれて若狭町、泉崎を含めるようになり、那覇四町（西、東、若狭町、泉崎）と呼ばれる町を形成するようになりました。「唐、南蛮寄り合う那覇泊」と歌われた那覇は、海外貿易の窓口として発展し、商都としてにぎわいをみせました。

【廃藩置県】

19世紀に入ってから、西洋諸国の異国船が来航し、日本開国の前年の1853（嘉永6）年にはペリー提督が那覇に上陸しました。

1879（明治12）年の廃藩置県により、那覇に県庁が置かれ、首里に代わって沖縄県の政治・経済・文化の中心地となりました。同年、泊、久米、久茂地を編入し、近代那覇の行政区域の基盤ができ、1896（明治29）年特別区制の施行により、那覇区となりました。1903（明治36）年土地整理事業の完了に伴って真和志より牧志、小禄より垣花を編入し、さらに1914（大正3）年には、壺屋を真和志村から、そして新たに、埋立てた旭町を加え、また、町名を設定して24ヶ町となりました。

【市制施行-沖縄戦】

1921（大正10）年5月20日、特別区制が廃され、他府県同様の一般市制が施行され、那覇は市となりました。こうして沖縄県の県都として栄えた那覇市は、太平洋戦争末期の1944（昭和19）年10月10日の大空襲で市域の90%を焼失、さらに引き続く、沖縄戦によって完全な焦土となり、多年にわたって築いたまちは灰じんに帰しました。

【米軍占領と復興 ～ゼロからの出発～】

戦後那覇は、米軍の全面占領下にあり、立入禁止区域となっていました。1945（昭和20）年11月産業復興の名目で陶器製造産業先遣隊が壺屋一帯に入城し、1946（昭和21）年1月3日付けで糸満地区管内壺屋区役所が設置され、那覇復興が始まりました。

その後、民政府などの中央機関が漸次那覇に移転し、1949（昭和24）年12月9日、米軍政長官シーツ少将は、那覇を沖縄の首都とすると発表。その後、旧那覇市街が漸次開放されるようになり、那覇は再び繁栄を取り戻しました。1950（昭和25）年8月1日、みなと村を編入、さらに1954（昭和29）年9月1日、首里市、小禄村を合併しました。1956（昭和31）年には、立法院で首都建設法が制定され、那覇は沖縄の首都として整備されることになり、1957（昭和32）年12月17日には、懸案の真和志市との合併を実現して、一層の発展をとげました。

【祖国復帰-現在】

1972（昭和47）年5月15日、多年の要求であった祖国復帰が実現し、日本国憲法が適用される中で、那覇は沖縄の県都として都市基盤が一層整備され、今日、人口32万、市域面積39.98k㎡の近代都市となっています。現在、2018（平成30）年に制定された第5次那覇市総合計画「なはで暮らし、働き、育てよう！笑顔広がる元気なまちNAHA ～みんなでつなごう市民力～」に沿って、これからの100年を展望したまちづくりへアプローチする施策に取り組んでいます。

第2章 那覇市の環境の概況

2 本市の位置・面積

本市は、沖縄本島の南部に位置し、市域の北側では浦添市、東側では西原町、南側では豊見城市、南風原町と接しており、西側には東シナ海が広がっています。

本市は東西、約10km、南北約8kmで、総面積は39.98km²（2017（平成29）年10月1日）です。

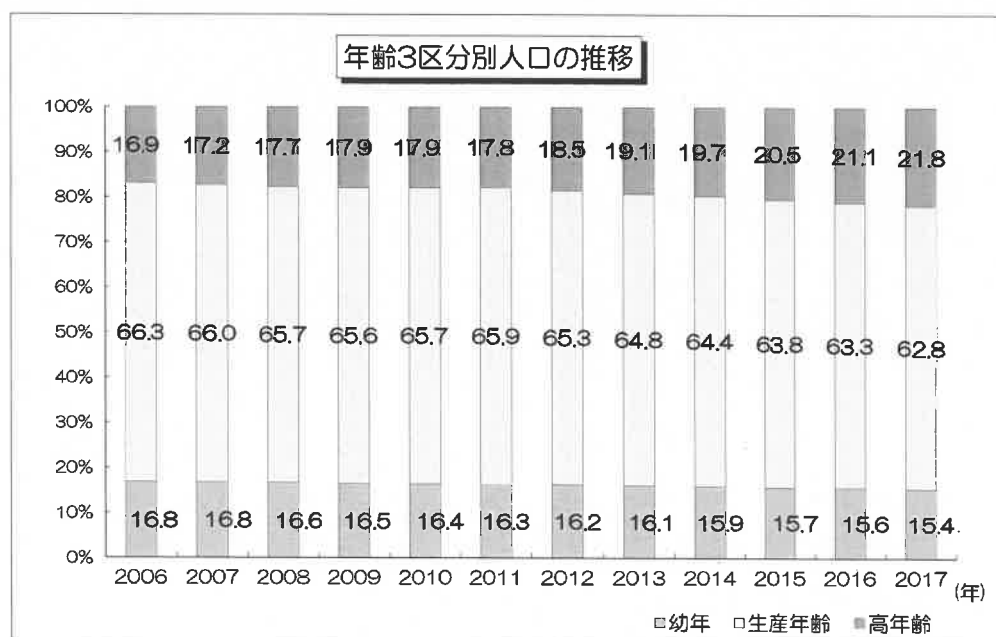
3 人口・世帯数

本市の2017（平成29）年12月末現在の人口は、323,290人、世帯数は、150,658世帯です。人口、世帯数ともに増加傾向にあり、核家族化も進行しています。



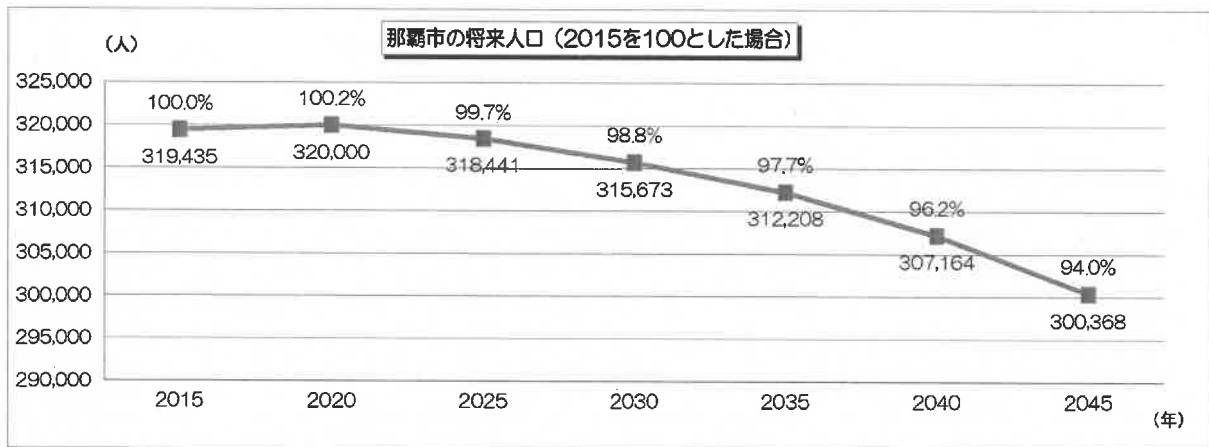
資料：住民基本台帳 各年12月末日現在

年齢3区分の人口割合の推移をみると、幼年人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少し、高齢人口（65歳以上）が増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳 各年12月末日現在

なお、国立社会保障・人口問題研究所が2018（平成30年）年3月に公表した「日本の市区町村別将来推計人口」（2018（平成30年）年推計）によると、本市の人口は2015（平成27）年の319,435人を基準とした場合、2020年をピークに減少に転じ、2045年では、2015（平成27）年比94.0%（300,368人）となるものと推計されています。

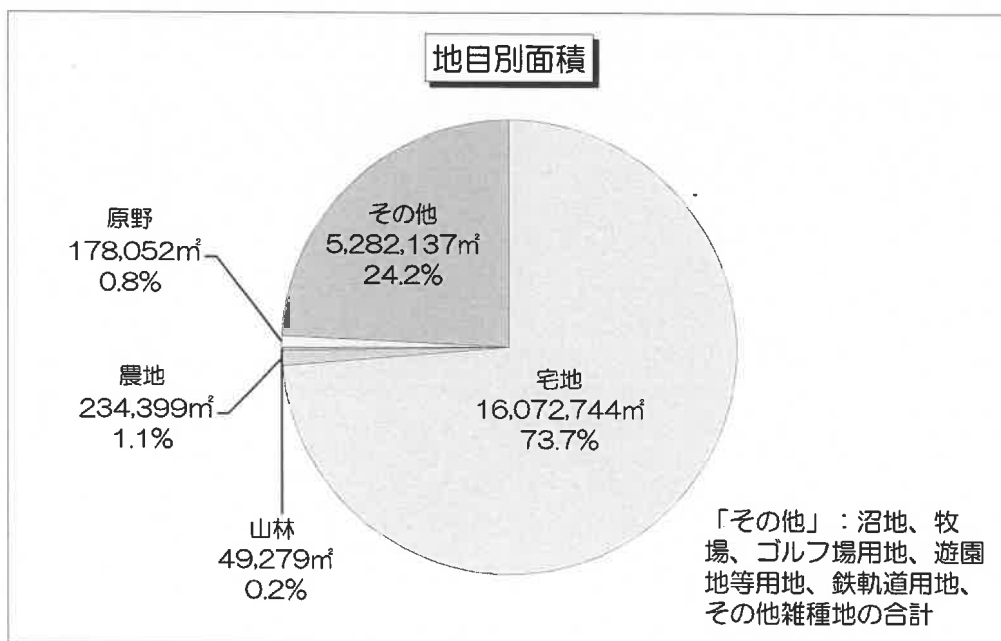


資料：「日本の市区町村別将来推計人口」
（2018（平成30）年 推計：国立社会保障・人口問題研究所）

4 土地利用

本市は、市域中央部の比較的平坦な土地を取り巻くように、小高い丘陵地が展開しています。

市域の土地利用の構成（2017（平成29）年1月1日現在）をみると、宅地が73.7%と最も多く、山林、農地、原野などの自然的土地利用はわずか2.1%に過ぎません。

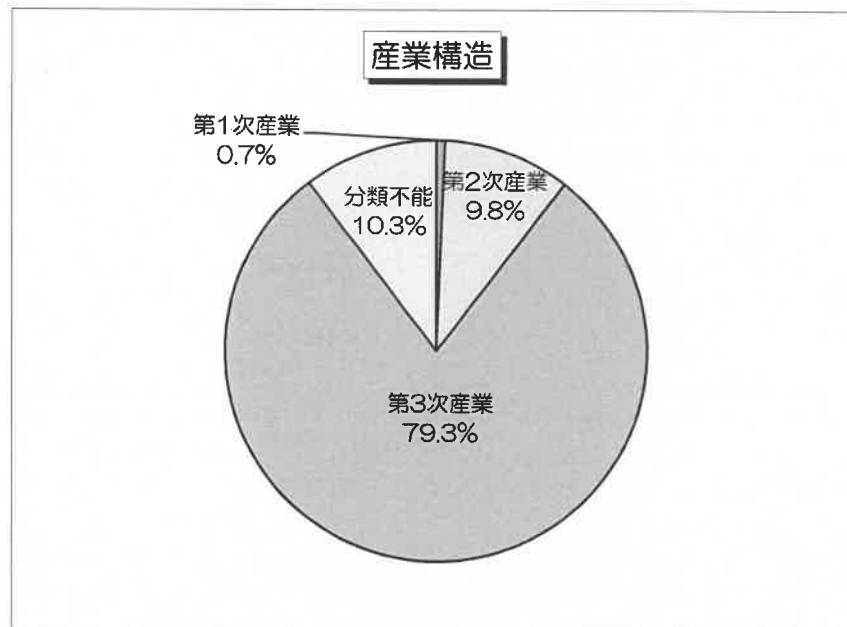


資料：第57回 那覇市統計書 平成29年度版

5 産業構造

本市の産業構造を就業者数の割合からみると、第3次産業が突出して多く、全体の79.3%を占めています。第3次産業では「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」が多く、全体の44.1%を占めています。

その一方で、第1次産業と第2次産業を併せても10.5%に過ぎません。

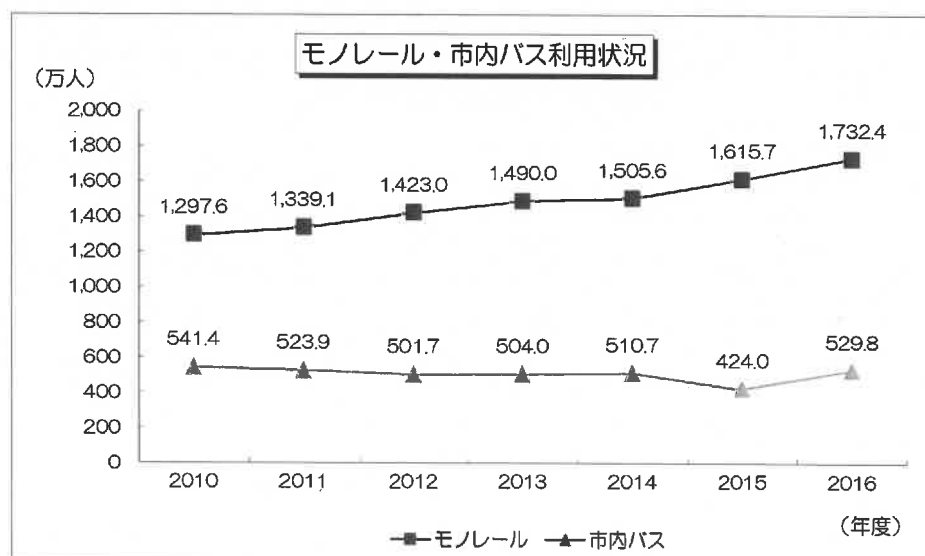


資料：2015（平成27）年 国勢調査

6 交通

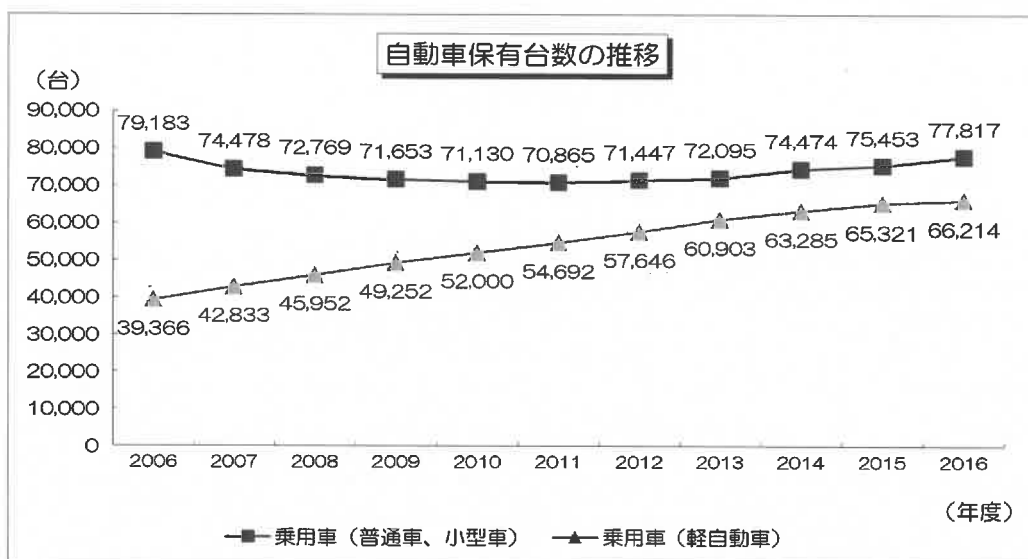
本市の主要な交通手段は、モノレール、路線バス、自家用車です。

モノレールと路線バスの利用状況をみると、モノレールは年間1,732.4万人が、路線バスは年間529.8万人が利用しています。



資料：第57回 那覇市統計書 平成29年度版、沖縄県 沖縄の統計

本市の自動車保有状況を乗用車（普通車、小型車、軽自動車）の経年変化でみると、全体では年々増加する傾向にあります。特に軽自動車については、2006（平成18）年度の1.7倍に増加しています。

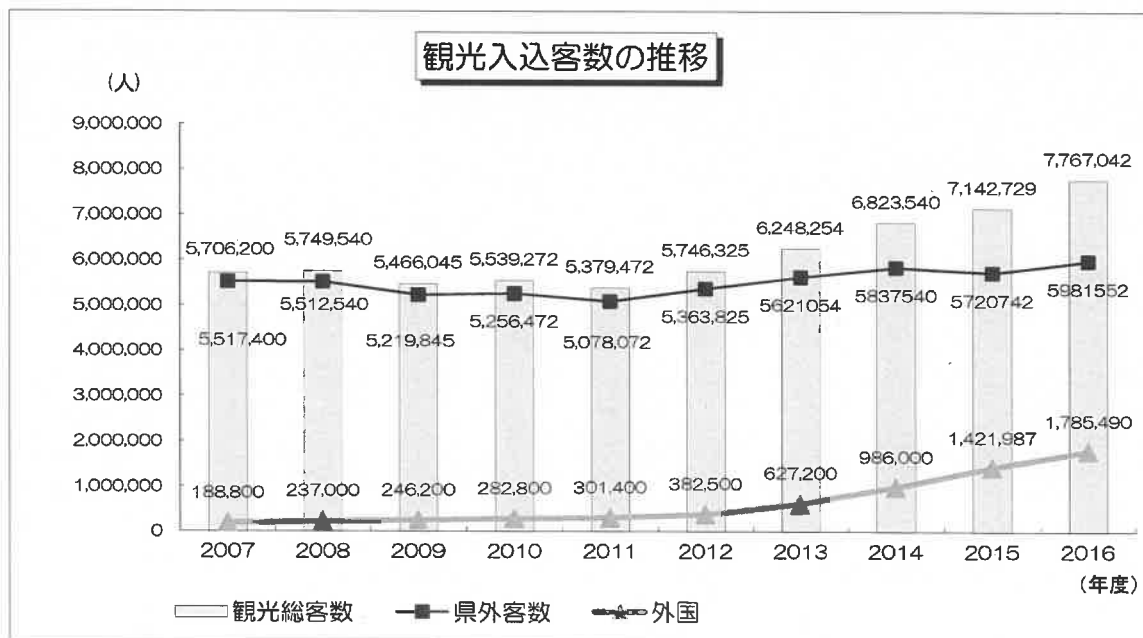


資料：沖縄総合事務局 陸運事務所 「業務概況」

7 観光動態

本市は、沖縄県の空と海の玄関口であるとともに、首里城跡をはじめとする世界文化遺産や国際通りなどの観光資源に恵まれた都市です。観光の状況観光客入り込み客数でみると、2008（平成20）年度から2011（平成23）年度までは減少傾向にありましたが、2012（平成24）年度以降増加し、2016（平成28）年度では観光客総数が7,767,042人（うち県外客数5,981,552人）となりました。

なお、2016（平成28）年度の観光総客数の23.0%を外国からの観光客が占めています。



資料：第57回 那覇市統計書 平成29年度版

第2節 那覇市の環境の特徴

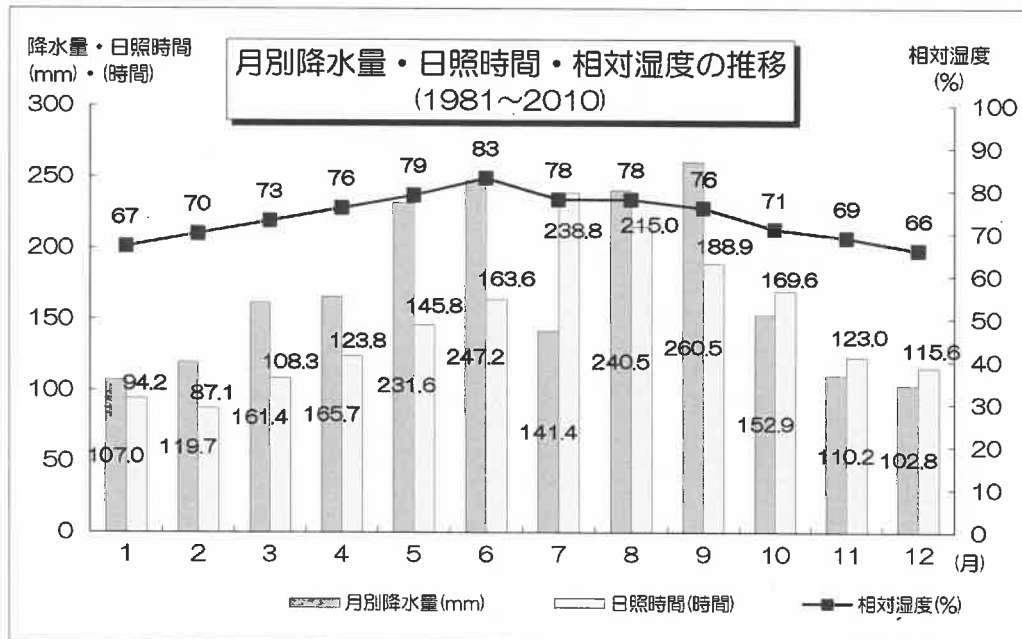
1 亜熱帯の気候条件

本市は、亜熱帯モンスーン地帯に属しており、温暖で四季の寒暖差が小さい温暖多雨な気候下にあります。

1981（昭和56）年から2010（平成22）年までの30年間の年間平均気温をみると23.1℃と温暖な気候となっています。月別平均気温では、1月が最も低く、7月が最も高くなっています。

年間の月平均降水量は約170mm、年間総雨量は約2,040mmです。月別にみると、梅雨期の6月（247.2mm）、台風期の9月（260.5mm）などの降水量が多くなっています。相対湿度も年間を通じて高く、東京と比べると年間平均で9%以上高くなっています。

日照時間をみると、年間の日照時間は約1,774時間であり、7月（238.8時間）や8月（215.0時間）の日照時間が長くなっていますが、1月（94.2時間）や2月（87.1時間）など冬季の日照時間は短く、東京の平均日照時間（1,876.7時間）よりも少なくなっています。

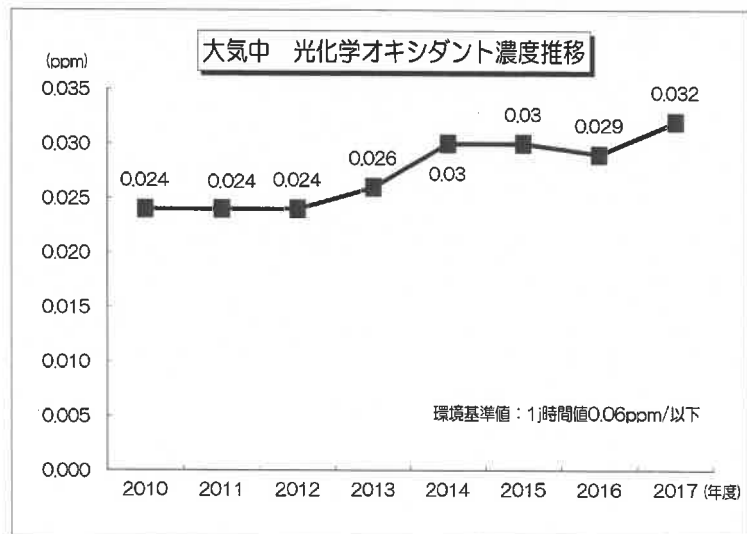


資料：気象庁ホームページ気象統計情報

2 比較的きれいな大気環境

本市の大気環境は、環境基準が設定された二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントのうち、光化学オキシダントを除く全ての項目において環境基準を達成しており、比較的きれいな大気環境が維持されています。

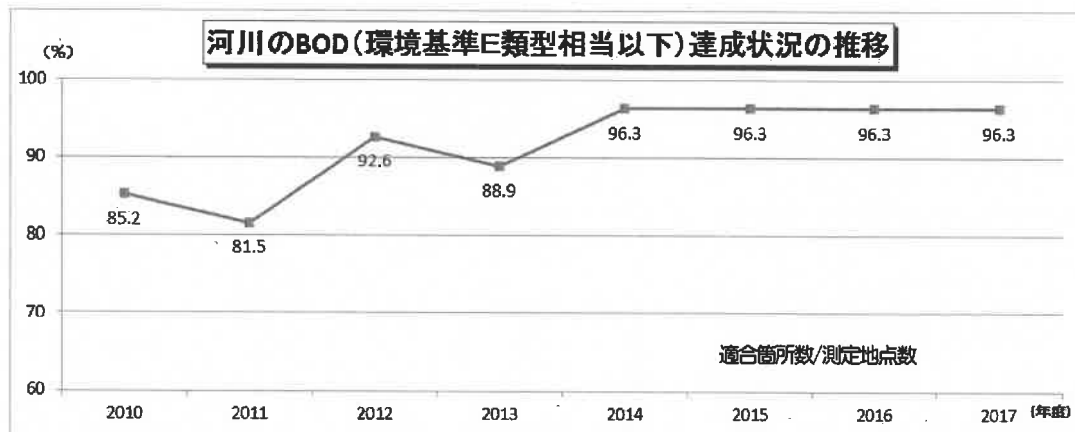
光化学オキシダントについては、年平均値では微増となっており、環境基準(1時間値 0.06ppm 以下)を超過した日がありました。この原因としては、大陸からのオゾンの移流による影響が考えられます。



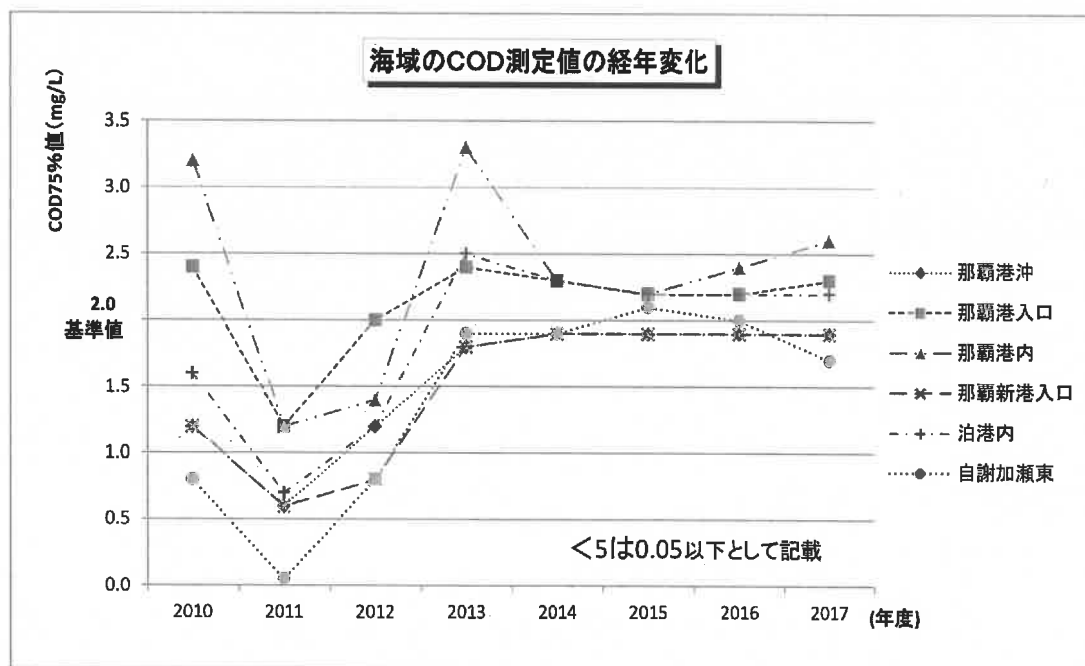
3 年々向上する水環境

市内河川の水質は、それぞれの環境基準を達成している箇所が比較的多くなっており、環境基準が未指定の河川でも、年々水質が向上する傾向にあります。「日常生活において不快感を生じさせない程度」の目安となる河川環境基準E類型（BOD 10mg/L 以下）を基準としてみると、適合している河川は96.3%（2017（平成29）年度、適合箇所数/測定地点）となっています。

今後も、河川水質のより一層の向上が求められます。



海域については、那覇港や泊港の変動が大きく、測定地点の6箇所中3箇所が基準を超過しています。河川の水質は良くなっているため、河口域や港内の浚渫等の影響が考えられ、今後の推移をみる必要があります。



第2章 那覇市の環境の概況

4 比較的静かな環境

本市では、騒音規制法に基づいて自動車交通騒音の常時監視を実施しています。

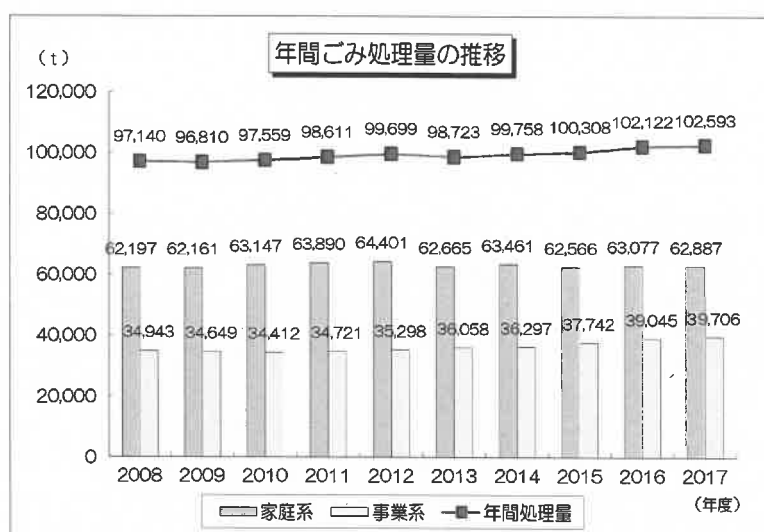
2017（平成 29）年度は、幹線道路 9 区間（延長 8.6 km）に面する地域について、5,271 戸の住居等を対象に騒音に係る環境基準（人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準）の達成状況の評価を行いました。5,271 戸のうち、昼間（6 時～22 時）及び夜間（22 時～6 時）とも環境基準を達成したのは 5,239 戸（99.4%）でした。

那覇空港周辺地域の航空機騒音については、県が那覇浄化センター局（那覇市西）と具志局で常時監視しています。2012（平成 24）年度においては、具志局で環境基準値（70WECPNL）を 1WECPNL 超過しましたが、2013（平成 25）年度以降は環境基準値以下になっています。

本市の自動車交通騒音及び航空機騒音は、概ね環境基準を達成している状況であり、比較的静かな環境が保たれています。

5 一層の削減が求められるごみの排出量

本市のごみは家庭系ごみが 2017（平成 29）年度では全体の 61.3%を占めています。年間のごみ処理量の 2008（平成 20）年度から 2017（平成 29）年度までの経年変化をみると、2010（平成 22）年度以降増加傾向になっています。より一層の排出量の削減が求められます。



6 民生部門がほとんどを占める二酸化炭素排出量

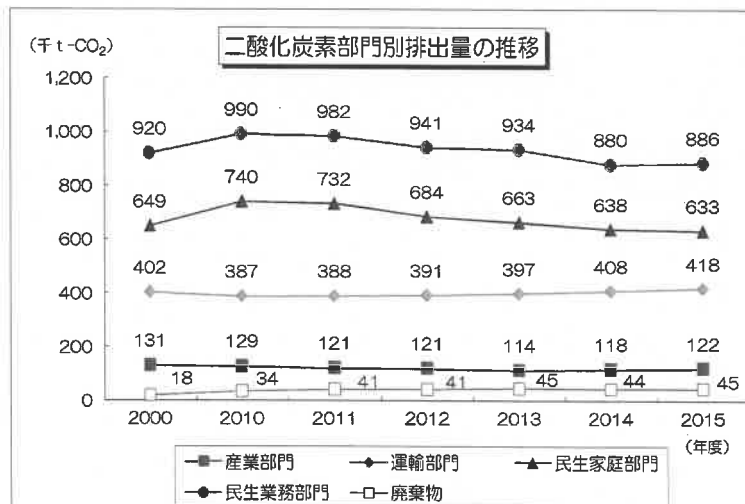
本市における温室効果ガス（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、代替フロン類）排出量の総排出量は、2015（平成 27）年度で 2,228 千トン（CO₂換算）となっており、その約 94.4%を二酸化炭素が占めています。

二酸化炭素の部門別排出量の基準年度 2000（平成 12）年度からの推移を見ると、産業部門は 6.9%減少、運輸部門が 4.0%増加しています。

一方、民生家庭部門は 2.5%減少、民生業務部門は 3.7%減少、廃棄物は 150%の増加となっています。

排出量の割合では、民生業務部門が 42.1%、民生家庭部門が 30.1%となっており、民生部門からの排出量が、全体の 72.2%を占める状況です。

なお、廃棄物については、2005（平成 17）年 12 月から廃プラスチック（ペットボトルを除く）が可燃ごみに加わったため、排出量が大幅に増加したと考えられます。



7 都市部に残る貴重な自然環境

国場川水系（国場川、長堂川、鏡波川、袋廻川）の各河川は水鳥が数多く飛来し、特にその河口の漫湖は1999（平成11）年5月に沖縄県初（全国では11番目）のラムサール条約登録湿地に登録されました。

那覇空港のすぐ沖合に広がる大嶺海岸は、干潮時には広大な礁池（イノー）が姿をあらわします。そこにはサンゴ礁原、藻場や干潟等の多様な環境があり、多様な生き物が生息しています。

また、末吉公園や新都心公園沖縄の杜ゾーンには陸生のホタルが生息しています。

本市は、沖縄県最大の都市ですが、このように優れた自然環境が随所に残されており、生物多様性や生態系保全の観点からも重要な環境です。

本市では、これらの自然環境をフィールドに、環境保全の啓発として「国場川水あしび」、「漫湖チュラカーギ作戦」等を定期的で開催し、また、こどもエコクラブの指導・運営をサポートする人材養成講座やホタル観察会、湧水めぐり等も実施しています。



「国場川水あしび」での観察会

8 琉球王朝の面影を今に残す歴史文化環境

本市は、琉球王朝の面影を今に残す歴史文化資源の宝庫です。

2000（平成12）年12月には、首里城跡、識名園、園比屋武御嶽石門、玉陵が「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の構成要素として、世界文化遺産に指定されました。御嶽や拝所など現在も信仰の場となる聖域も市内各所にみられます。

また、「那覇ハーリー」、「首里城祭」、「琉球王朝祭り首里」、「那覇大綱挽」など、琉球王国時代の伝統を引き継ぐ伝統文化行事も継承されています。



世界文化遺産：識名園

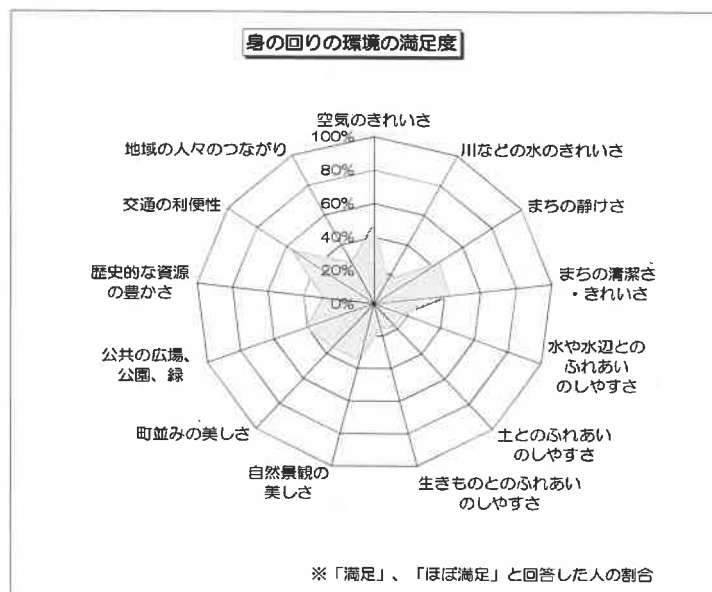
第3節 環境に対する市民や事業者の意識

1 身の回りの環境に対する市民の満足度について

市民アンケート調査によると、比較的満足度が高い（満足＋ほぼ満足の合計が50%以上）項目は「交通の利便性」です。全体的に身の回りの環境の満足度は高いとはいえません。

特に、「川などの水のきれいさ」、「水や水辺とのふれあいのしやすさ」、「土とのふれあいのしやすさ」、「生きもののふれあいのしやすさ」は、満足度が10%台と低くなっています。

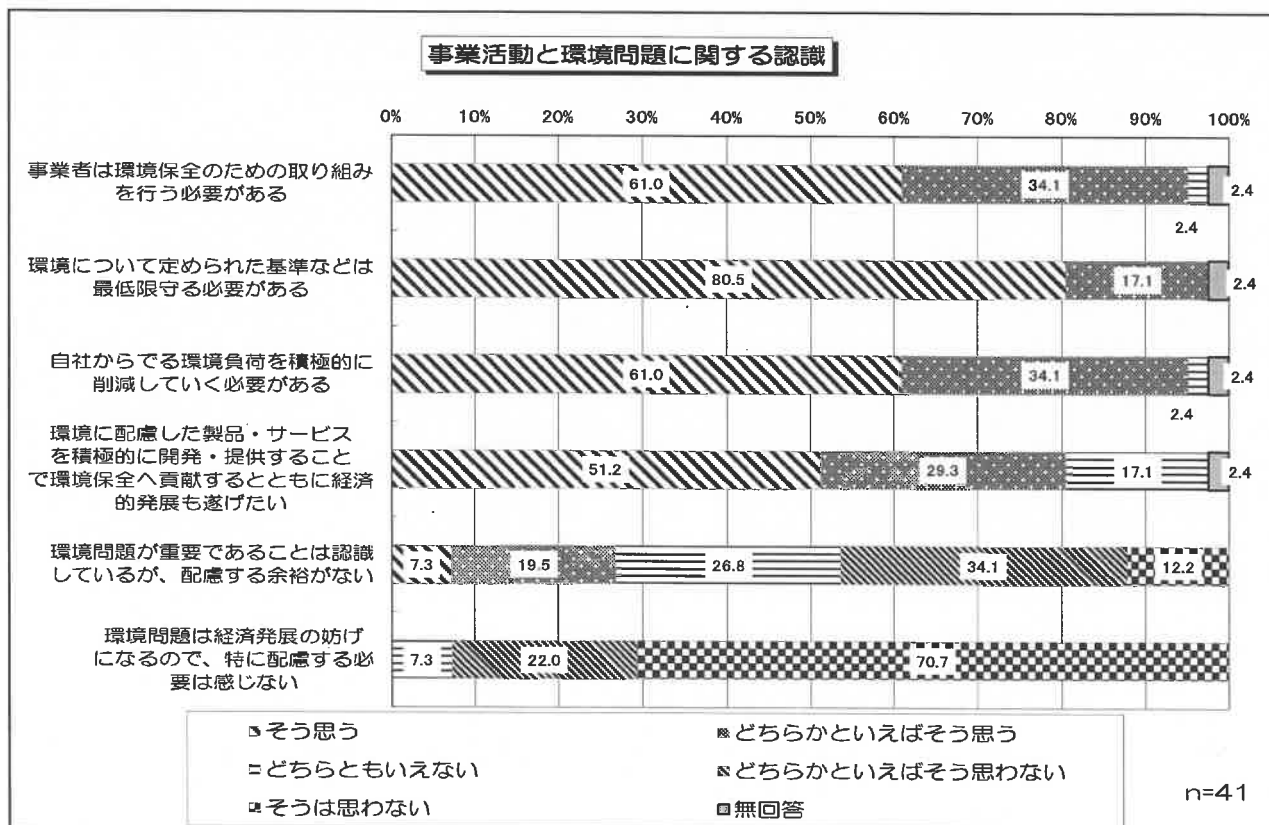
10年前との比較をみると、すべての項目で「変わらない」が一番多くなりました。



2 環境問題に対する事業者の意識について

事業者アンケート調査によると、ほとんどの事業者が、事業活動における環境保全の重要性を認識しており、80.5%の事業者は環境保全への貢献と経済的発展の両立を重視しています。

なお、環境問題の重要性を認識している一方で、経営的な配慮が困難と考える事業者も26.8%に及びました。



3 日常生活や業務活動における環境に配慮した主な取組の状況について

(1) 市民の日常生活における主な取組の状況

市民アンケート調査によると、日常生活での環境に配慮した取組としては、「ごみと資源物の分別」が92.3%、「ごみや吸い殻などのポイ捨てはしない」が91.8%と高い実施率となりましたが、これらの取組は、市民が守るべき基本的なルールであり、その徹底が課題といえます。

一方、設置経費がかかる太陽光・太陽熱の利用に関しては、実施率は低くなっています。

なお、本市では自家用車による移動が一般的ですが、「出来るだけ自家用車を使わず、徒歩や自転車、バス、モノレールの利用を心がけている」は35.5%の実施率となりました。

(2) 事業者の日常業務における主な取組の状況

事業者アンケート調査によると、日常業務での環境に配慮した取組としては、「ごみと資源物の分別」92.7%、「産業廃棄物の適切な処理」90.2%が90%以上の高い実施率となりましたが、これらの取組は、事業者が守るべき基本的なルールであり、その徹底が課題といえます。

一方、設置経費がかかる太陽光発電に関しては、実施率は低くなっています。

また、「マイカー通勤の自粛奨励」や緑化に対する取組、「環境に配慮した製品・サービスの開発・提供」なども低い実施率となりました。

4 那覇市が今後重視すべき環境施策について

(1) 市民が重視する環境施策

市民が重視する環境施策としては、「ごみ処理対策」が88.6%（重要+どちらかといえば重要の合計）となりました。また、「水を汚さない対策」では88.4%や「ごみの散乱・不法投棄対策」についても87.4%の市民が重要と考えています。

一方、「環境に配慮した商品の購入の促進」は63.0%、「太陽光・風力などの再生可能エネルギーの導入促進」は66.2%、「自然や歴史などの地域資源を活かした体験型観光の推進」などは66.4%程度となり、重要度はやや低い結果となりました。

(2) 事業者が重視する環境施策

事業者が重視する環境施策としては、「ごみの散乱・不法投棄対策」が97.6%（重要+どちらかといえば重要の合計）と最も高くなりました。

また、「生活排水対策」、「廃棄物の減量・再資源化・適正処理」、「河川等の水辺の保全」、「海岸や海域の保全」、「自然環境の保全」についても90%を超える事業者が重要と考えています。

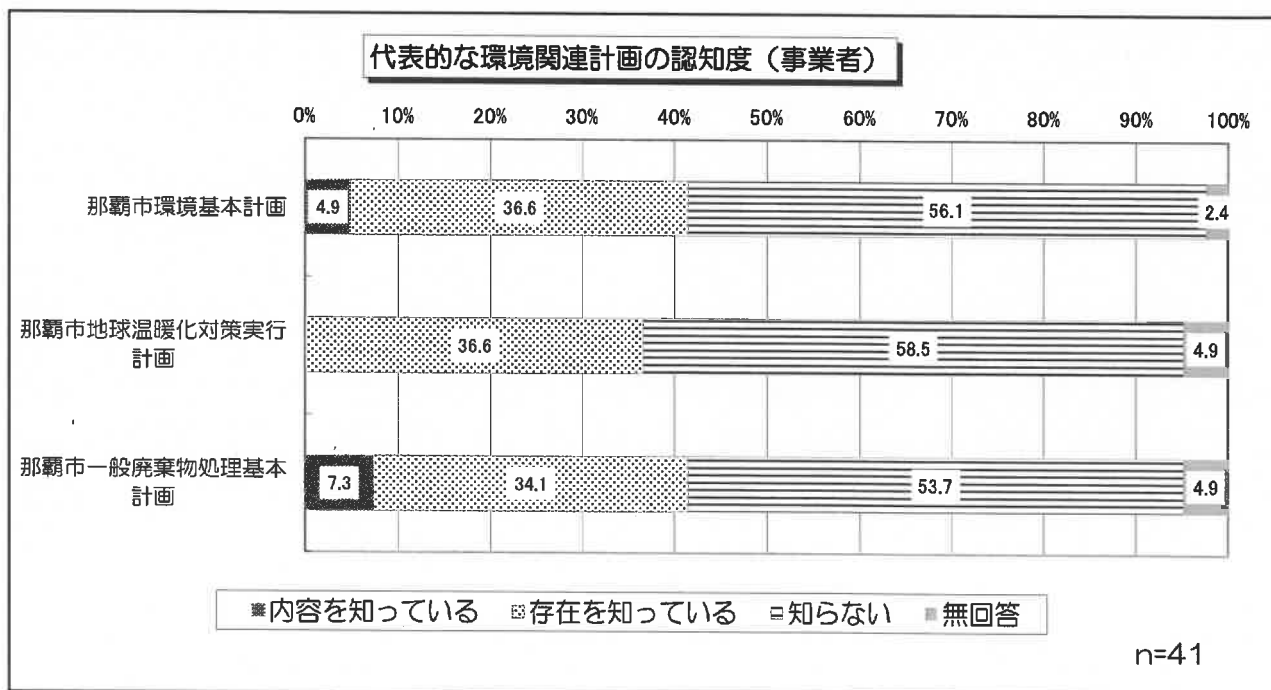
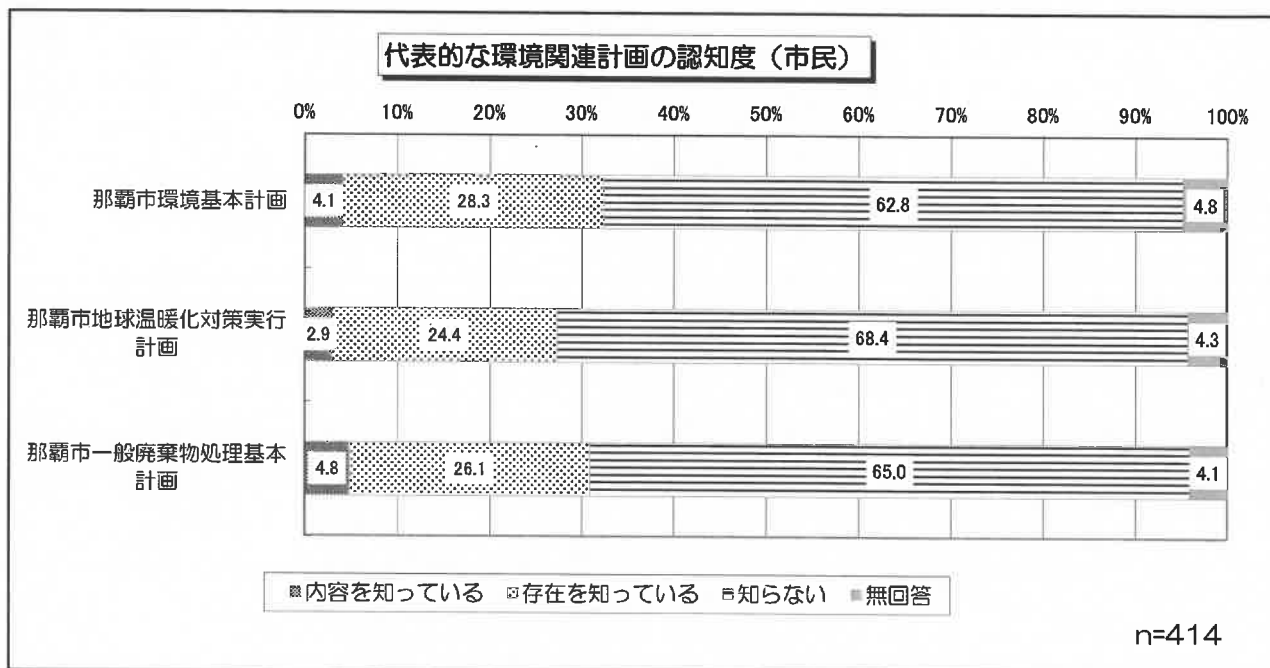
一方、「環境に配慮した商品の購入の促進」65.9%や「太陽光・風力などの新エネルギーの導入促進」65.9%、「自然や歴史などの地域資源を活かした体験型観光の推進」68.3%となり、重要度はやや低い結果となりました。

5 那覇市がこれまでに展開してきた主な環境関連計画の認知度について

市民・事業者アンケート調査では、那覇市がこれまでに展開してきた主な環境関連計画として、「那覇市環境基本計画」、「那覇市地球温暖化対策実行計画」、「那覇市一般廃棄物処理基本計画」の3つの計画についての認知度を尋ねました。

3つの計画の認知度は、市民・事業者ともに低い結果となりました。

市・市民・事業者が協働して環境保全に関する取組を進めていくためにも、今後は、市から市民や事業者に向けた環境関連計画や施策の積極的な広報が重要となります。



第3章 那覇市が目指す環境の将来像

第1節 那覇市が目指す環境の将来像
～21世紀半ばの環境の姿～

第2節 環境の将来像を実現するための基本目標

第1節 那覇市が目指す環境の将来像～21世紀半ばの環境の姿～

1 第2次那覇市環境基本計画の基本理念

「那覇市環境基本条例」においては、『私たちは、先人から受け継いだ美しく豊かな地球は、将来の市民に引き継いでいくべき預り物であることを認識し、市民・事業者・民間団体及び市が協働して、自然と調和のとれた住みよい那覇のまちの保全と創造に努め、市民の生活及び地球の環境が将来にわたって持続していけるような循環型社会を築くために行動したいと思う。』との表明のもと、第2条において以下の3つの基本理念を掲げています。

本計画においても、那覇市環境基本条例の基本理念を踏襲することとします。

- ① 市民は、安全で健康な生活を営み、良好な環境の中で生きる権利を有する。
- ② 人間以外の生き物も命あるものとして配慮され、多様な生態系が育まれなければならない。
- ③ 環境の保全と創造に努め、将来の市民へ健全で恵み豊かな地球を引き継ぐことは、すべての者の義務である。

本市が目指す環境の将来像は、「第5次那覇市総合計画」の環境に関する都市像を継承し、『自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまち NAHA』とします。

自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまち NAHA

『自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまち NAHA』は、21世紀半ばの那覇市の環境の姿をイメージしています。

21世紀半ばの那覇市は、漫湖や末吉公園などの自然環境が、人と自然が共生する場として大切に守られ、活かされています。

公園の整備や建築物の緑化など、市内の緑も充実し、歴史的な街なみの保全や都市的な景観も整えられ、市民だけではなく国内外から訪れる来訪者にとっても、快適な都市空間が形成されています。

川や海は、生活排水対策や家庭での取組により良好な水質が保たれ、様々な生き物の生息環境となるとともに、人々の憩いの空間ともなっています。

川、緑、海などの環境が連続的に保全されることによって、市域全体での生物多様性も確保されています。低公害車の普及や自転車利用の促進、利便性や安全性の高い公共交通網の整備により、きれいな空気が保たれています。

学校教育における環境教育が盛んに行われるとともに、環境NPOや大学等の教育研究機関等と連携した市民向けの環境関連講座が頻繁に開催され、市民一人ひとりが環境を意識し、「水を汚さない」、「ごみを減らす」、「自然を傷つけない」など、環境に配慮した行動を当たり前のこととして実践する、環境に対する意識の高い人々が暮らしています。特に、リサイクル商品の販売やマイバッグの持参など、商品の販売方法から買い方まで、「4Rを基本とした資源の有効利用と、ごみの減量化を意識したライフスタイル」が定着し、家庭や事業所から排出されるごみの量は、着実に減少しています。

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入や電気自動車等の低公害車の導入、省エネルギー型建築が、公共施設だけではなく、個々の住宅や事業所においても進み、さらには、積極的な省エネルギーの取組により、特に家庭からの二酸化炭素排出量は大幅に削減されています。

観光産業をはじめとする産業分野においても、環境保全に関する意識が高まり、環境マネジメントシステムの導入や環境に配慮した事業活動が積極的に展開され、その取組が『那覇市ブランド』として定着し、産業振興や経済振興につながっています。

これらの展開を通じて、市・市民・事業者が、環境保全に対する責任と役割を自覚し、協働してエネルギーと資源利用のあり方を見直し、低炭素・資源循環型社会へと転換し、地球環境の保全に貢献しています。このような環境に配慮した質の高い生活・産業は、観光客等を通じて国内外に広く認識され、観光振興にも寄与しています。

第2節 環境の将来像を実現するための基本目標

環境の将来像を実現するためには、本計画の主体である市・市民・事業者が、それぞれの役割と責任を自覚し、本市の環境の保全と創造に向けた取組を自主的に進めていくことが重要です。

そこで、将来像を実現するための取組の基本目標を設定し、様々な取組を推進していくこととします。

本計画の基本目標は、身の回りの環境をより良くしていくための取組に着目した「市内の環境の保全と創造に関する地域的な視点」、那覇市民であるとともに、地球市民としての取組に着目した「地球環境の保全と創造に関する広域的・国際的な視点」、環境保全活動などに積極的に取り組む市民や地域の育成に着目した「地域環境や地球環境の保全と創造を担う人づくり・地域づくりの視点」、環境保全を通じて持続的な経済振興を実現することに着目した「観光産業をはじめとした産業・経済と環境の好循環の視点」の4つの視点から設定することとします。

基本目標1

快適な都市環境と自然や歴史と共生するまち

「市内の環境の保全と創造に関する地域的な視点」の目標です。

自然や緑、歴史文化と共生し、公害の被害がほとんどなく、健康的で、快適に暮らせる那覇市を目指します。

基本目標2

身近な取組で地球環境保全に貢献するまち

「地球環境の保全と創造に関する広域的・国際的な視点」の目標です。

4Rを基本とした資源の有効利用や再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの取組など、環境に配慮した日常の生活活動や事業活動を通じて、低炭素・資源循環型社会へと転換し、地球温暖化問題をはじめとする地球環境の保全に貢献する那覇市を目指します。

基本目標3

環境を大切に市民が暮らすまち

「地域環境や地球環境の保全と創造を担う人づくり・地域づくりの視点」の目標です。

環境を守り育て、後世に引き継ぐ心が市民に浸透し、環境に配慮した行動を当たり前のこととして実践する、環境に対する意識の高い人々が暮らす那覇市を目指します。

基本目標4

環境と経済・観光が調和するまち

「観光産業をはじめとした産業・経済と環境の好循環の視点」の目標です。

環境マネジメントシステムの導入や環境共生型観光産業、那覇市発の環境商品の開発・販売、資源循環ビジネスの推進など、本市の環境を活かした観光産業振興や経済振興が持続的に展開する那覇市を目指します。

第4章 環境の将来像の実現に向けて

第1節 取組の体系

第2節 環境の将来像を実現するための取組

【第4章の見方について】

第3章でも示したように、那覇市が目指す環境の将来像『自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまち NAHA』は、市・市民・事業者の三者が協働のもとに実現する環境像です。

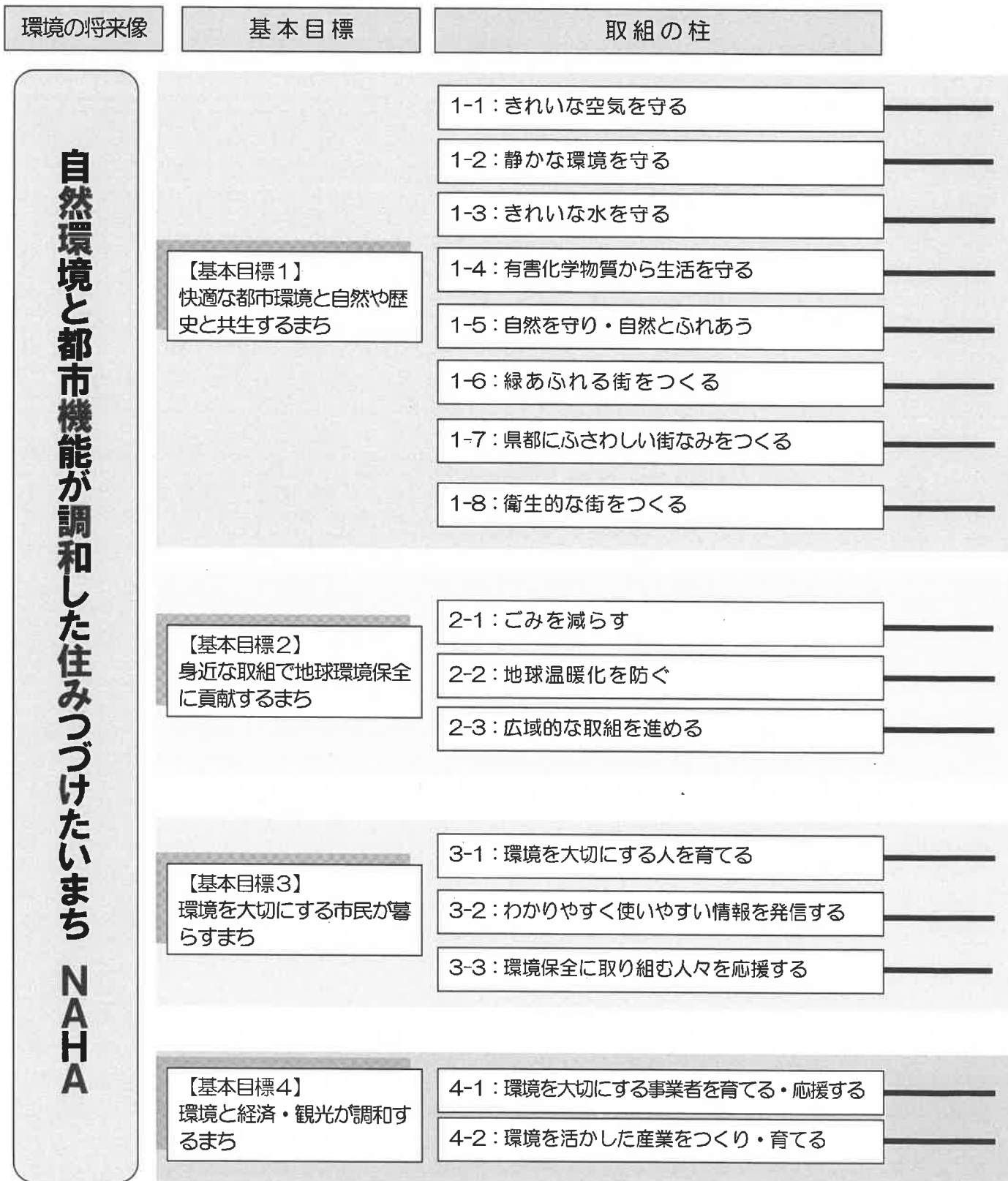
第4章では、この環境の将来像を実現するための、4つの基本目標ごとに取組の柱を設定し、市・市民・事業者の取組を示します。

■第4章の各項目の説明

1	取組の柱	基本目標別に市・市民・事業者が取り組む基本的な方向性を「取組の柱」として整理したものです。
2	取組の展開	「取組の柱」で展開する基本的なメニューを示しています。
3	現状と課題	「取組の柱」に関する環境の現状と課題の概要を示しています。
4	取組の目標	市・市民・事業者の取組の成果を把握する共通の指標です。中間目標2018（平成30）年度と計画期間終了時2023年度の目標を設定しています。
5	各主体の取組	目標を達成し、環境像の実現のために、市・市民・事業者の三者が行う取組です。

第1節 取組の体系

「那覇市が目指す環境の将来像」の実現に向けて、以下の体系に沿って“市・市民・事業者が協働で取り組む”取組を進めていきます。



取組の展開

① 自動車対策の推進 ② 固定発生源対策の推進 ③ 大気環境の調査・監視

① 自動車対策の推進 ② 固定発生源対策の推進 ③ 航空機対策の推進

① 健全な水質と水循環の確保 ② 水辺環境の保全と水とふれあう場づくり

① ダイオキシン類対策の推進 ② 有害大気物質等対策の推進 ③ 土壌汚染対策の推進

① 自然環境の保全 ② 生物多様性の保全 ③ 自然とふれあう場づくり

① 緑の保全と創出 ② 身近な緑の充実

① 観光都市にふさわしい景観づくり ② 歴史・文化の保全・活用

① 衛生的な街づくり ② 動物と共生する街づくり ③ 墓地の環境整備

① ごみの排出抑制・循環的利用の促進 ② 不法投棄の防止と街の美化の推進

① 温室効果ガスの抑制 ② 新エネルギーの導入 ③ 省エネルギーの推進

① 国、県、周辺市町村との連携・協力

① 学校教育における環境教育の推進 ② 家庭や地域における環境学習の推進

① 利用しやすい環境情報の整備・発信

① 環境保全の取組への参加の促進と取組に対する支援

① 事業所における環境教育の推進 ② 環境に配慮した取組に対する支援

① 環境関連産業の育成 ② 環境共生型観光の育成

第2節 環境の将来像を実現するための取組

【基本目標1】 快適な都市環境と自然や歴史と共生するまち

取組の柱 1-1：きれいな空気を守る

■現状と課題

本市の空気は、那覇市内で観測している環境基準項目のうち、光化学オキシダント以外はすべて環境基準を達成しており、概ね良好です。

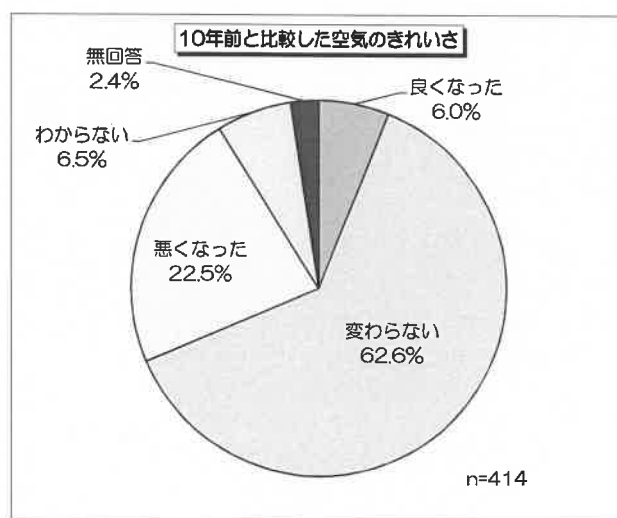
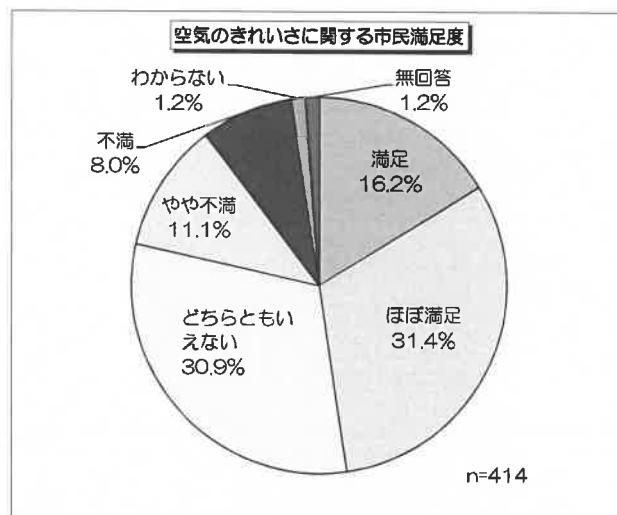
市民アンケートでは、「空気のきれいさに関する市民満足度」（満足＋ほぼ満足）は47.6%となっています。なお、「10年前と比べた変化」では、良くなったと感じている人は6.0%ですが、「悪くなった」と感じている人は22.5%となっています。

また、本市の主要な交通移動の手段は自動車ですが、出来るだけ自家用車を使わずに、徒歩や自転車、公共交通機関の利用を心がけている市民の割合は全体の35.5%となっています

一方、大陸からの原因物質の流入の影響が考えられる光化学オキシダントやPM2.5などは、本市だけの取組で解決することが困難な課題もみられます。

自動車の利用は、現在の本市の交通環境からは必要不可欠な手段ですが、過度な使用は、大気環境の悪化だけではなく、温室効果ガスの排出量の増加に伴う地球温暖化の進行にもつながります。

きれいな空気を守ることに配慮した自動車の利用と公共交通機関へのさらなる利用転換を進めていくことが重要です。



■取組の目標（当初計画との比較は92頁参照）

指 標	現 状	中間目標 (2018年度)	目 標 (2023年度)
大気環境基準（一酸化炭素、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の達成率（地点数 2）	100% (2017年度)	100%	100%
空気のきれいさに対する市民満足度（市民アンケート結果）	47.6% (2018年度)	60%	75%

■各主体の取組

取組の展開	市の取組	市民の取組	事業者の取組
①自動車対策の推進	◆事業者と協力してバスやモノレールなどの使いやすさを向上します。 【都市計画課、道路建設課、道路管理課】 ◆徒歩や自転車を利用しやすい環境を整備します。 【都市計画課、道路建設課、道路管理課】 ◆公共交通や自転車等の利用を呼びかけます。 【都市計画課、環境政策課、健康増進課】 ◆公用車のエコカー導入を推進します。【環境政策課】 ◆市の職員に対して自家用車以外の通勤を奨励します。 【環境政策課】	◆できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を利用します。 ◆エコドライブ（停車時のアイドリングストップ、急加速は行わない等）に努めます。 ◆車を購入する際には、エコカーの購入を検討します。	◆業務用車両は、エコカーの購入・使用に努めます。 ◆エコドライブ（停車時のアイドリングストップ、過剰積載を行わない等）に努めます。 ◆共同輸送等による物流の合理化などを検討します。 ◆通勤にはできるだけ公共交通機関を利用します。
②固定発生源対策の推進	◆ごみ焼却施設や火葬場の適正な維持管理を行います。 【廃棄物対策課、環境保全課】 ◆工場、事業所等の固定発生源への指導を行います。【環境保全課】 ◆野焼き・自家焼却禁止の指導を行います。【環境保全課】	◆大気汚染の原因となる家庭ごみ等の野焼きや自家焼却は行いません。	◆大気汚染に係る環境基準などを遵守するとともに、工場、事業所などから発生する排気ガスを減らします。 ◆樹木による大気浄化を図るため、工場等の敷地内の緑化に努めます。
③大気環境の調査・監視	◆大気汚染物質（PM2.5を含む）の常時監視を実施し、その情報を公開します。【環境保全課】 ◆PM2.5や光化学オキシダントの警報等発令時には、関係部署との連携により健康被害の軽減を図ります。 【環境保全課】 ◆事業場から発生する悪臭については、必要な規制を行い、悪臭防止対策を推進します。【環境保全課】 ◆沖縄県や周辺市町村と連携して観測体制を充実させます。【環境保全課】	◆大気汚染に関する環境調査に協力します。	◆工場、事業所などから発生する排気ガスなどの実態や低減対策の情報を積極的に公開します。



ハイブリッドタイプのごみ収集車と充電器

取組の柱 1-2：静かな環境を守る

■現状と課題

本市の騒音は、全体的には比較的静かな環境が保たれています。

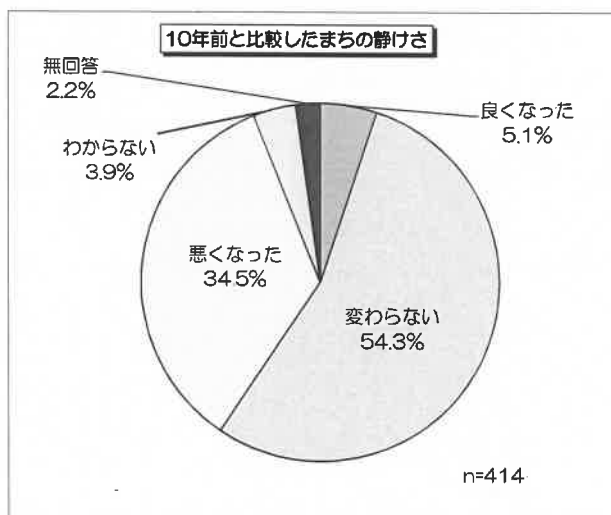
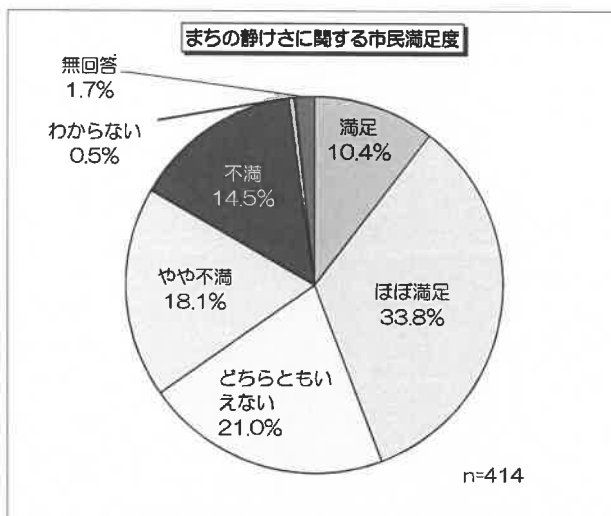
市民アンケートでは、「まちの静けさに関する市民満足度」（満足＋ほぼ満足）は44.2%となっています。

なお、「10年前と比べた変化」では、良くなったと感じている人は5.1%ですが、「悪くなった」と感じている人は34.5%となっています。

また、近年、日常生活から発生する騒音（近隣騒音）が問題となっていますが、楽器の演奏や音響機器を使用する時に近隣に迷惑をかけないようにしている市民の割合は、全体の63.3%となっています。

近年は、騒音に関する苦情が増加していることを踏まえると、静かな環境を守ることに配慮した対策を進めるとともに、私たちが日常生活の中で、近所迷惑となるような騒音を出さないように心がけることが重要です。

また、那覇空港滑走路増設に伴い、航空機の発着回数が増加することから、騒音対策については、沖縄県と連携し、国に必要な対策を求めていくことが重要です。



■取組の目標（当初計画との比較は92頁参照）

指 標	現 状	中間目標 (2018年度)	目 標 (2023年度)
自動車騒音環境基準（面的評価区間）の達成率	99.4% (2017年度)	100%	100%
まちの静けさに対する市民満足度 (市民アンケート結果)	44.2% (2018年度)	60%	75%

■各主体の取組

取組の展開	市の取組	市民の取組	事業者の取組
①自動車対策の推進	◆ 低騒音排水性舗装の使用など自動車騒音防止対策を検討します。 【道路建設課】 ◆ 用途地域の見直しにあわせて騒音・振動規制区域の見直しを行います。 【環境保全課】 ◆ 自動車騒音の常時監視・測定を行います。 【環境保全課】	◆ エンジンの空ぶかしや急発進などはいけません。 ◆ 必要な時以外は、クラクションの使用は控えます。	◆ エンジンの空ぶかしや急発進などはいけません。 ◆ 必要な時以外は、クラクションの使用は控えます。
②固定発生源対策の推進	◆ 工場、事業所等の固定発生源への指導を行います。 【環境保全課】 ◆ 公共事業を実施する際の騒音・振動対策を推進します。 【建築工事課、花とみどり課、まちなみ整備課、道路建設課、市営住宅課、文化財課、配水管理課、水道工務課、下水道課、施設課】 ◆ 近隣生活騒音や建築工事等に伴う騒音に対する調査や指導を行います。 【環境保全課】	◆ 楽器の演奏や音響機器などの使用の際には、近隣に迷惑をかけないように心がけます。	◆ 騒音・振動に係る環境基準などを遵守するとともに、工場、作業所などから発生する騒音を減らします。 ◆ 工場、作業所などから発生する騒音などの実態や低減対策の情報を積極的に公開します。
③航空機対策の推進	◆ 空港及び基地から発生する騒音の実態把握を行います。 【環境保全課、平和交流・男女参画課】 ◆ 沖縄県や周辺市町村と連携し、国へ騒音低減の取組を要請します。 【環境保全課、平和交流・男女参画課】	—	—

取組の柱 1-3：きれいな水を守る

■現状と課題

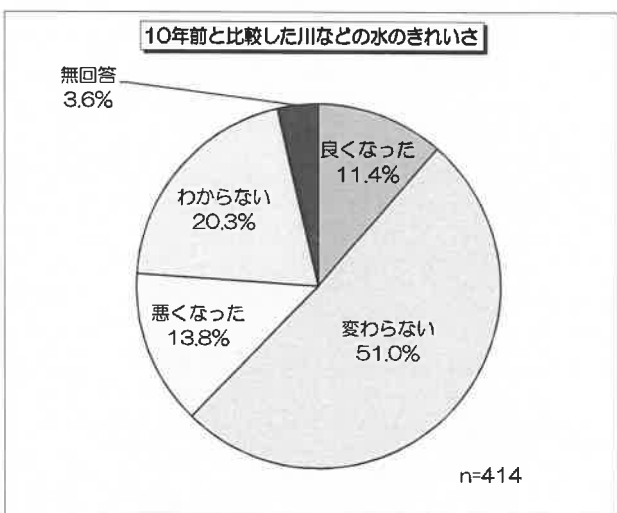
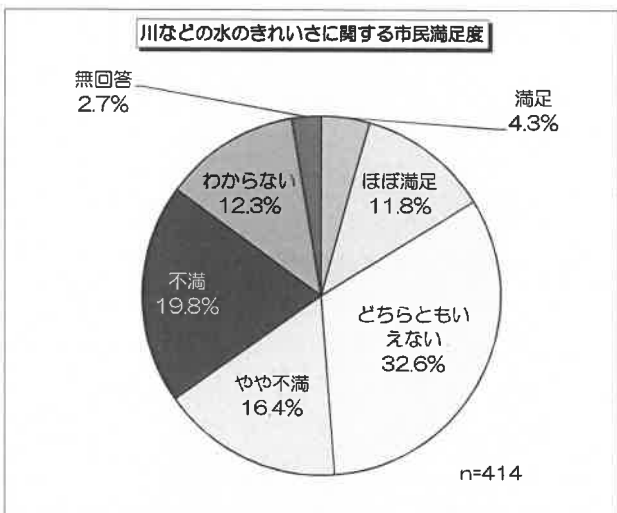
本市の河川や海域の水質は、比較的良好な状況にあります。

しかしながら、市民アンケートでは、「川などの水のきれいさに関する市民満足度」（満足＋ほぼ満足）は 16.1%となっています。一方、「10 年前と比べた変化」では、良くなったと感じている人は 11.4%、「悪くなった」と感じている人は 13.8%となっています。

また、「水や水辺のふれあいのしやすさに関する市民満足度」は 17.2%であり、「10 年前と比べた変化」では、良くなったと感じている人が 5.1%にとどまるなど、現在の状況は、「あまり良好ではない」と感じている人が多いことがうかがえます。

なお、市民が日常生活における環境配慮の取組として、「コメのとぎ汁や油などを直接排水溝に流さないようにしている」市民の割合は全体の 56.8%となっています。

きれいな水を守るためには、私たちが水資源を大切に使い、水を汚さないようにして、「良好な水質を維持・向上する」ことや雨水利用や再生水利用などにより「水循環を維持する」こと、水辺の美化清掃などによる「人も生き物も利用しやすい辺づくり」などが重要です。



■取組の目標（当初計画との比較は92 頁参照）

指 標	現 状	中間目標 (2018 年度)	目 標 (2023 年度)
河川の水質が改善している箇所の割合 (BOD 値 5 mg/L 以下 地点数 27)	92.6% (2017 年度)	90%	95%
類型指定されている海域水質環境基準 の達成率 (COD 値 2 mg/L 以下 地点数 6)	50% (2017 年度)	100%	100%
下水道処理人口普及率 ※1	98.1% (2017 年度)	98.2%	98.6%
下水道接続率 ※2	95.7% (2017 年度)	95.9%	97.0%
水や水辺とのふれあいのしやすさに対 する市民満足度 (市民アンケート結果)	17.2% (2018 年度)	30%	50%

※1 下水道処理人口普及率（下水道が利用可能な人口／行政区内人口）で求められ、下水道を利用できる生活環境にある人の割合を示します。

※2 接続率（水洗化率）（下水道に接続している人口／下水道が利用可能な人口）で求められ、下水道を利用できる人のうち実際に下水道を利用している人の割合を示します。

■各主体の取組

取組の展開	市の取組	市民の取組	事業者の取組
①健全な水質と水循環の確保	◆ 水質に関する環境調査を行います。【環境保全課】 ◆ 沖縄県や周辺市町村と連携して観測体制を充実させます。【環境保全課】 ◆ 公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を推進します。【下水道課、料金サービス課、環境保全課】 ◆ 道路整備における透水性舗装の整備を推進します。【道路建設課】 ◆ 保水機能や浄化機能を重視した緑地や公園の整備を推進します。【花とみどり課】 ◆ 公共施設における雨水や再生水の利用を推進します。【建築工事課、花とみどり課、公園管理課、下水道課、施設課】 ◆ 水を汚さないために家庭や事業所で実践できる取組を普及啓発します。【下水道課、料金サービス課】 ◆ 市民、事業者に対して節水に対する広報活動を行います。【環境保全課、上下水道局総務課、上下水道企画経営課】 ◆ 市民や事業者に対して雨水利用の啓発を行います。【環境保全課、まちなみ整備課、花とみどり課】 ◆ 井戸・湧水の有効活用を推進します。【環境保全課】	◆ 公共下水道が整備された地域では、速やかに接続します。 ◆ 公共下水道の整備が行われていない地域では、浄化槽を設置して適切な維持管理を行います。 ◆ 水を汚さないために家庭でできる行動（油を流さない、洗剤を少なめに使用するなど）に取り組みます。 ◆ 節水を心がけ、水を大切に有効に使います。 ◆ 雨水貯留施設を設置し、庭の水やりや洗車に使用するなど、雨水の利用に努めます。	◆ 日常的な事業活動において節水を心がけます。 ◆ 水の再生利用や雨水利用など、水資源の有効活用を図ります。 ◆ 水質に係る排水基準など関連法令を遵守するとともに、工場、作業所などからの汚濁物質の排出の低減に努めます。 ◆ 工場、作業所などから発生する排水などの実態や汚濁物質の排出の低減対策の情報を積極的に公開します。
②水辺環境の保全と水とふれあう場づくり	◆ 多様な生物の生息・生育環境となっている干潟や海岸、河岸等の水辺環境を保全します。【環境保全課】 ◆ 赤土流出の情報収集とパトロールを行います。【環境保全課】 ◆ 市民や事業者と協働して水辺環境の保全活動（美化活動等）を推進します。【環境保全課】 ◆ 市民参加型の水辺、海辺の生き物調査を実施します。【環境保全課】	◆ 河川や海岸の美化運動に参加します。 ◆ 河川や海岸にごみのポイ捨てや不法投棄は行いません。 ◆ 市民参加型の水辺、海辺の生き物調査などに参加します。	◆ 開発事業などを行う際は、水辺環境の保全に努めます。 ◆ 河川や海岸の美化運動に参加するとともに、積極的な支援を行います。 ◆ 廃船や廃漁網などを海域に不法投棄しません。 ◆ 海域の不法投棄ごみの回収に協力します。

取組の柱 1-4：有害化学物質から生活を守る

■現状と課題

本市では、ダイオキシン類や有害大気物質等による健康被害、その他の化学物質による土壤汚染など、著しい環境汚染は発生していません。

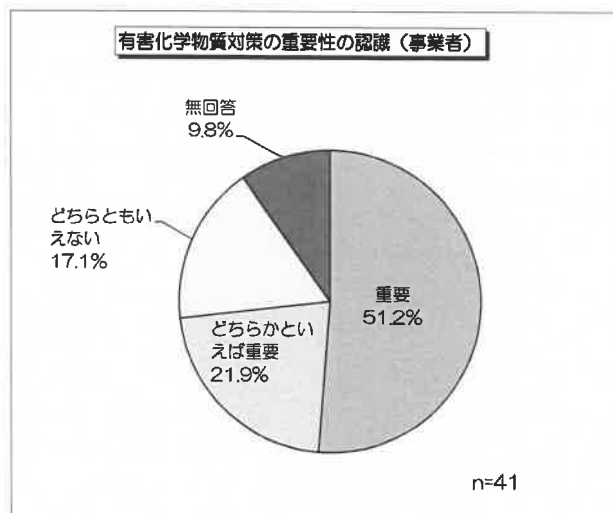
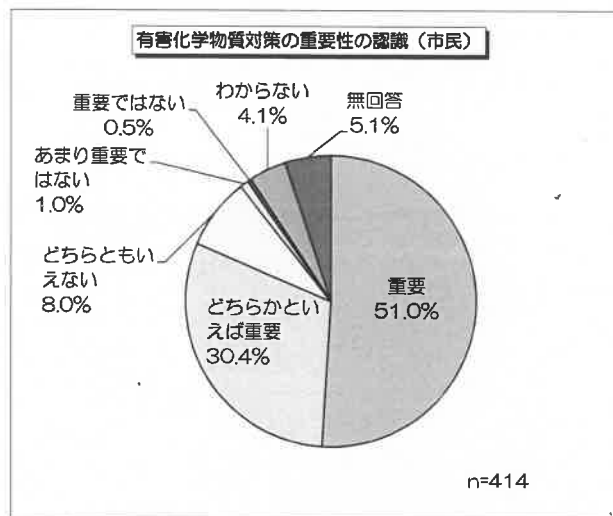
しかし、私たちの生活においては、様々な化学物質が使用されており、製品の製造やごみの焼却の過程で、ダイオキシン類のような有害な化学物質として作り出されてしまうものもあります。

また、化学物質には、低濃度であっても長期間にわたり蓄積した場合に、人の健康を害したり、生態系を狂わせたりする物質や、地下浸透による地下水汚染や土壤汚染を引き起こすものもあります。

市民アンケートでは、有害化学物質対策について、全体の81.4%が「重要」または「どちらかといえば重要」と認識しています。

また、事業者アンケートにおいては、全体の約73.2%が「重要」または「どちらかといえば重要」と認識しています。

有害化学物質から生活を守るためには、化学物質による環境汚染の防止対策とともに、化学物質に関する正しい情報について学び、理解し、適切に利用することが重要です。



■取組の目標（当初計画との比較は93頁参照）

指 標	現 状	中間目標 (2018年度)	目 標 (2023年度)
環境中のダイオキシン類濃度の環境基準の達成率（地点数 5）	100% (2017年度)	100%	100%
有害大気汚染物質の環境基準の達成率（地点数 2）	100% (2017年度)	100%	100%

■各主体の取組

取組の展開	市の取組	市民の取組	事業者の取組
①ダイオキシン類対策の推進	◆ 環境中のダイオキシン類の常時監視と情報の公開を行います。【環境保全課】 ◆ 那覇・南風原クリーンセンターにおけるダイオキシン類の排出を抑制します。【廃棄物対策課】	◆ ダイオキシン類の発生の原因となる家庭ごみ等の野焼きや自家焼却は行いません。	◆ ダイオキシン類が発生しないよう、廃棄物の適正処理を行います。
②有害大気物質等対策の推進	◆ 有害大気汚染物質の常時監視と情報の公開を行います。【環境保全課】 ◆ アスベスト飛散防止対策を行います。【環境保全課、建築工事課、建築指導課】	◆ 家庭菜園などでは、農薬の適正管理・適正使用に努めます。	◆ 事業活動で使用する化学物質の適正管理・適正使用に努めます。 ◆ 建築物や工作物の解体などにあたっては、アスベスト粉塵の飛散防止対策を講じます。
③土壌汚染対策の推進	◆ 有害化学物質による土壌汚染や地下水汚染の状況について、調査を実施し、情報の公開を行います。【環境保全課】 ◆ 土壌汚染対策法に基づく「有害物質使用特定施設」が廃止された場合は、事業者に対して、土壌汚染調査を指導します。【環境保全課】 ◆ 汚染された土壌の適正処理について事業者に対して指導します。【環境保全課】	◆ ごみの不法投棄や、庭やあき地に埋めたりしません。 ◆ 農薬や油などを庭やあき地にまきません。	◆ 土壌汚染に関する環境基準などを遵守するとともに、工場、事業所などから発生する排水の適正処理を行います。 ◆ 土壌汚染を引き起こさないよう、有害化学物質の適正管理に努めます。 ◆ 土壌汚染が生じた場合は、汚染範囲の調査と汚染土壌の適正処理を行います。

取組の柱 1-5：自然を守り・自然とふれあう

■現状と課題

本市は、県内でも高度に都市化が進んだまちですが、沖縄県初（全国では11番目）のラムサール条約登録湿地に登録された漫湖や干潮時には広大な礁池（イノー）が姿をあらわす大嶺海岸、末吉公園など、多様な自然が残されています。

市民アンケートでは、「生きものとのふれあいのしやすさに関する市民満足度」（満足＋ほぼ満足）は14.8%となっています。

一方、「余暇は自然とふれあうように心がけている」市民は、全体の31.2%となっており、「今後は行ってみたい」を含めると、74.2%の市民が、自然とのふれあいを望んでいることがうかがえます。

本市において自然を守るためには、やんばるの森のような原始的な自然ではなくても、都市部に残されたわずかな自然を身近に感じ、大切にすることが第一歩となります。

そのためには、身の回りのどんなところにどんな生きものが暮らしているのかを知ることや、自然とふれあう機会を増やしていくことが重要です。

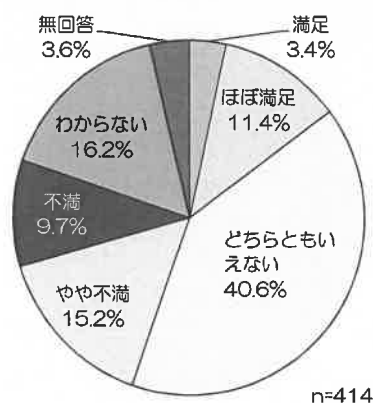


沖縄県初のラムサール条約登録湿地である漫湖

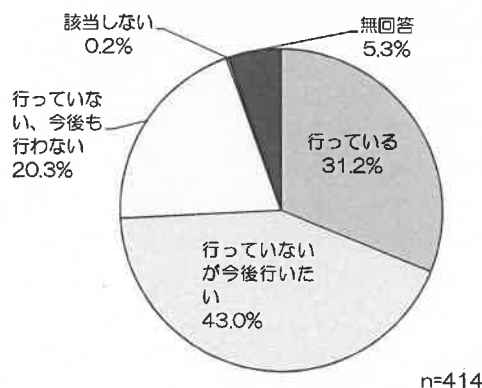


自然とのふれあい（国場川水あしび）

生きものとのふれあいのしやすさに関する市民満足度



余暇は自然とふれあうように心がけている（市民）



■取組の目標（当初計画との比較は93頁参照）

指標	現状	中間目標 (2018年度)	目標 (2023年度)
自然観察会等へ参加する市民の満足度	70% (2017年度)	70%	75%
生きものとのふれあいのしやすさに対する市民満足度 (市民アンケート結果)	14.8% (2018年度)	30%	50%

■各主体の取組

取組の展開	市の取組	市民の取組	事業者の取組
①自然環境の保全	◆都市部の貴重な自然環境を形成する緑地や樹木を保全します。【環境保全課】 ◆那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに沿った公共工事等を行います。【まちなみ整備課、建築工事課、道路建設課、道路管理課、市営住宅課、花とみどり課、公園管理課、文化財課、配水管理課、水道工務課、施設課、環境保全課、下水道課】 ◆天然記念物を保全します。【文化財課】	◆自然環境の保全活動に積極的に参加します。	◆自然環境の保全活動に積極的に参加します。 ◆開発事業においては、環境保全対策を十分に講じます。 ◆水産資源の適切な維持管理による持続的な海の利用に努めます。
②生物多様性の保全	◆生き物の生息・生育状況を把握し、必要に応じて保全対策を行います。【環境保全課】 ◆環境省などと協力して特定外来生物による生態系の破壊を防止します。【環境保全課】 ◆公園、緑地等を整備して生態系ネットワークの保全や創出を図ります。【花とみどり課】	◆むやみに生物の生息・生育環境に立ち入ったり、生物を捕獲、採取しません。 ◆特定外来生物は飼育しません。また、既に飼育している場合は、法律の規定に従い、許可を受けた上で責任をもって飼育し、逃がしたり、捨てたりしません。	◆開発事業においては、生物の生息・生育環境に配慮します。 ◆敷地内緑化などを通じて生物の生息・生育環境の創出に協力します。
③自然とふれあう場づくり	◆自然観察会や体験教室、市民参加型環境学習を実施します。【環境保全課】 ◆学校や公共施設にビオトープを整備します。【花とみどり課、施設課、環境保全課】 ◆観光客に対するエコツーリズムを推進します。【観光課】	◆市や環境保全団体が主催する自然観察会や市民参加型環境調査に積極的に参加します。 ◆地域の自然を紹介するイベントなどを自主的に開催します。 ◆漫湖、末吉公園、大嶺海岸、波の上や近隣の公園などへ出かけ、自然と親しみます。	◆従業員や顧客に対して、自然に親しむ機会を提供します。

取組の柱 1-6：緑あふれる街をつくる

■現状と課題

本市では、斜面樹林などの自然の緑の保全とともに、公共施設の緑化や公園・街路樹などの整備を進め、緑あふれる街づくりを行ってきました。

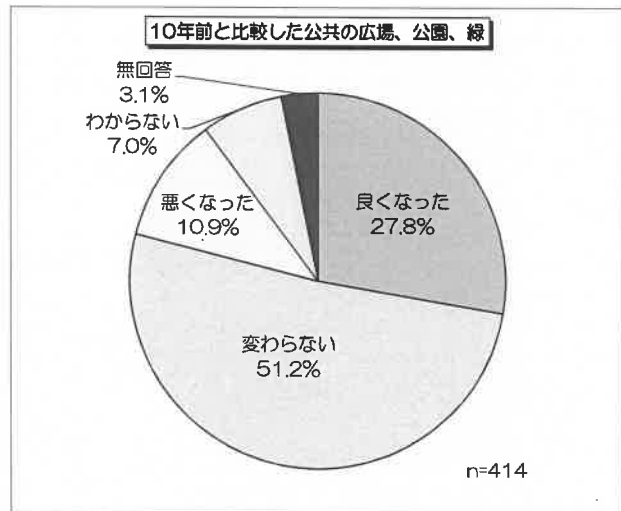
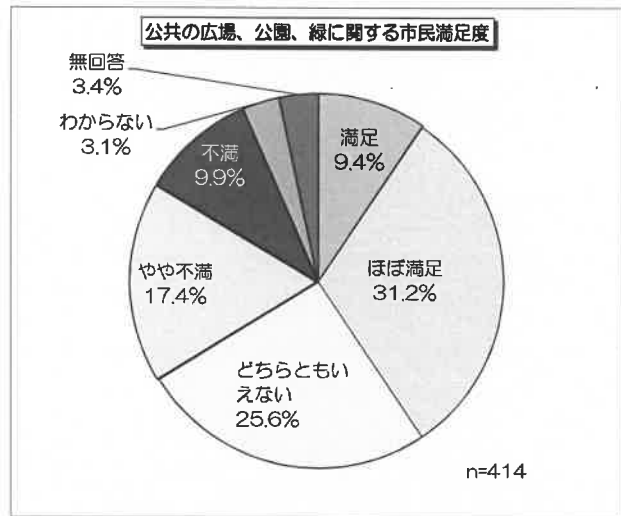
市民アンケートでは、「公共の広場、公園、緑に関する市民満足度」（満足＋ほぼ満足）は40.6％となっています。

なお、「10年前と比べた変化」では、良くなったと感じている人は27.8%、「悪くなった」と感じている人は10.9%となっており、現在の状況を「比較的良好」と感じている人が多いことがうかがえます。

また、市民アンケートでは、庭や屋上などの緑化に努めている市民の割合は全体の40.6%、事業者アンケートでは、敷地（駐車場等）の緑化を行っている事業者は7.3%となっています。

一方、都市化が進んだ本市では、今後、まとまった面積で公園緑地を整備することは難しい状況にあります。

沖縄県最大の都市として、また、観光客の玄関口として、緑あふれる街をつくり出していくためには、行政による取組とともに、市民や事業者が生活の中に緑を取り込み、身近な緑を増やしていくことが重要です。



■取組の目標（当初計画との比較は93頁参照）

指 標	現 状	中間目標 (2018年度)	目 標 (2023年度)
緑化推進事業への市民参加数	4,337人 (2017年度)	4,442人	4,816人
公園緑地等面積※	200.7ha (2017年度)	200.7ha	218.6ha
市道街路樹の植栽本数	13,512本 (2017年度)	13,300本	13,600本
公共の広場、公園、緑に対する市民満足度 (市民アンケート結果)	40.6% (2018年度)	50%	60%

※公園緑地等には都市公園、港湾緑地、児童公園その他緑地を含む。

■各主体の取組

取組の展開	市の取組	市民の取組	事業者の取組
①緑の保全と創出	◆ 周辺環境に配慮した公園緑地を整備します。【花とみどり課、公園管理課】 ◆ 市民農園を提供します。【商工農水課】 ◆ 道路や公共施設の緑化を推進します。【花とみどり課、道路建設課、道路管理課、施設課、管財課】	◆ 所有する緑地や農地の保全と管理に努めます。 ◆ 未利用のあき地の緑地空間としての貸出や提供を検討します。 ◆ 地域で市民参加の公園づくりや公園愛護会制度などに参加します。 ◆ 地域の花いっぱい運動や花壇づくりに参加します。 ◆ 市民農園を積極的に利用します。 ◆ 街路樹や地域の公園などの管理に協力します。	◆ 公園企業ボランティア制度や地域の花いっぱい運動などに参加します。 ◆ 公開空地制度などを利用して、緑化に取り組みます。 ◆ 未利用のあき地の緑地空間としての貸出や提供を検討します。 ◆ 街路樹や地域の公園などの管理に協力します。
②身近な緑の充実	◆ 緑地協定による民有地の緑化を推進します。【花とみどり課】 ◆ 緑化に対する広報活動を強化します。【花とみどり課、環境政策課】 ◆ 敷地や建物の緑化に関する技術指導や支援を実施します。【花とみどり課、環境政策課】	◆ 戸建て住宅では、敷地や建物、塀や屋上の緑化に努め、適切に維持管理します。 ◆ 集合住宅では、ベランダなどの緑化に努め、適切に維持管理します。	◆ 敷地内の緑化に努め、適切に維持管理します。



敷地内や壁面緑化がされた市役所本庁舎



緑豊かな公園緑地（新都心公園沖縄の杜）



緑のトンネルのような街路樹

取組の柱 1-7：県都にふさわしい街なみをつくる

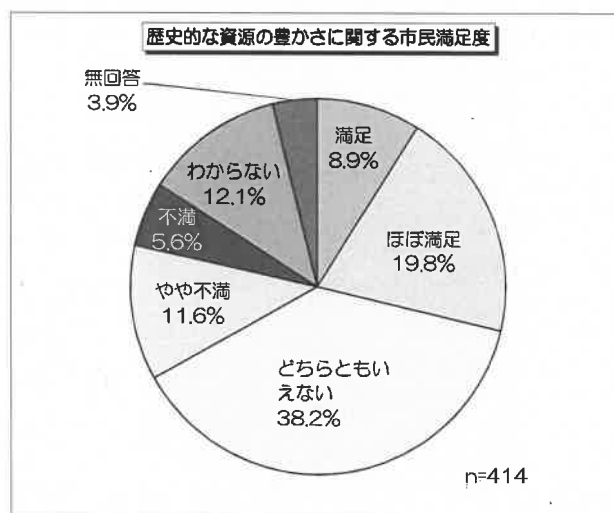
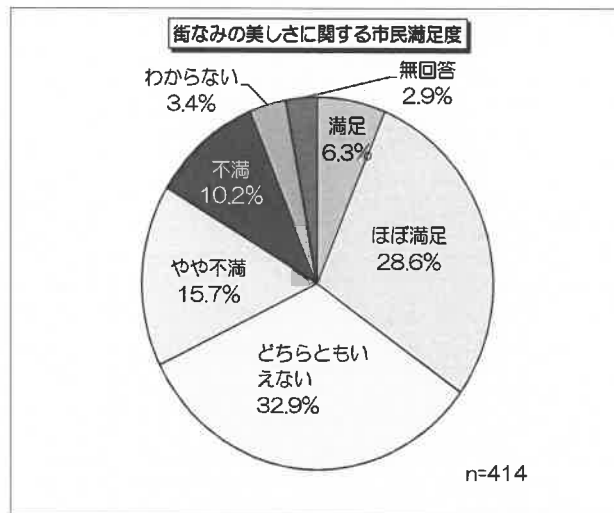
■現状と課題

本市には、観光都市としてのにぎわいをみせる国際通りや、歴史的・伝統的な街なみを残している首里杜地区、オフィスビルなどが建ち並ぶ久茂地や新都心地区、離島航路の拠点である泊地区、古くからの市街地・住宅地などが、那覇市独自の景観を形づくっています。

また、首里杜地区や識名園地区には、世界遺産に登録された首里城跡や識名園など、本市を代表する歴史・文化的資源が残されています。

市民アンケートでは、「街なみの美しさに関する市民満足度」（満足＋ほぼ満足）34.9%、「歴史的な資源の豊かさに関する市民満足度」（満足＋ほぼ満足）は28.7%であり、必ずしも高い満足度を得てはいません。

世界に誇れる本市の歴史・文化を守りながら、我が国有数の観光都市として、また、沖縄県の県都として、ふさわしい景観を整えることが重要です。



■取組の目標（当初計画との比較は93頁参照）

指標	現状	中間目標 (2018年度)	目標 (2023年度)
都市景観資源※の指定件数	62件 (2017年度)	71件	86件
歴史的な資源の豊かさに対する市民満足度 (市民アンケート結果)	28.7% (2018年度)	50%	60%

※那覇の自然や歴史・風土など、那覇らしさを保持し、これからの都市景観を形成していくうえで重要な樹木・樋川・御嶽などを対象に、「那覇市都市景観条例」に基づき指定したものです。

■各主体の取組

取組の展開	市の取組	市民の取組	事業者の取組
①観光都市にふさわしい景観づくり	◆景観計画等にもとづき観光拠点などの景観形成を促進します。 【都市計画課】 ◆景観資源の指定を推進します。 【都市計画課】 ◆道路や公共施設等の整備にあたっては周辺景観との調和を図ります。 【道路建設課、道路管理課、建築工事課、花とみどり課、施設課、まちなみ整備課】 ◆観光都市にふさわしい屋外広告物となるよう指導します。【都市計画課】	◆自宅の新築、建て替えなどにおいては、周辺景観との調和に努めます。 ◆景観資源の指定に協力します。	◆建物の建築や開発事業を行う場合は、周辺景観との調和に努めます。 ◆観光都市にふさわしい屋外広告物のデザインを採用します。 ◆景観資源の指定に協力します。
②歴史・文化の保全・活用	◆歴史的な街なみや、資源を保全し、適切に活用します。【文化財課】 ◆指定文化財の保存整備を促進します。【文化財課】 ◆歴史的・文化的な資源やその資源と一体となる景観の保全・修景・活用を行います。【都市計画課、道路建設課、花とみどり課、文化財課】 ◆開発事業等に対して、歴史的・文化的な資源や背景への配慮について指導します。【文化財課】 ◆公共施設の整備にあたっては歴史的な街なみ景観との調和を図ります。 【建築工事課、道路建設課、花とみどり課、施設課】 ◆赤瓦や石垣等、本市の風土を特徴づける素材を活用した住宅建設に対する支援を行います。【都市計画課】 ◆地域の歴史・文化資源に関する情報を整備します。【文化財課、道路建設課】	◆地域の伝統行事や歴史的・文化的資源の保全活動に積極的に参加します。 ◆地域の伝統や文化を子どもたちに伝えます。 ◆歴史的な街なみの保全活動に協力します。 ◆自宅の新築、建て替えなどにおいては、赤瓦や石垣等、本市の風土を特徴づける素材の活用に努めます。	◆地域の伝統行事や歴史的・文化的資源の保全活動に積極的に参加します。 ◆開発事業を行う場合は、埋蔵文化財に留意します。 ◆工場や事業所が歴史的な街なみから見える場合は、外観の意匠や色彩などに配慮します。 ◆歴史的な景観と調和した屋外広告物などのデザインを採用します。



都市景観資源：那覇市役所の緑の群生



都市景観資源：神原中学校のトックリキワタ並木

取組の柱 1-8：衛生的な街をつくる

■現状と課題

本市では、雑草が繁茂しているあき地や墓地、ごみの不法投棄、野良猫の増加などにより、街の美観や衛生環境が損なわれている場合もみられます。

市民アンケートでも、「まちの清潔さ・きれいさに関する市民満足度」（満足＋ほぼ満足）は42.7%となっており、必ずしも高い満足度ではありません。

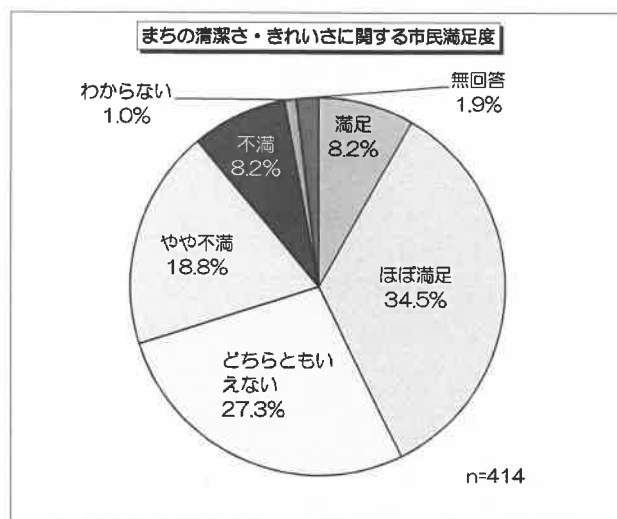
雑草が繁茂しているあき地等は、害虫やハブの格好のすみかとなり、ハブによる咬症被害や伝染病を引き起こす原因となります。

害虫等の発生しないような環境整備に関する助言指導を行い、また、県外において生活環境に影響を与えている動物等についての情報を収集し、対策を行うことが必要です。

また、野良犬や野良猫などの糞尿による悪臭やごみ荒らしなどの環境の悪化は、安易な考えで動物を飼い、飼えなくなったからといって捨ててしまう私たち人間にも責任があるといえます。

狂犬病予防対策や動物の愛護と管理の取組とともに、人と動物とが共生する社会を目指し、市民一人ひとりが動物への正しい知識と理解を深め、犬や猫など動物を適正に飼育することは、衛生的で快適な街をつくるうえで重要です。

墓地に関する現状は、無縁墓地や空き墓が増加する傾向にあります。これらのお墓が適正に管理されることは、景観の保全や衛生的で快適な生活環境を保全するうえで重要です。



ごみを荒らす野良猫



市民共同墓

■取組の目標（当初計画との比較は93頁参照）

指 標	現 状	中間目標 (2018年度)	目 標 (2023年度)
犬の収容数	91頭 (2017年度)	90頭	80頭
猫の収容数	172頭 (2017年度)	170頭	160頭
狂犬病予防注射接種率	56.5% (2017年度)	57.0%	58.0%

■各主体の取組

取組の展開	市の取組	市民の取組	事業者の取組
①衛生的な街づくり	◆ハブ対策を推進します。【環境衛生課】 ◆野良犬、野良猫対策を推進します。【環境衛生課】 ◆あき地の適正管理を推進します。【環境衛生課】 ◆ゴキブリなどの衛生害虫の駆除を推進します。【環境衛生課】	◆あき地の草刈り、石垣の穴埋めなどを行い、ハブの生息しやすい環境を少なくします。 ◆あき地を適正に管理します。 ◆ごみを放置しないなど、ネズミやゴキブリなどの発生原因をつくりません。	◆あき地を適正に管理します。
②動物と共生する街づくり	◆市民や関係団体と連携し、畜犬登録の推進やペットの正しい飼い方に関する啓発を行います。【環境衛生課】 ◆犬、猫の殺処分数の減少に向けた取り組みを推進します。【環境衛生課】 ◆動物愛護管理行政の拠点となる施設を整備し、動物愛護事業を推進します。【環境衛生課】	◆ペットは責任をもって飼育し、逃がしたり、捨てたりしません。 ◆ペットの糞などは、飼い主が責任をもって始末します。	◆動物取扱業者はペットの正しい飼い方の普及啓発に努めます。
③墓地の環境整備	◆市民共同墓の適正管理を推進します。【環境保全課】 ◆市民共同墓を活用し、無縁墓地や空き墓の適正な管理を推進します。【環境保全課】	◆墓地の適正な維持管理に努めます。	◆墓地の造成に際しては、環境保全に配慮します。



狂犬病の集合注射



動物とのふれあい教室

取組の柱2-1：ごみを減らす

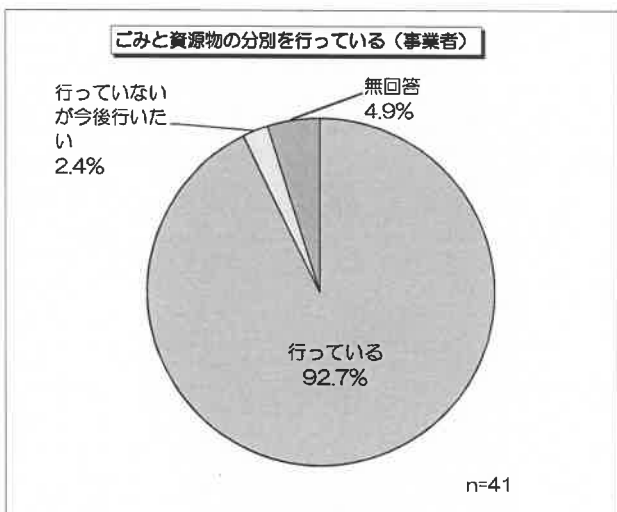
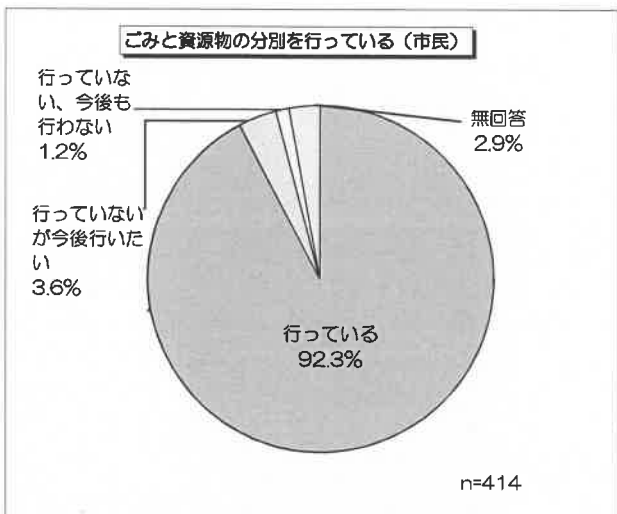
■現状と課題

本市では、4R（リフューズ：不必要なものは断る、リデュース：減量する、リユース：再利用する、リサイクル：再資源化する）を基本理念に、ごみの発生抑制と資源化を進めています。

本市のごみは、家庭系ごみが全体の61.3%・事業系ごみが38.7%となっており、家庭系ごみは世帯数が増加する中、微減傾向にあり、事業系ごみは経済の活性化に伴い増加しています。

市民アンケートでは88.6%、事業者アンケートでは90.2%の市民や事業者が「ごみ処理対策」を「重要」または「どちらかといえば重要」と認識していますが、「ごみと資源物の分別」に取り組んでいるのは、全体の約92%です。「ごみと資源物の分別」は市民や事業者が守るべき基本的なルールであり、その徹底が課題といえます。

持続可能な循環型社会の構築を推進し、一層のごみの減量を進めることは、世界的に問題となっている「マイクロプラスチック」に代表される、プラスチックごみによる海洋汚染を防ぐことにもつながります。「大量生産」・「大量消費」・「大量廃棄」のシステムによるライフスタイルや、「リサイクルするから、ごみを捨ててもかまわない」という考え方を改め、「いかにごみの発生を抑制するか」を第一に考え、4R運動（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を基調とした取組を市・市民・事業者が協働し、継続して推進していくことが重要です。



■取組の目標（当初計画との比較は94頁参照）

指 標	現 状	中間目標 (2018年度)	目 標 (2023年度)
1人1日あたりごみ排出量	776g (2017年度)	759g	730g
資源化（リサイクル）率	16.9% (2017年度)	17.0%	22.6%
ごみと資源物の分別を行っている市民の割合 (市民アンケート結果)	92.3% (2018年度)	100%	100%
ごみと資源物の分別を行っている事業者の割合 (事業者アンケート結果)	92.7% (2018年度)	100%	100%

■各主体の取組

取組の展開	市の取組	市民の取組	事業者の取組
①ごみの排出抑制・循環的利用の促進	◆ 4Rの普及啓発を推進します。 【廃棄物対策課、クリーン推進課】 ◆ クリーンサポーターと連携して市民のリサイクル活動を支援します。 【クリーン推進課】 ◆ 徹底したごみの分別を推進します。 【廃棄物対策課、クリーン推進課】 ◆ 生ごみや雑紙の資源化を促進します。 【廃棄物対策課】 ◆ アシスト収集によって高齢者や障がい者のごみ出しを支援します。 【クリーン推進課】 ◆ 使い捨て製品及び過剰包装の製造・販売・使用の自粛を促進します。 【廃棄物対策課】 ◆ 詰め替え商品の購入やマイバッグ運動を促進します。 【廃棄物対策課】 ◆ 事業系一般廃棄物排出事業者や収集運搬許可業者に対して適正処理を指導します。 【廃棄物対策課】 ◆ 産業廃棄物排出業者・処理業者に対して適正処理を指導します。 【廃棄物対策課】 ◆ 廃自動車の適正処理・再資源化を推進します。 【廃棄物対策課】 ◆ 建設廃棄物の適正処理・再資源化を推進します。 【建築指導課、建築工事課、花とみどり課、廃棄物対策課】 ◆ 公共施設等を解体する時は、再資源化等の適正処理を推進します。 【建築指導課、建築工事課、花とみどり課、施設課】 ◆ 公共施設等の長寿命化対策を推進します。 【建築工事課、市営住宅課、道路管理課、公園管理課、施設課】 ◆ 民間住宅の長寿命化対策を推進します。 【まちなみ整備課】 ◆ 道路や公共施設の整備では再生材等の利用を推進します。 【道路建設課、建築工事課、まちなみ整備課、花とみどり課、施設課】 ◆ PCB・アスベスト廃棄物等の適正処理を推進します。 【廃棄物対策課】	◆ 家庭ごみの減量化に努めます。 ◆ ごみと資源物の分別や回収のルールを守ります。 ◆ 環境に配慮した製品やお店を選ぶグリーンコンシューマーとなるように努めます。 ◆ 使い捨て商品の使用を控え、過剰包装を断り、マイバッグの利用に努めます。 ◆ 必要なものを必要な時に、必要な量だけ購入します。 ◆ 家電製品、家具、自動車、日用品などは、大切に長く使用します。 ◆ 不要品のリユース、リサイクルに努めます。 ◆ 食生活を見直し、作りすぎや食べ残しを減らします。	◆ ごみと資源物の分別や回収のルールを守ります。 ◆ 商品の簡易包装や、ばら売り、量り売りなどに努めるとともに、マイバッグ運動に参加します。 ◆ オフィスなどから発生するごみの減量化やリサイクルに努めます。 ◆ リサイクルしやすい製品開発や、原料調達、製造、流通、消費、廃棄、再資源化などの各段階を通じたライフサイクルアセスメントに取り組みます。 ◆ 産業廃棄物の適正処理とともに、発生抑制と減量化、資源化に努めます。
②不法投棄防止と街の美化の推進	◆ 不法投棄防止に関する啓発活動を推進します。 【廃棄物対策課、クリーン推進課】 ◆ クリーンサポーターの育成を推進します。 【クリーン推進課】 ◆ クリーンサポーターや地域住民と協力して不法投棄防止パトロール等を強化・推進します。 【クリーン推進課、まちづくり協働推進課】 ◆ 不法投棄がなされた土地所有者に指導や助言を行います。 【廃棄物対策課、クリーン推進課】 ◆ 市民を対象とした美化清掃イベントを推進します。 【クリーン推進課、まちづくり協働推進課、市民生活安全課】 ◆ イベント開催時の美化清掃活動を推進します。 【該当課】	◆ ごみのポイ捨てや不法投棄は行いません。 ◆ 地域の美化清掃活動や不法投棄防止パトロールに積極的に参加します。	◆ 従業員への環境美化に関する教育を行います。 ◆ 所有するあき地などの適正管理に努め、不法投棄を防止します。 ◆ 不法投棄は行いません。 ◆ 地域の美化清掃活動や不法投棄防止パトロールに積極的に参加します。

取組の柱2-2：地球温暖化を防ぐ

■現状と課題

沖縄気象台の「沖縄の気候変動監視レポート2018」によると、那覇の平均気温は100年あたり1.18℃の割合で上昇しています。特に、1990年代後半からは高温となる年が多くなっています。また、沖縄周辺の海域の年平均海面水温は0.77～1.18℃の割合で上昇しています。

地球温暖化は、気象や自然環境への影響だけではなく、社会や経済への影響も懸念されます。

特に、亜熱帯島嶼県である沖縄県においては、大型台風の襲来やサンゴの白化、海水面の上昇など様々な影響が深刻化するおそれがあります。

地球温暖化を防ぐためには、国際的な取組だけではなく、日常生活や事業活動などのライフスタイルを、「エネルギー大量消費型」から、「省エネルギー型」に変えていくことや、太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギーの積極的な導入など「低炭素型社会」を構築するための身近な取組の積み重ねが大切です。

那覇市では、2020年まで人口の増加が予想され、また本市の入域観光客数も増加しています。それに伴う経済活動も活発になると考えられます。

そのため、地球温暖化を防ぐためには、二酸化炭素排出量の全体の72.2%を占める家庭や事業所からの削減が課題となることから、市民や事業者の意識改革と、実際の取組の促進が重要です。

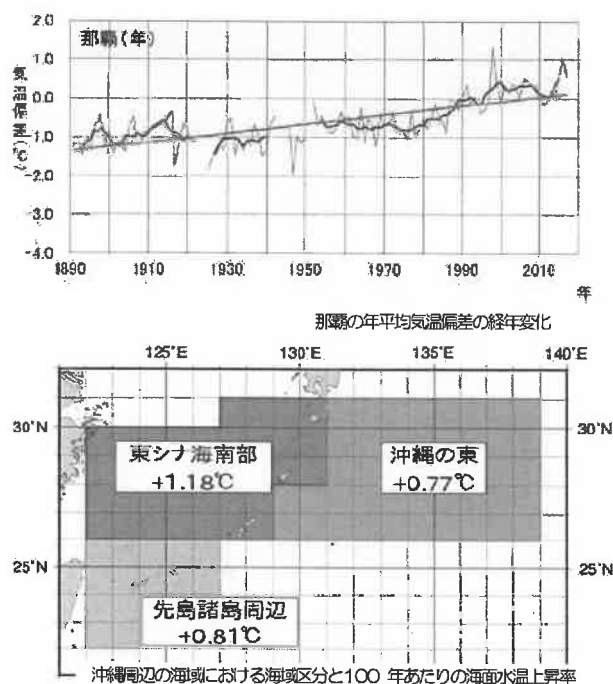
2014（平成26）年度に策定した「那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では、その具体的施策の推進により、地球温暖化対策を実施していきます。

■取組の目標（当初計画との比較は94頁参照）

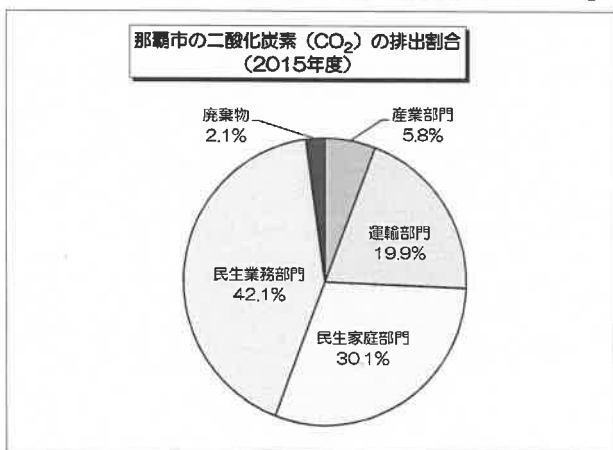
指 標	現 状	中間目標 (2018年度)	目 標 (2023年度)
温室効果ガスの排出量(CO ₂ 換算)※1	2,228千トン (2015年度)	2,201千トン (基準年度値)	2,091千トン (基準年度値5%削減)
公共交通利用者数(モノレール利用者数、乗合バス(市内線)利用者数)	2,262万人/年 (2016年度)	2,447万人/年	2,842万人/年
那覇市地球温暖化対策協議会の会員数(法人・団体)※2	54法人・団体 (2017年度)	54法人・団体	65法人・団体
太陽光発電を行っている市民の割合(市民アンケート結果)	4.8% (2018年度)	5%	10%
太陽光発電を導入している事業者の割合(事業者アンケート結果)	2.4% (2018年度)	10%	20%

※1 本市の温室効果ガスの排出量の現状は、基準年度(2000(平成12)年度)より1.2%増加しています。中間目標年度までに基準年度水準に戻し、最終年度には、基準年度値5%削減を目標とします。

※2 市民、事業者、NPO及び行政等により、市域における総合的な地球温暖化対策の推進を図り、地球温暖化の防止に寄与することを目的とした組織。



資料：沖縄気象台「沖縄の気候変動レポート2018」



■各主体の取組

取組の展開	市の取組	市民の取組	事業者の取組
①温室効果ガスの排出抑制	◆事業者と連携して公共交通の利用環境の向上と充実を図ります。 【都市計画課】 ◆慢性的な交通渋滞を緩和するため、体系的な道路網を整備します。 【都市計画課、道路建設課】 ◆自転車、徒歩による移動を促進します。 【都市計画課、環境政策課、健康増進課】 ◆公共工事における温室効果ガスの排出を抑制します。 【道路建設課、建築工事課、まちなみ整備課、花とみどり課、施設課】 ◆農水産物の地産地消を推進します。 【商工農水課】 ◆市民、事業者に対して「エコライフ」の実践を呼びかけます。【環境政策課】 ◆イベント主催団体に「カーボン・オフセット」の取組を奨励します。 【該当課】 ◆低炭素住宅の普及を促進します。 【まちなみ整備課】	◆エコドライブの実践や、公共交通機関の利用など、温室効果ガスの排出抑制に努めます。 ◆地産地消に取り組みます。	◆業務用車両は、エコカーの購入・使用に努めます。 ◆エコドライブ（停車時のアイドリングストップ、過剰積載を行わない等）に努めます。 ◆共同輸送による物流の合理化などを検討します。 ◆ノーマイカーデーの設定など、事業者独自の自動車利用のあり方を検討します。
②新エネルギーの導入	◆市民や事業者の太陽光・太陽熱システム等の導入を促進します。 【環境政策課】 ◆公共施設に太陽光・太陽熱システム、コージェネレーションシステム等を積極的に導入します。【建築工事課、花とみどり課、施設課、環境政策課】 ◆企業、大学等と協働して新エネルギー等の導入を検討します。 【環境政策課】 ◆新エネルギー機器の情報提供等、新エネルギーの導入に関する普及啓発を行います。【環境政策課】 ◆天然ガス資源の利活用を検討します。【環境政策課】	◆住宅を新築・改築する際は、太陽光発電システムなどの新エネルギー機器の導入に努めます。	◆工場や事業所において、太陽光発電システムやコージェネレーションシステムなどの新エネルギーの導入に努めます。
③省エネルギーの推進	◆公共施設等の省エネ化を推進します。【市営住宅課、建築工事課、施設課、環境政策課、花とみどり課、管財課、保健総務課】 ◆市民、事業者に対して省エネに関する普及啓発を行います。【環境政策課】 ◆保安灯の省電力取替に対する補助を行います。【市民生活安全課】	◆省エネ活動は無理なくできる活動から始めて、楽しみながら習慣化していきます。 ◆家電などを買い換える際は、エネルギー効率の高い製品の購入に努めます。 ◆住宅を新築・改築する際は、省エネ住宅を採用するように努めます。	◆社内における省エネ活動に関するルールを定め、実践します。 ◆設備を更新する際は、エネルギー効率の高い製品の導入に努めます。 ◆事業所を新築・改築する際は、省エネ性の高い建築物の採用や、ESCO事業の導入に努めます。

取組の柱2-3：広域的な取組を進める

■現状と課題

本市では、ラムサール条約登録湿地である漫湖などの環境を保全するため、国場川水系の関係自治体である、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、豊見城市、南風原町と「国場川水系環境保全推進協議会」を構成し、国場川水系にかかる環境保全対策を連携して推進し、水辺環境の回復を図っています。

また、JICA 沖縄国際センターと沖縄リサイクル運動市民の会と協働して、トンガ王国のババウ島における「美ら島ババウもったいない運動プロジェクト」や、ベトナム社会主義共和国のホイアン市における「ホイアン・那覇モデルのごみ減量プロジェクト」などを実施しています。

国際的に貴重な自然環境の保全や循環型社会・低炭素社会の実現のためには、本市単独の取組だけでは困難であり、市内の地域間の連携とともに、国や沖縄県、周辺市町村、国際社会とのパートナーシップによる広域的な取組を進めることが重要です。



美ら島ババウもったいない運動プロジェクト
(トンガ王国：地区住民との話し合い)



美ら島ババウもったいない運動プロジェクト
(トンガ王国：お店にある分別かご)



美ら島ババウもったいない運動プロジェクト
(トンガ王国：ごみ回収の様子)

■各主体の取組

取組の展開	市の取組	市民の取組	事業者の取組
①国、県、周辺市町村との連携・協力	◆資源循環型社会や低炭素社会の構築に向けて沖縄県、周辺市町村と連携して取り組みます。【環境政策課】 ◆地球環境保全に関する市民レベルでの国際協力や交流促進を支援します。【環境政策課、環境保全課、廃棄物対策課】 ◆地球環境保全に関する国際会議等の開催を支援します。【環境政策課】 ◆ラムサール条約に関する国際協力や豊見城市、沖縄県、環境省と連携して漫湖の保全を図ります。【環境保全課】	◆地域や地区で実践している取組を他の地域に積極的に広げていきます。 ◆国内外の環境ボランティア活動に参加します。 ◆留学生のホームステイの受け入れに努めます。 ◆ラムサール条約や地球環境に関する国際会議・シンポジウムなどに参加します。	◆国際的な技術協力や技術者の派遣などに協力します。 ◆国内外の環境関連企業や団体との人材交流を行います。 ◆ラムサール条約や地球環境に関する国際会議・シンポジウムなどに参加します。



ホイアン・那覇モデルのごみ減量プロジェクト
(ベトナム社会主義共和国：ホイアン市との話し合い)



ホイアン・那覇モデルのごみ減量プロジェクト
(ベトナム社会主義共和国：市民説明会)



ホイアン・那覇モデルのごみ減量プロジェクト
(ベトナム社会主義共和国：ごみ組成調査)



ホイアン・那覇モデルのごみ減量プロジェクト
(ベトナム社会主義共和国：分別したものを量る市民)

取組の柱3-1：環境を大切にする人を育てる

■現状と課題

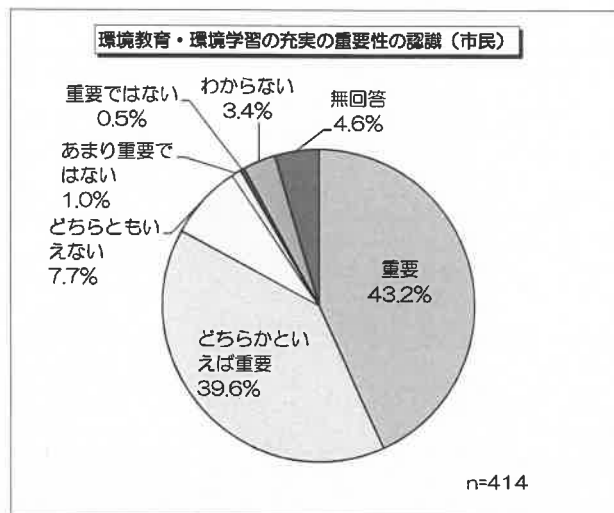
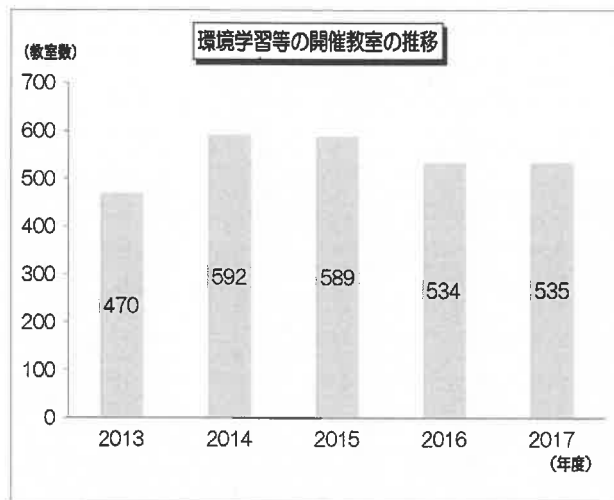
本市では、市民の環境保全の意識を高めるために、「国場川水あしび」、「漫湖チュラカーギ作戦」などの啓発事業や、「環境に関する出前講座」、「大嶺海岸観察会」、「ほたる観察会」などの環境学習会、こどもエコクラブの活動支援などを行っています。

また、本市では、那覇市環境基本条例に基づき「那覇市環境推進員」制度を設置しています。環境推進員は、公募により市民が参加する活動で、地球温暖化対策や省エネ行動を広げる活動に取り組む「エコライフサポーター」、環境美化や4Rの普及活動に取り組む「クリーンサポーター」、犬や猫の正しい飼い方を広める活動に取り組む「動物愛護サポーター」の3部門で構成されています。

市民アンケートでは、環境教育や環境学習の充実について、全体の82.8%が「重要」または「どちらかといえば重要」と認識しています。

那覇市の良好な環境を保全し、次世代に引き継ぐためには、私たちが環境との関わりについて学び、理解し、行動していくことが求められます。

このためにも、学校、地域、家庭などで、環境教育や環境学習が積極的に展開され、環境を大切にする人を育てていくことが重要です。



自然観察会（真嘉比遊水地）

■取組の目標（当初計画との比較は94頁参照）

指標	現状	中間目標 (2018年度)	目標 (2023年度)
環境学習等の開催教室数	535 教室 (2017年度)	545 教室	560 教室
環境推進員の登録人数	56 人 (2017年度)	60 人	70 人

■各主体の取組

取組の展開	市の取組	市民の取組	事業者の取組
①学校教育における環境学習の推進	◆環境教育の視点を踏まえた、全体計画、年間指導計画を作成します。【学校教育課、環境政策課】 ◆副読本等を活用して環境学習を実施します。【学校教育課、環境政策課】 ◆教職員を対象とする環境教育研修を実施します。【教育研究所、環境政策課】 ◆「緑のカーテン事業」などの緑化事業を通じた体験型環境活動を実施します。【学校教育課、環境政策課】 ◆環境学習プログラムやごみ処理施設の見学による環境学習を実施します。【廃棄物対策課、学校教育課】	◆学校での環境教育・環境学習に協力します。	◆事業者としてのノウハウや技術、経験を活かして、学校での環境教育プログラムの講師の派遣などに協力します。
②家庭や地域における環境学習の推進	◆環境推進員の育成と活用を推進します。【環境政策課、クリーン推進課、環境衛生課】 ◆学校等と連携して家庭における環境学習を推進します。【学校教育課、環境政策課、環境保全課】 ◆未就学児童への環境活動・環境体験を推進します。【こども政策課、こどもみらい課】 ◆公民館活動等を活用した環境学習体制（講師の派遣等）を整備します。【中央公民館、生涯学習課、環境保全課、環境政策課、まちづくり協働推進課】 ◆こどもエコクラブの活動を支援します。【環境保全課】 ◆エコマール那覇プラザ棟での環境学習講座を実施します。【廃棄物対策課】	◆家庭内で環境問題について話し合い、家族で考える機会を持ちます。 ◆地域での環境学習の機会を積極的に活用します。 ◆自然観察会や市民参加型の環境調査などに積極的に参加します。 ◆公民館活動やグループでの環境学習に積極的に取り組みます。 ◆環境推進員に登録し、積極的に地域での環境保全活動に参加します。	◆事業者としてのノウハウや技術、経験を活かして、地域の環境学習の場や機会、人材派遣、技術的支援を行います。

取組の柱3-2：わかりやすく使いやすい情報を発信する

■現状と課題

本市では、「広報なは 市民の友（那覇市広報紙）」や「那覇市の環境（環境白書）」、市の公式ホームページ（「那覇市環境マップ」、「あけもどろネット」）などを通じて、様々な環境情報の発信を行っています。

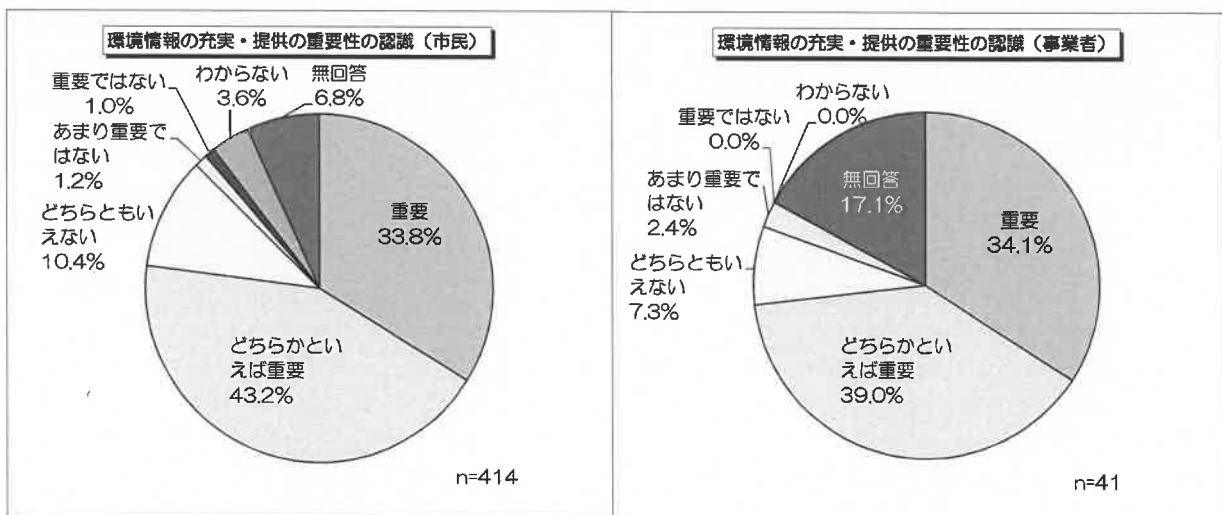
特に、「広報なは 市民の友」は、市民アンケートにおいて、61.4%の市民が「市の環境に関する情報収集方法」として活用していると回答しており、市民に対する環境情報源として重要な役割を果たしています。

また、市民アンケートや事業者アンケートでは、環境情報の充実・提供について、全体の約75%が「重要」または「どちらかといえば重要」と考えています。

那覇市の環境に関する正しい情報が、手軽に収集・共有できる仕組みづくりなどを通じて、誰もがわかりやすく使いやすい情報を発信していくことが重要です。



広報なは 市民の友



■取組の目標（当初計画との比較は95頁参照）

指標	現 状	中間目標 (2018年度)	目 標 (2023年度)
環境保全活動団体等の市公式ホームページへの登録数	5件 (2017年度)	5件	10件

■各主体の取組

取組の展開	市の取組	市民の取組	事業者の取組
①利用しやすい環境情報の整備・発信	◆わかりやすい「那覇市の環境（環境白書）」を市の公式ホームページで公開します。【環境政策課】 ◆市民や事業者、環境保全活動団体等の活動を市の公式ホームページで広報します。【環境政策課】 ◆環境保全に関するNPOや活動団体、環境推進員等の情報を提供します。【環境政策課、環境保全課】	◆「広報なは 市民の友」や市の公式ホームページ、環境保全活動団体、事業者などのホームページ等を利用して、環境情報の収集・共有に努めます。 ◆自らの活動の情報や、地域の環境情報を積極的に公表・発信します。	◆市の公式ホームページ、環境保全活動団体、事業者などのホームページ等を利用して、環境情報の収集・共有に努めます。 ◆自社の環境活動を環境報告書等として、ホームページに公表します。 ◆自社が取り扱う製品やサービスに関する環境情報等を積極的に提供します。

取組の柱3-3：環境保全に取り組む人々を応援する

■現状と課題

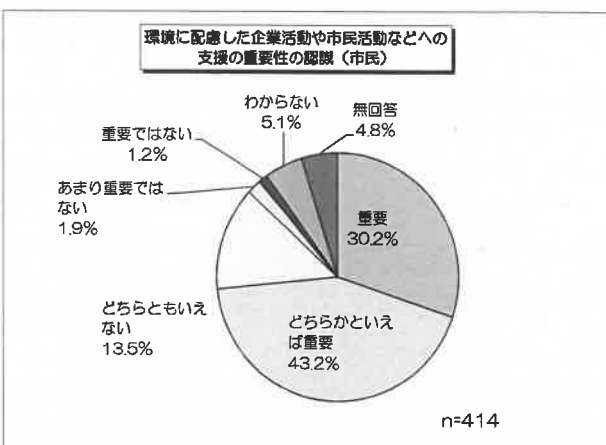
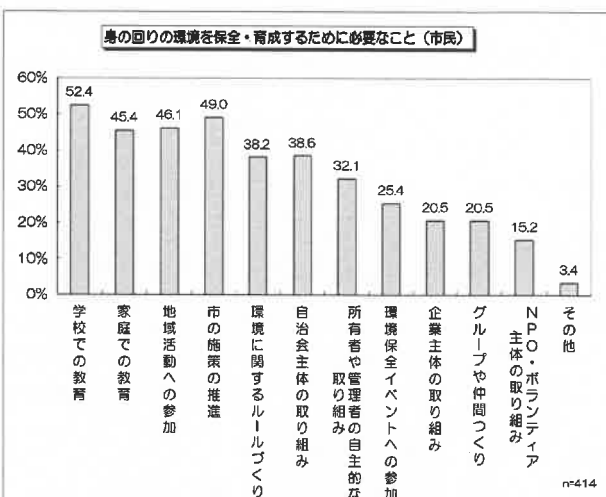
本市では、市民やNPO等の環境保全活動団体などにより、自然環境保全、ごみの減量化、リサイクル活動、環境美化活動、地球温暖化防止活動など様々な環境保全に関する活動が展開されています。

その一方で、これらの活動が一部の熱心な人々にとどまり、参加者の固定化や参加人数の伸び悩みなどが課題になっています。

市民アンケートでは、実際に「自治会等が主催する地域の環境保全活動に参加している」との回答は、19.8%にとどまりましたが、身の回りの環境を守り、育てるために必要なこととして全体の56%の市民が「地域の環境保全活動に参加する」ことについて、「行っている」または「今後行いたい」と回答しています。

一方、環境に配慮した企業活動や市民活動などへの支援の重要性については、全体の73.4%の市民が「重要」または「どちらかといえば重要」と認識しています。

今後は、より多くの市民の環境保全活動への参加促進や活動規模の拡大に向けた意識啓発や活動機会の充実、活動しやすい仕組みづくりなどを通じて、環境保全に取り組む人々を応援することが重要です。



安謝川クリーン作戦

■取組の目標（当初計画との比較は95頁参照）

指標	現状	中間目標 (2018年度)	目標 (2023年度)
道路ボランティア関連の参加団体数	133 団体 (2017年度)	138 団体	162 団体
公園ボランティアの参加団体数	210 団体 (2017年度)	212 団体	222 団体
自治会等が主催する地域の環境保全活動に参加している市民の割合 (市民アンケート結果)	19.8% (2018年度)	30%	40%

■各主体の取組

取組の展開	市の取組	市民の取組	事業者の取組
①環境保全の取組への参加の促進と取組に対する支援	◆ 環境関連イベントなどを積極的に広報します。【環境政策課、環境保全課】 ◆ 市民や環境保全活動団体の活動に対して各種支援を行います。【環境政策課、環境保全課】 ◆ 優れた活動に対する表彰制度の創出や運用を行います。【環境政策課】 ◆ 市民や環境保全活動団体などの取組を公表する機会を提供します。【環境政策課、まちづくり協働推進課】 ◆ 道路ボランティアへの支援を行うとともに、道路ボランティアに対する積極的な参加・協力を呼びかけます。【道路管理課】 ◆ 公園ボランティア（自治会、愛護会、企業）への支援を行うとともに、自治会、愛護会、企業等に対して公園ボランティアへの積極的な参加・協力を呼びかけます。【公園管理課】	◆ 市や環境保全団体などが主催する環境関連イベントに参加します。 ◆ 地域の環境保全活動に関心を深め、積極的に参加します。 ◆ 地域における自主的な活動グループづくりに努めます。 ◆ 専門的な知識や技術を有する市民は、地域の環境保全活動のリーダーとして積極的に取り組みます。 ◆ 自治会活動などを通じて、道路ボランティアや公園ボランティアに積極的に参加・協力します。	◆ 地域住民の一員として、市民や環境保全活動団体と連携・協力します。 ◆ 自社の特色を活かした専門的な分野については、地域の活動に対する人材派遣や技術提供などの支援を行います。 ◆ 道路ボランティアや公園ボランティアに積極的に参加・協力します。

【基本目標4】 環境と経済・観光が調和するまち

取組の柱 4-1：環境を大切にする事業者を育てる・応援する

■現状と課題

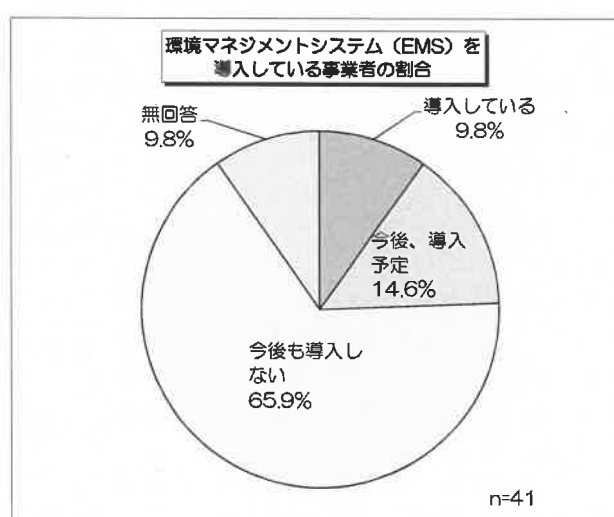
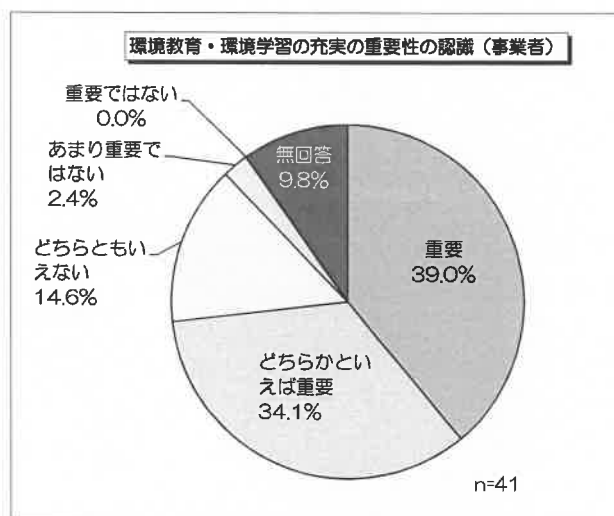
那覇市の良好な環境を保全し、次世代に引き継ぐとともに、環境と調和した経済活動を展開していくためには、事業者が自らの事業活動と環境との関わりについて学び、理解し、環境に配慮した活動を展開していくことが求められます。

事業者アンケートでは、環境教育や環境学習の充実について、全体の73.1%が「重要」または「どちらかといえば重要」と認識しています。

一方、事務所内に環境教育の担当者を配置している事業者は全体の14.6%となっており、環境セミナー等の講習会を開催している事業者は12.2%にとどまっています。

さらに、エコアクション21、ISO14001等の環境マネジメントシステムを導入している事業者は、9.8%となっています。

このため、職場において環境教育や環境学習が積極的に行われ、環境に配慮した取組を展開する「環境を大切にする事業者」を育て、支援していくことが重要です。



■取組の目標（当初計画との比較は95頁参照）

指 標	現 状	中間目標 (2018年度)	目 標 (2023年度)
事務所内に環境教育の担当者を配置している事業者の割合 (事業者アンケート結果)	14.6% (2018年度)	15%	30%
社員・従業員に対して環境セミナー等の講習会を実施している事業者の割合 (事業者アンケート結果)	12.2% (2018年度)	10%	20%
環境マネジメントシステムの導入を行っている事業者の割合 (事業者アンケート結果)	9.8% (2018年度)	5%	10%

■各主体の取組

取組の展開	市の取組	市民の取組	事業者の取組
①事業所における環境教育の推進	◆ 事業者を対象とした環境関連講習会や出前講座を開催します。 【環境政策課、環境保全課、廃棄物対策課、クリーン推進課】 ◆ 様々な環境テーマに即した専門家等の人材を紹介します。 【環境政策課、環境保全課、廃棄物対策課、クリーン推進課】	◆ 専門的な知識や技術をもっている市民は、事業所の環境教育プログラムの講師として協力します。	◆ 環境関連の講習会などを積極的に活用し、社内における環境教育に取り組めます。 ◆ 事務所内に環境教育の担当者を配置します。
②環境に配慮した取組に対する支援	◆ 環境マネジメントシステム（エコアクション 21 等）に関する説明会等を開催し、導入を支援します。 【環境政策課】 ◆ 優れた活動に対する表彰制度を創出し、運用します。【環境政策課】 ◆ 環境に配慮した商品、サービス等の提供事業者の情報を提供します。 【環境政策課】	◆ 環境に配慮した取組を実践している事業者の商品を優先的に購入するよう努めます。	◆ 環境マネジメントシステム（エコアクション21、ISO14001等）を導入します。 ◆ 専門的な分野においては、他社への人材派遣や技術提供などの支援を行います。 ◆ 同業種、異業種間での環境保全活動の取組などを検討します。

取組の柱 4-2：環境を活かした産業をつくり・育てる

■現状と課題

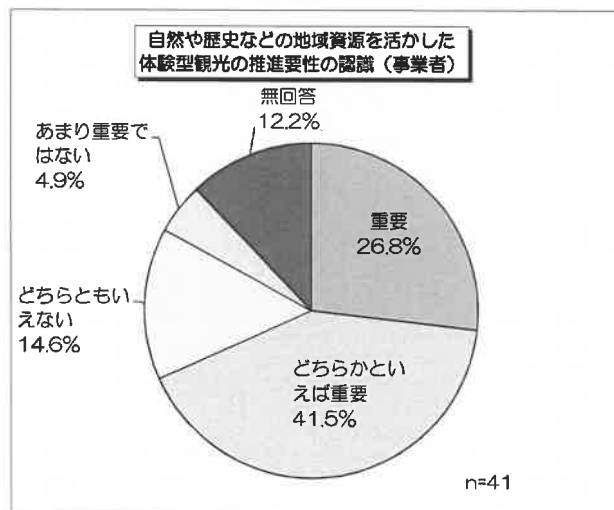
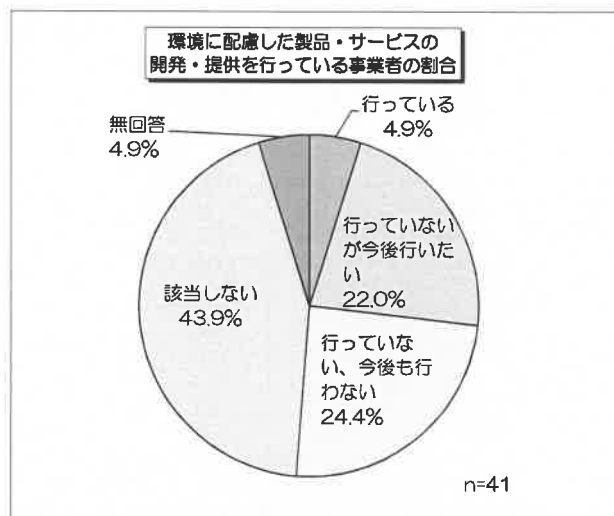
沖縄県が策定した「沖縄 21 世紀ビジョン」では、『沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島』を具体化するための推進戦略として「沖縄グリーン・イニシアティブ」を掲げ、環境保全と経済発展が両立する社会づくりを目指す「ちゅら島おきなわの環境による島おこし～沖縄版グリーン・ニューディール～」を推進しています。

那覇市においても、経済や雇用の活性化を進めるためにも、主要な産業である観光産業をはじめとして、環境を活かした産業振興は重要な課題です。

事業者アンケートでは、「環境に配慮した製品・サービスの開発・提供」を「行っている」と回答した事業者の割合は、全体の 4.9%ですが、「今後は行いたい」という意向は 22.0%あります。

また、自然や歴史などの地域資源を活かした体験型観光の推進について、全体の 68.3%が「重要」または「どちらかといえば重要」と認識しています。

県内でも高度に都市化が進んだ那覇市ですが、世界遺産や漫湖をはじめとする貴重な環境資源に恵まれています。これらの那覇市の環境を活かした産業をつくり、育てていくための仕組みづくりなどが重要です。



■取組の目標（当初計画との比較は95頁～96頁参照）

指 標	現 状	中間目標 (2018 年度)	目 標 (2023 年度)
那覇市地球温暖化対策協議会ホームページにおける企業の実践事例公開件数	0 件 (2017 年度)	2 件	15 件
環境に配慮した製品・サービスの開発・提供を行っている事業者の割合 (事業者アンケート)	4.9% (2018 年度)	20%	30%

■各主体の取組

取組の展開	市の取組	市民の取組	事業者の取組
①環境関連産業の育成	◆ 先進的な取組をする環境関連企業を支援します。【環境政策課、商工農水課】	◆ 環境関連製品の開発段階でのモニターなどに参加するなど、ユーザーの立場からの製品開発に協力します。 ◆ 環境に配慮した商品の購入に努めます。	◆ 自社の専門性を活かした環境関連製品の開発・製造・販売などを検討します。
②環境共生型観光の育成	◆ 観光関連事業者向けの環境配慮指針を策定します。【環境政策課】 ◆ 環境に配慮した観光関連事業者へのインセンティブ事業を実施します。【環境政策課】	◆ 環境に配慮した観光関連事業者の優先的な利用に努めます。 ◆ 環境に配慮した観光関連事業者のサービスなどの情報を発信します。	◆ 環境共生型観光産業のあり方について、業界団体として検討し、積極的な行動を展開します。 ◆ 市が行う観光関連事業者向けの環境配慮指針の策定に積極的に参加・協力します。 ◆ グリーン購入ネットワークの「エコチャレンジホテル・旅館データベース」などへの参加を検討します。 ◆ 観光客に対してエコカーレンタカーの利用や公共交通機関の利用を促進します。 ◆ 土産物の簡易包装などに努めます。 ◆ 農水産事業者や宿泊施設、NPO団体、観光関連事業者などが連携して、那覇の環境を活かしたエコツーリズムを企画・実施します。

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

第2節 計画の進捗管理

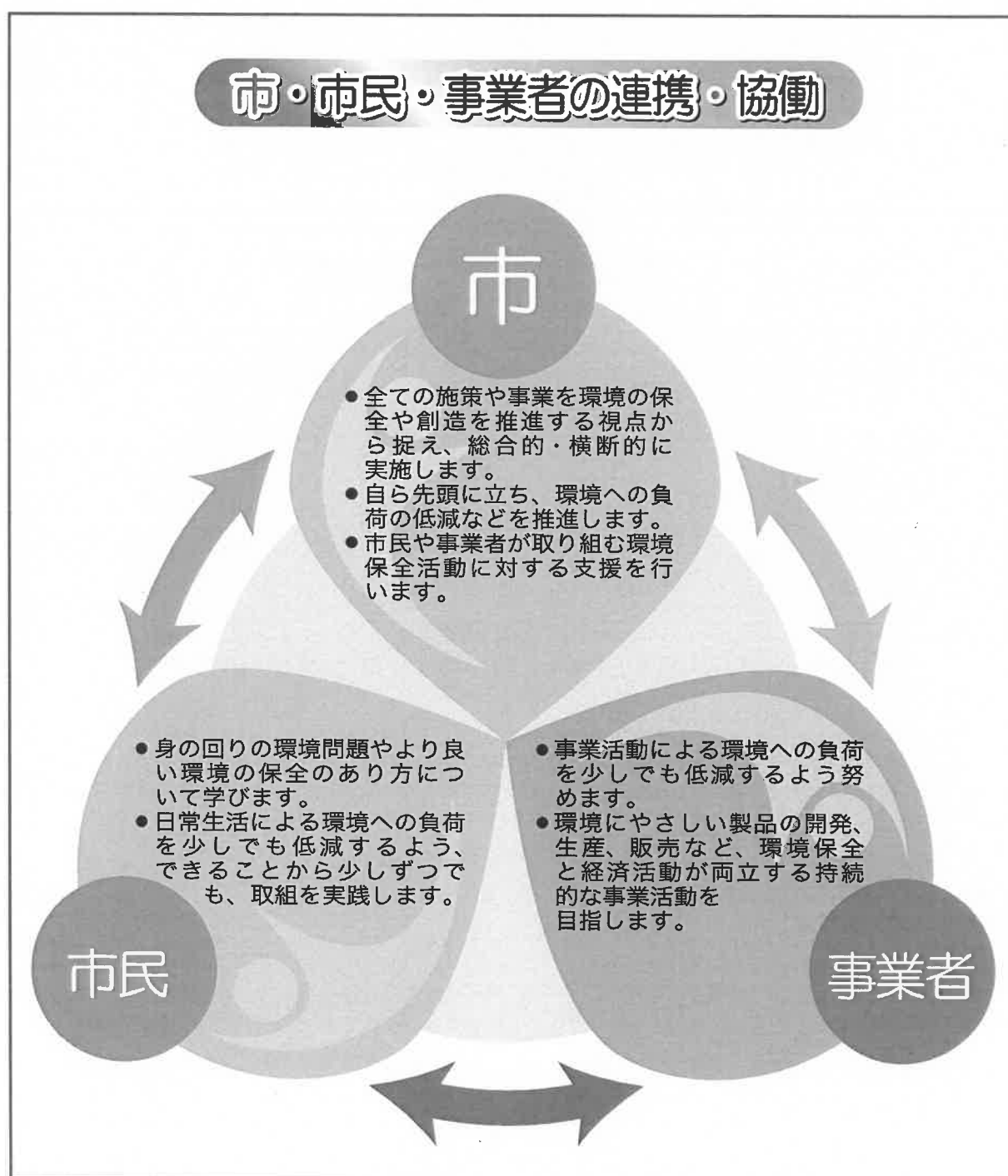
第1節 計画の推進体制

1 計画推進の主体とそれぞれの役割

本計画は、市・市民・事業者が自主的に取組を進めながら、連携・協働のもとに推進していく計画です。

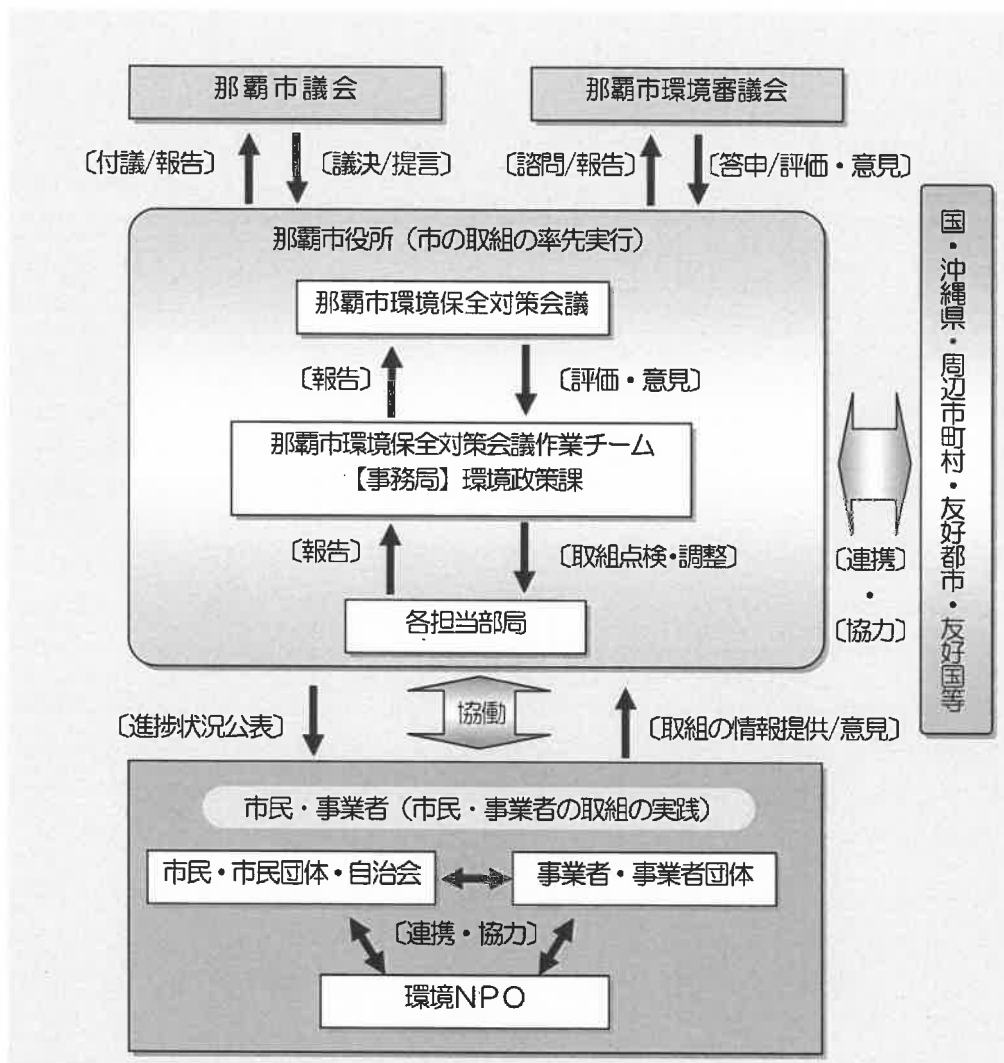
つまり、本計画を推進していく主体は、行政組織である市だけではなく、那覇市で生活・活動する全ての市民・事業者です。

市・市民・事業者のそれぞれの基本的な役割は、以下のとおりです。



2 計画の推進体制

本計画の推進は、以下のような体制で進めます。



名 称	役 割
那覇市議会	◇第2次那覇市環境基本計画は、那覇市議会基本条例(平成24年12月28日制定(条例第78号))第14条に定める議決事件の追加に該当する基本計画となっています。 ◇計画の策定及び見直しに参画します。
那覇市環境審議会	◇那覇市環境基本条例に基づき設置される、市民、学識経験者、市民団体の代表、事業者の代表、那覇市以外の関係行政機関の職員などから構成される組織です。 ◇専門的かつ広域的な視点から計画の進捗状況や成果を評価し、計画の見直しや市への提言などを行います。
那覇市環境保全対策会議	◇庁内関係部局で構成される組織で、副市長、部長級で組織される「対策会議」と、環境部長、副部長級で組織される「対策会議幹事会」があります。 ◇実行部隊である作業チームからの報告を受け、評価・意見を返すとともに、各担当部局の関連計画・事業の進捗状況などに応じて、全庁的な調整を行います。
那覇市環境保全対策会議作業チーム	◇庁内関係部局の担当者で組織される、「那覇市環境保全対策会議」の実行部隊です。 ◇各担当部局間の調整を図り、市の取組を総合的に推進・管理します。また、庁内関係部局が実施する施策や事業についての自己評価を「那覇市環境保全対策会議」に報告し、次年度の市の取組に反映させます。

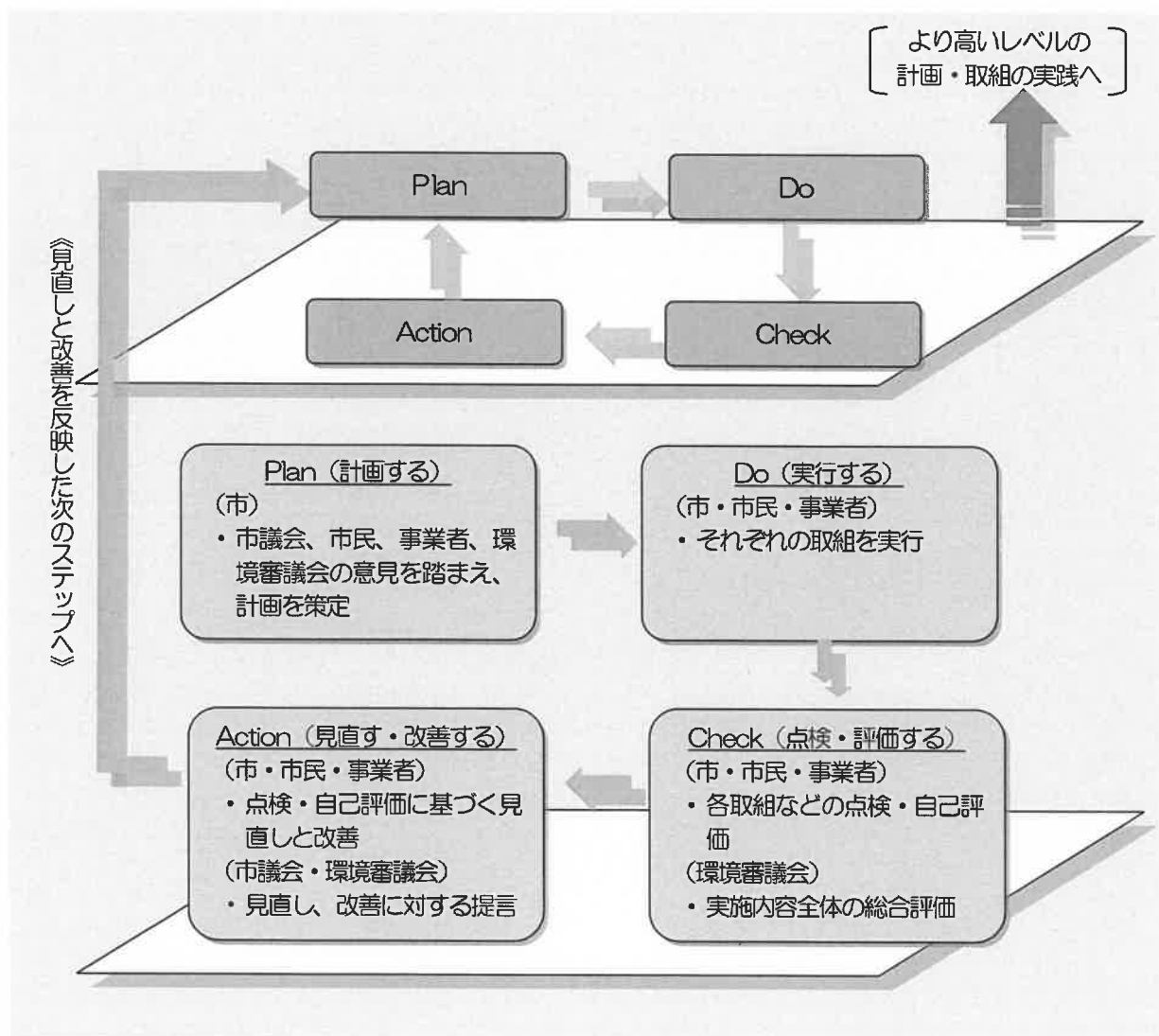
第2節 計画の進捗管理

1 進捗管理の考え方

本計画の進捗管理は、環境管理の基本的な考え方である「PDCAサイクル」を用いて行います。

「PDCAサイクル」とは、「①Plan（計画する）」→「②Do（計画に基づき実行する）」→「③Check（進捗状況や取組効果を点検・評価する）」→「④Action（評価結果を踏まえて計画や取組を見直す・改善する）」の4つのステップを繰り返し行い、本計画や計画に基づく取組の継続的な改善と向上を行う進捗管理の仕組みです。

本計画では、「Do（実行する）」はもちろんですが、その結果を「Check（点検・評価する）」し、さらなる取組に結びつける「Action（見直す・改善する）」を重視して、計画の実効性を高めていきます。



第5章 計画の推進

2 進捗管理の手順

本計画の進捗管理は、以下の手順で行います。

(1) 取組の点検と自己評価

- ① 市・市民・事業者は、それぞれの取組状況について、自ら点検・自己評価を行います。
- ② 目標達成状況の評価は、本計画の目標で設定した指標を用います。
- ③ 市は「那覇市環境保全対策会議作業チーム」において、施策や事業の評価を行い、「那覇市環境保全対策会議」に報告します。
- ④ 市民は、自らの活動に対する自己評価を市に情報提供（メール等を活用）します。
- ⑤ 事業者は、自らの活動に対する自己評価を市に情報提供（所属団体等を通じて、または直接市に提供）
- ⑥ 市民の環境に対する満足度や、市民・事業者の取組の進展を総合的に把握、評価するために、目標で設定した指標についてのアンケート調査を、中間評価年度2018（平成30）年度と計画最終年度2023年度に実施します。
- ⑦ 本計画における各種環境関連施策を実施するために、関係各課は、必要な事業費を確保し、着実な事業実施に努めます。

(2) 那覇市環境審議会の開催

- ① 「那覇市環境保全対策会議」は、各主体の点検・自己評価結果を「那覇市環境審議会」に報告します。
- ② 「那覇市環境審議会」は、審議会委員の専門分野の視点（学術的な視点や各委員の活動の実績等）からの全体評価・提言を行います。

(3) 進捗状況の公表

- ① 点検・評価結果と「那覇市環境審議会」からの提言を年次報告（「環境白書（那覇市の環境）」、「環境施策等実施報告書」）としてとりまとめ、ホームページで広く公表します。

年次報告の種類	公表内容
環境白書 （那覇市の環境）	◇「取組の目標」に対する達成状況や、市の取組状況、環境審議会の評価結果、市民、事業者の意見等に対する市の見解や今後の取組方針などを報告します。 ◇環境データや市民、事業者の取組の概要を紹介します。
環境施策等 実施報告書	◇市が年度ごとに実施した、「市の取組」に関連する施策や事業の内容（具体的な実施内容、成果、評価等）を記載します。 ◇評価結果を踏まえて実施する施策や事業の概要（方向性や予定等）についても、記載します。

(4) 市民等からの意見聴取と取組への反映・報告

- ① 年次報告に対する意見を、市民等から募集します。
- ② 環境審議会からの評価、市民等の意見への「対応方針」を検討し、以後の取組に反映します。
- ③ 翌年度の環境白書では、検討した「対応方針」と、「その対応方針が市の取組などにどのように反映されたか」を公表します。

(5) 計画全体の点検・見直し

- ① 中間目標を設定している 2018(平成 30)年度の時点で、進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行います。
- ② 2023年度では、10 年間の進捗状況を総合的に点検・評価し、計画全体の見直しを行います。
- ③ 2018(平成 30) 年度の中間見直し及び 2023年度の計画全体見直しの段階で、「那覇市議会」及び「那覇市環境審議会」に報告し、提言を受けます。

3 計画の実効性を高めるための取組

(1) 市が行う環境関連施策や事業、支援措置の積極的な広報

- ① 本計画の内容はもとより、市が策定・実施している環境関連計画・施策・事業や各種支援措置などを、市の公式ホームページや広報なは（市民の友）、出前講座、市民説明会等を用いて、積極的に紹介します。
- ② 特に、市が主催する環境関連イベント等の場で、本計画を積極的にPRします。

(2) 財政的・技術的支援

- ① 市民や事業者の取組を促進するために、取組の参考となる環境関連情報の提供や技術情報の提供などを行います。
- ② 優れた取組に対する財政的な支援を行うための必要な財政的措置（経費補助等）について、市の予算の計画的・効果的な活用を図ります。また、国や沖縄県などとの調整の上、国や県の補助金などの活用を図ります。
- ③ 環境マネジメントシステム（ISO 14001、エコアクション 21）の認証取得事業者に対しては、入札参加資格審査（経営事項審査）の評定値に加算します。

参考資料編

- 1 那覇市環境基本条例
- 2 計画策定の経緯
- 3 那覇市環境審議会名簿
- 4 那覇市環境審議会からの答申
- 5 中間見直しにかかる那覇市環境審議会からの答申
- 6 中間見直しにかかる市議会からの提言
- 7 アンケートの実施概要
- 8 意見交換会の実施概要
- 9 市民ワークショップの実施概要
- 10 取組の目標一覧
- 11 環境基準一覧
- 12 用語説明

1 那覇市環境基本条例

平成16年3月29日

条例第4号

改正 平成19年12月28日条例第49号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策等(第7条—第9条)

第3章 環境の保全と創造の手法(第10条—第18条)

第4章 地球環境の保全と創造(第19条・第20条)

第5章 環境審議会(第21条—第23条)

第6章 雑則(第24条)

付則

私たちの住む那覇市は、さまざまな歴史の節目を経ながら、亜熱帯気候に独自の文化を形成した琉球諸島の中心地として、自然と人が美しく調和したまちを築いていた。

そのまちは、最大の環境破壊行為である戦争(第2次世界大戦)によってそのほとんどが焼き尽くされてしまったが、市民のたゆまぬ努力により困難を乗り越えて新しいまちづくりを進め、ますます発展してきた。

しかし、それは、狭い土地に都市化を進め、人口が集中するまちを形成することであった。また、市民の生活水準の向上や事業活動の拡大は、資源やエネルギーを大量に消費し、ごみを大量に排出し、急激な開発行為を進めることになった。このため、まちから緑が少なくなり、ごみの処理や川、海等の水質を回復させるために大きな努力が求められている。

さらに、私たち一人一人の生活とそれに伴う活動が環境に影響を与え、地域にとどまらず、地球温暖化、オゾン層の破壊、森林資源の減少、酸性雨等の地球環境問題を引き起こし、生き物が生きるためになくてはならない地球そのものの存続までも脅かすに至っている。

そこで、私たちは、先人から受け継いだ美しく豊かな地球は、将来の市民に引き継いでいくべき預り物であることを認識し、市民、事業者、民間団体及び市が協働して、自然と調和のとれた住みよい那覇のまちの保全と創造に努め、市民の生活及び地球の環境が将来にわたって持続していけるような循環型社会を築くために行動したいと思う。

ここに、これらを実現するために、本市の環境に関する条例や施策の基本となる那覇市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民等(市民の組織する団体及び市に滞在する者等を含む。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に進め、もって現在と将来の市民が健康で文化的な生活を営み、自然と調和できるようにすることを目的とする。

(基本理念)

第2条 市民は、安全で健康な生活を営み、良好な環境の中で生きる権利を有する。

2 人間以外の生き物も命あるものとして配慮され、多様な生態系が育まれなければならない。

3 環境の保全と創造に努め、将来の市民へ健全で恵み豊かな地球を引き継ぐことは、すべての者の義務である。

(基本原則)

第3条 環境の保全と創造のための施策は、市民等の参画により、予防的視点に立って、環境を優先する観点で行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念のもとに、基本原則にのっとり、環境の保全と創造に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、施策の実施に当たって、各部門がお互いに緊密に連携して調整を行い、環境基本計画との整合性を図らなければならない。
- 3 市は、自ら先頭に立って環境への負荷を少なくするように努め、環境の保全と創造に役立つ事業を実施して、その結果を公開しなければならない。
- 4 市は、事業者及び市民等から環境の保全と創造に関して提案、意見、要望、苦情等を受けた場合、速やかに事実関係を調査し、回答するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、公害の発生を予防して市民の生活環境と自然環境に負荷を与えないように努め、公害が発生した場合は、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、次に掲げる原則に従って物の製造、加工、販売その他の事業活動を行わなければならない。
 - (1) 事業者が生産した製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによって発生する環境への負荷を少なくするように努めるとともに、廃棄物となった場合に適正な処理が図られるように必要な措置を講じること。
 - (2) 環境への負荷を少なくすることに有効な原材料、サービス、再生資源等を利用するように努めること。
- 3 事業者は、開発行為等の環境に影響を与える事業を実施する場合は、事業者自ら環境への影響に配慮し、市の環境基本計画との整合性を図らなければならない。
- 4 事業者は、前3項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力するとともに、市民等が行う環境の保全と創造に関する活動の支援に努めなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、廃棄物が発生しないようにすること、廃棄物の適正な処理、資源及びエネルギーの有効利用並びに環境への負荷を少なくすることに役立つ製品等の利用に努めなければならない。

- 2 市民等は、野生動植物の生態系に配慮するとともに、自主的に木や草花を植える等、人と自然とが豊かに触れ合う環境づくりに努めなければならない。
- 3 市民等は、前2項に定めるもののほか、日常生活において、環境に与える影響を認識し、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策等

(基本的施策)

第7条 市は、次の環境の保全と創造に関し基本となる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 公害を防止し、大気、水、土壌等の環境を良好な状態に保持すること。
- (2) 有害化学物質による汚染の防止に努め、市民の健康と安全を守ること。
- (3) ペット及び移入動植物等の適正な管理に関すること。
- (4) 野生生物の生息又は生育に配慮し、生物の多様性を維持するとともに、緑地、川、海等の自然環境の保全と創造に努め、特に漫湖、末吉公園等自然環境が豊かな地域は、その区域を指定して保全すること。
- (5) 自然と調和した安らぎのある都市空間を形成するため、屋上の緑化の推進やビオトープ(野生生物の生息空間をいう。)の設置及び公園の整備等、緑のある場所を広げるとともに、緑と水辺のネットワーク化に努めること。
- (6) 雨水や地下水等の水資源の有効利用と節水に努めるとともに、水が地下に染み込みやすくなるような緑地の保全と施設整備に努めること。
- (7) 地域の特性を生かした良好な景観の形成及び歴史的文化遺産の保全に努めること。
- (8) 環境教育や学習に利用できる人と自然がふれあう施設の整備を図ること。
- (9) 廃棄物の発生が少なくなるようにすることと適正な処理及び廃棄物処理施設等の環境への負荷を少なくすることに役立つ施設の整備を推進すること。
- (10) 資源の循環、流通システム、企業の動向及び支援等を総合的に調査研究するとともに、市民生活との関係を検討して、ゼロエミッションの実現に向けて必要な措置を講じること。

- (11) 資源の有効利用に努めるとともに、環境への負荷を少なくすることに役立つ製品等の利用を促進すること。
- (12) 地元産業の生産活動を推奨し、地元産品の利用の促進を図ること。
- (13) エネルギーの有効利用に努めるとともに、太陽光発電及び風力発電等の自然エネルギーの利用の促進について必要な措置を講じること。
- (14) 環境への負荷を少なくする観点から、交通システムの改善及び都市計画を進めること。
- (15) これまでの伝統を尊重しながらも、生活様式を見直し、環境への負荷を少なくすることに役立つ社会制度や文化の創造に努めること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関し必要な措置を講じること。

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境の保全と創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。
- (1) 環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民等の意見が反映されるように努めるとともに、那覇市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境報告書)

- 第9条 市長は、市の環境の状況及び環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を定期的に作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全と創造の手法

(規制等の措置)

- 第10条 市は、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為を防止するために、必要な規制の措置を講じなければならない。

(誘導的措置)

- 第11条 市は、事業者及び市民等が良好な環境を保全し、又は創造するための行為を促進する必要があるときは、適正な補助金の支給その他の措置を講じるものとする。
- 2 市は、環境への負荷を少なくするために特に必要があるときは、事業者又は市民等に適正な費用等の負担を求める措置を講じることができる。

(財政上の措置)

- 第12条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者及び市民等の活動の促進)

- 第13条 市は、事業者及び市民等が自発的に行う環境の保全と創造に関する活動を促進するとともに、三者間の良好な協力関係を築くことに努めるものとする。
- 2 市は、環境の保全と創造に係る活動において著しい功績があった団体及び個人を表彰するものとする。

(環境教育及び学習の推進)

- 第14条 市は、事業者及び市民等が環境の保全と創造について理解を深め、適切な環境教育が受けられるように、学習の機会の提供、人材の育成、広報活動その他必要な措置を講じなければならない。

(環境推進員)

- 第15条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するため、環境推進員を置くことができる。

(情報の収集及び提供)

第16条 市は、環境の保全と創造に関する情報の収集に努めるとともに、市民に情報を提供するものとする。

(検査体制の整備等)

第17条 市は、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するために、状況を把握するための検査や測定を行い、特に必要がある場合は監視する等の体制の整備等を図るとともに、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(国、地方公共団体等との連携協力)

第18条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するに当たり、国、他の地方公共団体その他の関係団体との連携及び協力に努めるものとする。

第4章 地球環境の保全と創造

(地球環境の保全と創造の推進)

第19条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨の防止、海洋汚染防止、森林の保護、野生生物の種の保護等の地球環境の保全と創造に関する施策の積極的な推進に努めるものとする。

(国際交流及び国際協力の推進)

第20条 市は、地球環境の保全と創造に関する情報交換及び調査研究等の推進を図るため、国際交流及び国際協力に努めるものとする。

第5章 環境審議会

(設置)

第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、那覇市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(担当事務)

第22条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 廃棄物に関すること。
- (3) その他環境の保全と創造に関すること。

(委任)

第23条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

第24条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 那覇市公害防止条例(昭和62年那覇市条例第21号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
- 3 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成5年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(平成19年12月28日条例第49号)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 那覇市ごみのポイ捨て防止による環境美化促進条例(平成7年那覇市条例第31号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

2 計画策定の経緯

本計画の策定経緯は以下のとおりです。

2012（平成24）年度	
平成24年11月13日	第1回 那覇市環境保全対策会議幹事会(副部長級)
平成24年12月 3日	第1回 那覇市環境保全対策会議(部長級)
平成24年12月17日	第1回 那覇市環境保全対策会議作業チーム会議(関係各課担当者)
平成24年12月20日	第1回 那覇市環境審議会(「新たな那覇市環境基本計画(案)」の諮問)
平成25年 3月 4日	第2回 那覇市環境保全対策会議作業チーム会議(関係課担当者)
平成25年 3月12日	第2回 那覇市環境保全対策会議幹事会(副部長級)
平成25年 3月19日	第2回 那覇市環境保全対策会議(部長級)
平成25年 3月25日	第2回 那覇市環境審議会
2013（平成25）年度	
平成25年 8月～10月	市民・事業者アンケート調査実施
平成25年 8月14日	第1回 市民ワークショップ開催
平成25年 8月26日	第3回 那覇市環境保全対策会議作業チーム会議(関係課担当者)
平成25年 8月27日	第3回 那覇市環境保全対策会議幹事会(副部長級)
平成25年 8月28日	第2回 市民ワークショップ開催
平成25年 9月 9日	第3回 那覇市環境保全対策会議(部長級)
平成25年 9月30日	第3回 那覇市環境審議会
平成25年10月29日	環境関連 NPO との意見交換会
平成25年11月21日	第4回 那覇市環境保全対策会議作業チーム会議(関係課担当者)
平成25年11月26日	第4回 那覇市環境保全対策会議幹事会(副部長級)
平成25年11月28日	第4回 那覇市環境保全対策会議(部長級)
平成25年12月16日	第4回 那覇市環境審議会
平成25年12月19日	沖縄県中小企業家同友会(環境部会)との意見交換会
平成26年 1月21日	第5回 那覇市環境保全対策会議作業チーム会議(関係課担当者)
平成26年 1月～2月	パブリックコメント
平成26年 1月28日	第5回 那覇市環境保全対策会議幹事会(副部長級)
平成26年 2月 3日	那覇市議会全員協議会への事前説明
平成26年 2月 6日	第5回 那覇市環境保全対策会議(部長級)
平成26年 3月10日	第5回 那覇市環境審議会
平成26年 3月24日	那覇市地球温暖化対策協議会との意見交換会
平成26年 3月26日	那覇市環境審議会の答申(「新たな那覇市環境基本計画(案)」)
2014（平成26）年度	
平成26年 4月 8日	那覇市議会厚生経済常任委員会所管事務調査
平成26年 5月	那覇市議会6月定例会の会派説明
平成26年 6月	那覇市議会6月定例会への議案の付議・議決

中間見直し計画の策定経緯は以下のとおりです。

2018（平成30）年度	
平成30年 4月～6月	市民・事業者アンケート調査実施
平成30年 4月24日	第1回 那覇市環境保全対策会議幹事会(副部長級)
平成30年 6月28日	第2回 那覇市環境保全対策会議幹事会(副部長級)
平成30年 7月 3日	第1回 那覇市環境保全対策会議(部長級)
平成30年 8月 9日	第1回 那覇市環境審議会
平成30年 8月13日	那覇市議会全員協議会への説明
平成30年 9月	パブリックコメント
平成30年 9月 3日	那覇市議会建設常任委員会所管事務調査（環境部）
平成30年10月25日	第2回 那覇市環境審議会
平成30年10月29日	那覇市議会建設常任委員会所管事務調査（環境部）
平成30年10月30日	那覇市議会建設常任委員会所管事務調査（環境部、都市みらい部、生涯学習部、水道局）
平成30年11月19日	那覇市議会全員協議会
平成30年11月27日	第3回 那覇市環境審議会
平成30年12月 3日	那覇市議会からの提言
平成30年12月20日	那覇市環境審議会の答申
平成31年 1月 8日	第3回 那覇市環境保全対策会議幹事会(副部長級)
平成31年 1月22日	第2回 那覇市環境保全対策会議(部長級)
平成31年 2月	那覇市議会2月定例会に上程

3 那覇市環境審議会名簿

第2次那覇市環境基本計画及び第2次那覇市環境基本計画中間見直し策定時の委員を記載しています。

2012（平成24）年12月20日～2014（平成26）年12月19日

氏 名	所属・役職等	委員種別	備 考
堤 純一郎	琉球大学教授	学識経験者	会長
大島 順子	琉球大学准教授	学識経験者	副会長
千住 智信	琉球大学教授	学識経験者	
大森 保	琉球大学名誉教授	学識経験者	
山崎 新	一般社団法人沖縄じんぶん考房代表理事	市民	
金城 妙恵子	那覇市環境推進員（エコライフサポーター）	市民	
福治 貞子	那覇市自治会長会連合会会長	市民団体	
仲村渠 好美	那覇市婦人連合会前副会長	市民団体	
宮城 俊彦	那覇商工会議所事務局長	事業者	
中村 政人	那覇市観光協会事務局長	事業者	
大浜 浩志	沖縄県環境政策課長	行政機関	2013（平成25）年3月31日まで
古謝 隆	沖縄県環境政策課長	行政機関	2013（平成25）年4月1日から

2017（平成29）年7月27日～2019年7月26日

氏 名	所属・役職等	委員種別	備 考
堤 純一郎	琉球大学教授	学識経験者	会長
大島 順子	琉球大学准教授	学識経験者	副会長
千住 智信	琉球大学教授	学識経験者	
大森 保	琉球大学名誉教授	学識経験者	
宮城 俊彦	公募市民	市民	
松尾 英樹	公募市民	市民	
藤澤 英市	公募市民	市民	
前原 信達	那覇市自治会長会連合会会長	市民団体	2018（平成30）年8月9日から
上原 洋子	那覇市婦人連合会副会長	市民団体	
下田 美智代	株式会社 共栄環境代表取締役	事業者	
大城 弘明	那覇市観光協会事務局長	事業者	2018（平成30）年8月9日から
石垣 永浩	沖縄県環境政策課長	行政機関	

4 那覇市環境審議会からの答申

那覇市環境審議会会長より、那覇市長へ下記のとおり答申されました。

那市環審第 1 号
平成26年3月26日

那覇市長 翁 長 雄 志 様

那覇市環境審議会
会長 堤 純一郎

新たな那覇市環境基本計画（案）について（答申）

平成24年12月20日付けで、諮問されました新たな那覇市環境基本計画案については、5回の審議を行った結果、別添のとおりとなりましたので、答申します。

なお、本計画の実施に際しては、下記のとおり意見を付しますので、その実現を図るよう要望します。

記

新たな那覇市環境基本計画（案）の名称については、事務局から提案のあった、第2次那覇市環境基本計画（案）がふさわしいと考えます。

本計画を着実に実施するために、全庁横断的な推進体制のもとに、適切に進捗管理を図り、市が目指す環境の将来像「人・自然・地球にやさしい環境共生都市 なは」の実現を要望します。

5 中間見直しにかかる那覇市環境審議会からの答申

那覇市環境審議会会長より、那覇市長へ下記のとおり答申されました。

答申第 1 号
平成 30 年 12 月 20 日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市環境審議会
会長 堤 純一郎

第 2 次那覇市環境基本計画の中間見直しについて（答申）

平成 30 年 8 月 9 日付けで那覇市長より諮問のあった第 2 次那覇市環境基本計画の中間見直しについて、中間見直し（案）を審議した結果、概ね妥当であると認めます。

なお、中間見直しの決定に当たっては、審議においてとりまとめた意見の趣旨を十分に活かすとともに、計画の推進に努められるよう要望し、下記のとおり意見を付して答申します。

記

- 1 市民アンケートにおいて、本市の環境保全に関する考え方やどのような取り組みが行われているのか市民に伝わっていないとの意見がありました。中間見直し後は、計画や取り組みの PR を工夫する等、市民への周知に努めること。
- 2 「第 2 章 那覇市の環境の概況」については、わかりやすい表現および図表を用いること。
- 3 計画の実施にあたっては、適切な進捗管理を行い、那覇市の目指す環境の将来像の実現を目指すこと。
- 4 中間見直しで変更のあった「指標」及び「目標値」については、変更の経緯を記載し、変更理由を中間見直しの方針において明確にすること。

6 中間見直しにかかる市議会からの提言

那覇市議会議長より、那覇市長へ下記のとおり提言されました。

那 議 議 第 88 号
平成30年12月3日

那覇市長 城 間 幹 子 様

那覇市議会議長
翁 長 俊 英

第2次那覇市環境基本計画 中間見直し（案）への提言について

那覇市環境基本計画は、本市の環境施策の基本となる重要な計画であることから、那覇市議会基本条例において議会の議決が必要な計画に位置づけられています。

そこで、今回の「第2次那覇市環境基本計画中間見直し（案）」にあたっては、議員間での議論を深め、議会の意見を反映させていく必要があることから、去る8月13日に開催した全員協議会において、「第2次那覇市環境基本計画中間見直し（案）」の説明を受けた後、所管である「建設常任委員会」において調査を進めてまいりました。

今般、議会から執行機関に対し、「第2次那覇市環境基本計画中間見直し（案）」に対する課題や要望を取りまとめましたので、別添のとおり提言いたします。

第2次那覇市環境基本計画 中間見直し(案)の調査を終えて（提言）

去る8月13日の全員協議会において、環境部から「第2次那覇市環境基本計画中間見直し(案)」の説明を受け、所管の建設常任委員会で所管事務調査を実施し、質疑、議員間討議において議論を重ねてきたところ、様々な意見が寄せられました。

つきましては、那覇市議会において協議した結果を別紙のとおり取りまとめましたので、第2次那覇市環境基本計画 中間見直しの立案に当たっては、意見の趣旨が生かされますよう要望し、提言いたします。

平成30年（2018年）12月3日

那 覇 市 議 会

1. 計画の全体において

- ① 当該計画中間見直し（案）は、第1章から第5章までである中、特に第2章における那覇市の環境の概要、また第3章の那覇市が目指す環境の将来像に係る部分において、5年前の第2次計画策定時の数値が、中間時の数値に上書きされており、今計画当初の状況がわからなくなっている。当初の状況と中間の経過が見えるような表記の仕方の工夫が必要である。

- ② 市民アンケート・事業者アンケートについて。

市民アンケートを基準にした目標については、サンプル数が不足していると思われる。また、4地区（本庁・真和志・首里・小禄）や中心市街地では街なみや静けさ等、明らかに状況が違うが、ひとまとめにして那覇としての数字・平均を算出していることについては指標設定に無理がある。

5年後に明らかに目標達成が見通せない指標については、再設定すべきであり、今回の見直しにおいて、アンケートの取り方及び指標設定の検討を要する。

2. 施策の具体的な展開について

（1）「基本目標1 快適な都市環境と自然や歴史と共生するまち」について

- ① 今後も沖縄は国際観光都市として、人口及び観光客の増加に比例して、車両利用の増加も見込まれる。

沖縄を取り巻く情勢が大きく変わる中で、快適な都市環境を守っていけるよう数値目標を修正すべきである。

- ② 静かな環境を守ることについて、騒音被害の数値において、本市と国との環境基準にずれがあると思われる。国との乖離があることについて、市がどのように取り組み、解決していくかを検討し、数値設定すべきである。

- ③ 下水道接続、下水道処理人口の普及率について、100%を目指し、補助率等の見直しも含めた政策を打ち出すべきである。

- ④ マイクロプラスチックについて、なんらかの対策をすべきである。

- ⑤ 海域水質環境基準について、国・県・市の協議会を設立し、組織的な処理ができるよう連携して取り組むべきである。
- ⑥ 市道街路樹の植栽について、新設の道路だけでなく、既設の道路にも展開するとともに、街路樹の維持管理にしっかりと取り組むべきである。
- ⑦ 緑や景観資源を守るうえでの課題等を整理し、他の先進事例を参考にしたうえで、必要に応じて他部局との連携も図りながら、規制を行うなどの対策を行い、緑や景観の維持管理に努めるべきである。
- ⑧ 景観資源について、景観資源の内容や、指定された経緯がわかるよう多言語表記による説明板の設置が必要である。
- ⑨ 指標の犬猫の収容数について、犬の収容数が極端に少ない状況でありながら、収容数が合算されており、市民にわかりづらい。犬、猫の数がわかるような表記が必要である。

(2) 「基本目標2 身近な取組で地球環境保全に貢献するまち」について

- ① 地球温暖化を防ぐについて、策定当時の状況から太陽光発電に関する指標が中心となっているが、技術の進歩等により、今後は他の選択肢も増え、太陽光発電だけでは判断しにくいものと想定される。
しかしながら、中間見直しにおいて、指標を大きく変えるのは難しいと思われるので、「等」をつけるなど設定の検討が必要である。
- ② 公共交通利用者数について、観光客と地元客の割合も勘案した、観光客の伸び率（毎年伸び率、5年間の伸び率）の目標値を設定すべきである。

(3) 「基本目標3 環境を大切にする市民が暮らすまち」について

- ① 指標の公園ボランティアの参加団体数について、指標の団体数では、実際の団体の活動状況が把握できないため、実態や実情を把握し、活動が伴っていない団体には、改善を求めるべきである。

7 アンケートの実施概要

市民・事業者を対象に、身の回りの環境に対する満足度や環境に配慮した日常の取組状況などを把握するため、アンケートを実施しました。

■市民アンケート・事業者アンケートの実施概要

		市民アンケート	事業者アンケート
対 象		市 民	市内事業者
方 法		年齢層等に偏りが生じないよう住民基本台帳から無作為抽出で郵送 ただし、同一世帯への複数配布とならないよう、市内4地域（本庁地区、真和志地区、首里地区、小禄地区）の世帯数を勘案して配布数を設定	那覇市の主要産業（小売、卸売、交通・運輸、観光・サービス、文化・情報）及び事業規模等を勘案してから送付先を抽出し郵送
当 初	期 間	2013（平成25）年8月3日～8月30日	2013（平成25）年8月3日～10月15日
	配布数	2,100通	150通
	回収数	347通	47通
	回収率	16.5%	31.3%
中 間	期 間	2018（平成30）年4月2日～4月30日	2018（平成30）年4月2日～6月15日
	配布数	2,100通	150通
	回収数	414通	41通
	回収率	19.7%	27.3%

8 意見交換会の実施概要

環境関連NPOや事業者団体、那覇市地球温暖化対策協議会の方々との意見交換会を開催しました。

■意見交換会の実施概要

	NPO等	事業者団体	那覇市地球温暖化対策協議会
開催日	2013（平成25）年10月29日	2013（平成25）年12月19日	2014（平成26）年3月24日
参加者	・アースの会 ・おきなわ環境クラブ ・沖縄自然環境ファンクラブ ・しまづくりネット	・沖縄県中小企業家同友会 （環境部会）	・那覇市地球温暖化対策協議会 （幹事会）
内 容	・那覇市の環境保全について課題や問題と感ずる点（重点をおくべき取組）について ・NPO等の役割（行政の連携も含む）について ・市民等の意識を高める方策について ・行政に求めることについて	・計画案に記載された「事業者の取組」について ・事業者の取組を活性化させる方策等について	・計画案に記載された「事業者の取組」について（地球温暖化防止に関する取組を中心に）

9 市民ワークショップの実施概要

市民主体で実施可能な取組を市民自らが提案し、環境基本計画への反映を図るため、市民ワークショップを開催しました。

■市民ワークショップの実施概要

	第 1 回	第 2 回
開催日	2013（平成25）年8月14日	2013（平成25）年8月28日
場 所	那覇市役所 1F 市民会議室	那覇市役所 1F 市民会議室
参加人数	20人	19人
テ ー マ	「身の回りの環境の強み（良いところ）、弱み（悪いところ）を考えよう！」	「市民主体の取組を提案しよう！」
内 容	参加者が3つのグループに分かれて、「良い点（強み）」、「悪い点（弱み）」、「外部要因（機会：環境を良くするために追い風となる事項・動向等）」、「外部要因（脅威：環境を悪くする事項・動向等）」について考え、個別のテーマを設定して那覇市の環境を守る・魅力を高める方法についてアイデアを出し合った。	第1回の検討結果を踏まえ、「那覇市の環境をより良くするための市民主体の取組メニュー」について検討した。



10 取組の目標一覧（中間見直しによる当初計画との比較）

基本 目標	取組の柱	当初計画				中間見直し後			
		指 標	現 状	中間目標 2018 (H30) 年度	目 標 2023 年度	指 標	現 状	中間目標 2018 (H30) 年度	目 標 2023 年度
1 快適な都 市環境と 自然や歴 史と共生 するまち	1-1 きれいな空 気を守る	大気環境基準 （二酸化硫黄、 二酸化窒素、浮 遊粒子状物質） の達成率（地点 数（2））	100% (2012年度)	100%	100%	大気環境基準 （一酸化炭素、 二酸化硫黄、二 酸化窒素、浮遊 粒子状物質）の 達成率（地点数 2）	100% (2017年度)	100%	100%
		空気のきれい さに対する市 民満足度（市民 アンケート結 果）	50.1% (2013年度)	60%	75%	空気のきれい さに対する市 民満足度（市民 アンケート結 果）	47.6% (2018年度)	60%	75%
	1-2 静かな環境 を守る	自動車騒音環 境基準（面的評 価区間）の達成 率	99.9% (2012年度)	100%	100%	自動車騒音環 境基準（面的評 価区間）の達成 率	99.4% (2017年度)	100%	100%
		まちの静けさ に対する市民 満足度（市民ア ンケート結果）	51.0% (2013年度)	60%	75%	まちの静けさ に対する市民 満足度（市民ア ンケート結果）	44.2% (2018年度)	60%	75%
	1-3 きれいな水 を守る	河川の水質が 改善している 箇所の割合 （BOD値5mg /L 以下 地点 数（27））	85.1% (2012年度)	90%	95%	河川の水質が 改善している 箇所の割合 （BOD値5mg /L 以下 地点 数 27）	92.6% (2017年度)	90%	95%
		類型指定され ている海域水 質環境基準の 達成率（COD 値2mg/L 以下 地点数（6））	100% (2012年度)	100%	100%	類型指定され ている海域水 質環境基準の 達成率（COD 値2mg/L 以下 地点数6）	50% (2017年度)	100%	100%
		下水道普及率	97.4% (2014年1月)	97.9%	98.1%	下水道処理人 口普及率	98.1% (2017年度)	98.2%	98.6%
		水洗化率	95.0% (2014年1月)	95.9%	96.8%	下水道接続率	95.7% (2017年度)	95.9%	97.0%
		水や水辺との ふれあいのし やすさに対す る市民満足度 （市民アンケ ート結果）	15.0% (2013年度)	30%	50%	水や水辺との ふれあいのし やすさに対す る市民満足度 （市民アンケ ート結果）	17.2% (2018年度)	30%	50%

基本 目標	取組の柱	当初計画				中間見直し後			
		指 標	現 状	中間目標 2018 (H30) 年度	目 標 2023 年度	指 標	現 状	中間目標 2018 (H30) 年度	目 標 2023 年度
1 快適な都 市環境と 自然や歴 史と共生 するまち	1-4 有害化学物 質から生 活を守る	環境中のダイ オキシン類濃 度の環境基準 の達成率(地点 数(5))	100% (2012年度)	100%	100%	環境中のダイ オキシン類濃 度の環境基準 の達成率(地点 数(5))	100% (2017年度)	100%	100%
		有害大気汚染 物質の環境基 準の達成率 (地点数(2))	100% (2012年度)	100%	100%	有害大気汚染 物質の環境基 準の達成率 (地点数(2))	100% (2017年度)	100%	100%
	1-5 自然を守り ・自然とふ れあう	市主催の自然 観察会の開催 数	40回 (2012年度)	45回	50回	自然観察会等 へ参加する市 民の満足度	70% (2017年度)	70%	75%
		生きものとの ふれあいのし やすさに対す る市民満足度 (市民アンケ ート結果)	17.6% (2013年度)	30%	50%	生きものとの ふれあいのし やすさに対す る市民満足度 (市民アンケ ート結果)	14.8% (2018年度)	30%	50%
	1-6 緑あふれる 街をつくる	緑被率(市面積 に対する割合)	19.9% (2012年度)	20.2%	20.4%	緑化推進事業 への市民参加 数	4,337人 (2017年度)	4,442人	4,816人
		公園緑地面積	190.4ha (2012年度)	209.3ha	222.9ha	公園緑地等面 積	200.7ha (2017年度)	200.7ha	218.6ha
		市道街路樹の 植栽本数	12,500本 (2012年度)	13,300本	13,500本	市道街路樹の 植栽本数	13,512本 (2017年度)	13,300本	13,600本
		公共の広場、公 園、緑に対する 市民満足度 (市民アンケ ート結果)	45.2% (2013年度)	50%	60%	公共の広場、公 園、緑に対する 市民満足度 (市民アンケ ート結果)	40.6% (2018年度)	50%	60%
	1-7 県都にふさ わしい 街なみを つくる	都市景観資源 の指定件数	56件 (2013年度)	71件	86件	都市景観資源 の指定件数	62件 (2017年度)	71件	86件
		歴史的な資源 の豊かさに対 する市民満足 度(市民アンケ ート結果)	31.7% (2013年度)	50%	60%	歴史的な資源 の豊かさに対 する市民満足 度(市民アンケ ート結果)	28.7% (2018年度)	50%	60%
	1-8 衛生的な街 をつくる	畜犬登録数	10,717頭 (2012年度)	11,250頭	11,500頭	犬収容数	91頭 (2017年度)	90頭	80頭
						猫収容数	172頭 (2017年度)	170頭	160頭
		畜犬登録数に 対する狂犬病 予防接種率	59.8% (2012年度)	62%	65%	狂犬病予防注 射接種率	56.5% (2017年度)	57.0%	58.0%

基本目標	取組の柱	当初計画				中間見直し後			
		指標	現 状	中間目標 2018 (H30) 年度	目 標 2023 年度	指標	現 状	中間目標 2018 (H30) 年度	目 標 2023 年度
2 身近な取組で地球環境保全に貢献するまち	2-1 ごみを減らす	1人1日あたりごみ排出量	761g (2012年度)	720g	713g	1人1日あたりごみ排出量	776g (2017年度)	759g	730g
		資源化(リサイクル)率	19.4% (2012年度)	25%	25%	資源化(リサイクル)率	16.9% (2017年度)	17.0%	22.6%
		ごみと資源物の分別を行っている市民の割合(市民アンケート結果)	94.5% (2013年度)	100%	100%	ごみと資源物の分別を行っている市民の割合(市民アンケート結果)	92.3% (2018年度)	100%	100%
		ごみと資源物の分別を行っている事業者の割合(事業者アンケート結果)	93.6% (2013年度)	100%	100%	ごみと資源物の分別を行っている事業者の割合(事業者アンケート結果)	92.7% (2018年度)	100%	100%
	2-2 地球温暖化を防ぐ	温室効果ガスの排出量(CO ₂ 換算)	2,318千トン (2010年度)	2,197千トン (基準年度値)	2,087千トン (基準年度値 5%削減)	温室効果ガスの排出量(CO ₂ 換算)	2,228千トン (2015年度)	2,201千トン (基準年度値)	2,091千トン (基準年度値 5%削減)
		公共交通利用者数(モノレール利用者数、乗合バス(市内線)利用者数)	1,894万人/年 (2006年度)	2,447万人/年	2,842万人/年	公共交通利用者数(モノレール利用者数、乗合バス(市内線)利用者数)	2,262万人/年 (2016年度)	2,447万人/年	2,842万人/年
		那覇市地球温暖化対策協議会の会員数(法人・団体)	43法人・団体 (2012年度)	54法人・団体	65法人・団体	那覇市地球温暖化対策協議会の会員数(法人・団体)	54法人・団体 (2017年度)	54法人・団体	65法人・団体
		太陽光発電を行っている市民の割合(市民アンケート結果)	3.2% (2013年度)	5%	10%	太陽光発電を行っている市民の割合(市民アンケート結果)	4.8% (2018年度)	5%	10%
		太陽光発電を導入している事業者の割合(事業者アンケート結果)	6.4% (2013年度)	10%	20%	太陽光発電を導入している事業者の割合(事業者アンケート結果)	2.4% (2018年度)	10%	20%
3 環境を大切にする市民が暮らしやすいまち	3-1 環境を大切にする人を育てる	環境学習等の開催教室数	627教室 (2012年度)	640教室	660教室	環境学習等の開催教室数	535教室 (2017年度)	545教室	560教室
		環境推進員の登録人数	44人 (2012年度)	60人	70人	環境推進員の登録人数	56人 (2017年度)	60人	70人

基本目標	取組の柱	当初計画				中間見直し後			
		指標	現 状	中間目標 2018 (H30) 年度	目 標 2023 年度	指標	現 状	中間目標 2018 (H30) 年度	目 標 2023 年度
3 環境を大切にする 市民が暮らすまち	3-2 わかりやすく使いやすい情報を発信する	環境保全活動団体等の市公式ホームページへの登録数	0件 (2012年度)	5件	10件	環境保全活動団体等の市公式ホームページへの登録数	5件 (2017年度)	5件	10件
	3-3 環境保全に取り組む人々を応援する	道路ボランティアの参加団体数	78団体 (2012年度)	120団体	155団体	道路ボランティア関連の参加団体数	133団体 (2017年度)	138団体	162団体
		公園ボランティアの参加団体数	213団体 (2012年度)	273団体	323団体	公園ボランティアの参加団体数	210団体 (2017年度)	212団体	222団体
		自治会等が主催する地域の環境保全活動に参加している市民の割合（市民アンケート結果）	24.3% (2013年度)	30%	40%	自治会等が主催する地域の環境保全活動に参加している市民の割合（市民アンケート結果）	19.8% (2018年度)	30%	40%
4 環境と経済・観光が調和するまち	4-1 環境を大切にする事業者を育てる・応援する	事務所に環境教育の担当者を配置している事業者の割合（事業者アンケート結果）	8.5% (2012年度)	15%	30%	事務所に環境教育の担当者を配置している事業者の割合（事業者アンケート結果）	14.6% (2018年度)	15%	30%
		社員・従業員に対して環境セミナー等の講習会を実施している事業者の割合（事業者アンケート結果）	6.4% (2013年度)	10%	20%	社員・従業員に対して環境セミナー等の講習会を実施している事業者の割合（事業者アンケート結果）	12.2% (2018年度)	10%	20%
		環境マネジメントシステムの導入を行っている事業者の割合（事業者アンケート結果）	4.3% (2013年度)	5%	10%	環境マネジメントシステムの導入を行っている事業者の割合（事業者アンケート結果）	9.8% (2018年度)	5%	10%
	4-2 環境を活かした産業をつくり・育てる	環境配慮型観光事業者登録数（インセンティブ事業の対象事業者数）	0件 (2012年度)	創設	中間目標 年度に設定	那覇市地球温暖化対策協議会ホームページにおける企業の取組事例公開件数	0件 (2017年度)	2件	15件

参考資料編

基 本 目 標	取 組 の 柱	当初計画				中間見直し後			
		指 標	現 状	中間目標 2018 (H30) 年度	目 標 2023 年度	指 標	現 状	中間目標 2018 (H30) 年度	目 標 2023 年度
4 環 境 と 経 済 ・観光が 調 和 す るまち	4-2 環境を活か した産業を つくり・育 てる	環境に配慮し た製品・サービ スの開発・提供 を行っている 事業者の割合 (事業者アン ケート)	12.8% (2013年度)	20%	30%	環境に配慮し た製品・サービ スの開発・提供 を行っている 事業者の割合 (事業者アン ケート)	4.9% (2018年度)	20%	30%

11 環境基準一覧

【大気汚染に係る環境基準】

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。

【騒音に係る環境基準】

地域の類型	昼 間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時～翌日午前 6 時)
AA 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 専ら住居の用に供される地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B 主として住居の用に供される地域		
C 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		
幹線道路を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

【航空機騒音に係る環境基準】

地域の類型	基 準 値
I：専ら住居の用に供される地域	L den 57 デシベル以下
II：I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	L den 62 デシベル以下

※上記環境基準は 2013（平成 25）年 4 月 1 日から施行

<参考：2013（平成 25）年 3 月 31 日までの環境基準>

地域の類型	基 準 値
I：専ら住居の用に供される地域	WECPNL 70 以下
II：I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	WECPNL 75 以下

【水質汚濁（生活環境保全）に係る環境基準】

<河川（湖沼を除く）>

類 型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	-

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
 - 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
 - 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等、貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用。
水産2級：サケ科魚類及びアユ等、貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。
水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用。
 - 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの。
 - 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度。
- ※ pH：水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。pH7 は中性、7 を超えるとアルカリ性、7 未満が酸性。
- ※ BOD：水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費酸素量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。
- ※ SS：水中に浮遊または懸濁している直径 2mm 以下の粒子状物質。
- ※ DO：水中に溶解している酸素の量。水質汚濁状況を測る代表的な指標。

< 海域 >

類 型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されな いこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-

1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において、不快感を生じない限度

※ pH：水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。pH7 は中性、7 を超えるとアルカリ性、7 未満が酸性。

※ COD：水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機汚濁を測る代表的な指標。

※ SS：水中に浮遊または懸濁している直径 2mm 以下の粒子状物質。

※ DO：水中に溶解している酸素の量。水質汚濁状況を測る代表的な指標。

【有害化学物質（ダイオキシン類、有害大気汚染物質）に係る環境基準】

<ダイオキシン類>

媒 体	環 境 上 の 条 件
大気	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 年平均値が 1pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

<有害大気汚染物質（ベンゼン等）>

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下

12 用語説明

※用語後の（ ）内の数字は、用語が掲載されているページです。

【ア行】

〔ISO14001〕… (4, 62, 63, 73, 100, 101)

国際標準化機構 (International Organization for Standardization) における経営管理システムにおいて設けられた環境マネジメント規格。

ISO14001 は、実際の事業活動が環境にどのように影響を与えているかの分析に基づき、環境負荷を削減する目的及び目標を設定し、その達成のための行動計画を策定し、実行することを中核としている。

〔アイドリングストップ〕… (35, 53)

信号待ちなどの停車時に、自動車のエンジンを停止させておくことで、エネルギー消費量の削減やそれに伴う大気汚染物質、地球温暖化物質の排出抑制につながる。

〔アスベスト〕… (41, 51)

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性に優れているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていたが、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、大気汚染防止法に基づく「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されている。

〔エコアクション21〕… (62, 63, 73, 101)

環境省が定めた環境マネジメントシステムの一つ。中小企業の環境配慮への取り組みを促進するとともに、その取り組みが効果的・効率的に実施されるようにするため、ISO14001 規格をベースとしながら、導入費用や実施事項の面で、中小企業でも取り組みやすい環境マネジメントのあり方を規定している。

〔エコカー〕… (35, 53, 65)

大気汚染物質（窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など）の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車の総称。電気自動車、メタノール自動車、圧縮天然ガス (CNG) 自動車、ハイブリッド自動車などがある。

〔エコツーリズム〕… (43, 65)

自然や人文環境を損なわない範囲で、自然環境や地域の生活・歴史などを学ぶことを目的とした観光形態。海などで展開する「ブルーツーリズム」、農産漁村地域で展開される「グリーンツーリズム」などがある。

〔エコドライブ〕… (35, 53)

二酸化炭素、大気汚染物質の排出抑制や省エネルギーなど、環境に配慮した自動車の運転方法。「アイドリングストップの励行」、「経済速度の遵守」、「急発進・急加速・急ブレーキを控える」、「適正なタイヤ空気圧の点検」などがある。

〔ESCO 事業〕… (53)

「Energy Service Company 事業」の略称で、既設のビルや工場設備などの省エネ化に必要な「技術」「設備」「人材」「資金」などの全てを包括的に提供するサービス。省エネ効果を ESCO が保証するとともに、省エネルギー改修に要した費用や ESCO 経費等が、全て省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、新たな経済的負担は発生せず、契約期間終了後の経費削減分は全て顧客の利益となる。

〔NPO〕・・・(26, 59, 60, 65, 70, 81, 90)

「Non-Profit Organization」の略称で、非営利で様々な社会貢献活動や慈善活動、事業等を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。「特定非営利活動法人」とは、特定非営利促進法に基づき法人格を取得したNPO団体。

〔Lden〕・・・(97, 関連「WECPNL」18, 97)

時間帯補正等価騒音レベルのこと。容易に測定ができ、かつ、エネルギー積分により騒音の総暴露量を評価できる等価騒音レベルのひとつで、これまでのWECPNL（うるささ指数）と同様に夕方や夜間の騒音に重み付けをして評価するもの。国際的に騒音の評価指標として主流となってきた。

〔温室効果ガス〕・・・(3, 4, 18, 33, 34, 52, 53, 94)

太陽からの日射は透過するが地表面から放射する熱は吸収する性質を持つガスで、地球温暖化の原因となる気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄が削減対象の温室効果ガスとして定められている。

【力行】

〔カーボン・オフセット〕・・・(53)

日常生活や事業活動などによる二酸化炭素の排出量を相殺するために植林や自然エネルギーの利用をしようというもの。例えば、工場操業に伴い排出される二酸化炭素の排出量に見合った二酸化炭素の削減対策を行うことなどである。

〔環境マネジメントシステム（EMS）〕・・・(4, 26, 27, 62, 63, 73, 95, 100)

組織や事業者が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたって、環境に関する方針や目標を自ら設定し、その達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、このための体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。国際規格であるISO14001や環境省が策定したエコアクション21は、代表的な環境マネジメントシステムである。

〔気候変動枠組条約〕・・・(3)

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。地球サミット直前の1992（平成4）年5月9日に採択され、同年6月の地球サミットで各国の署名のために開放された。日本は1992（平成4）年に署名、1993（平成5）年に批准。条約は、第23条の規定により50ヶ国目の批准があった90日後に当たる1994（平成6）年3月21日に発効した。

条約では、「1）締約国の共通だが差異のある責任」、「2）開発途上締約国等の国別事情の勘案」、「3）速やかかつ有効な予防措置の実施」等の原則のもと、先進締約国に対し温室効果ガス削減のための政策の実施等の義務が課せられている。

〔京都メカニズム〕・・・(3)

海外で実施した温室効果ガスの排出削減量を、自国の排出削減約束の達成に換算することができるとした柔軟性措置で、京都議定書において定められた。

温室効果ガス削減数値目標の達成を容易にするために、京都議定書では、直接的な国内の排出削減以外に共同実施（Joint Implementation: JI、第6条）、クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism: CDM、第12条）、排出量取引（Emission Trading: ET、第17条）、という3つのメカニズムを導入した。さらに森林の吸収量の増大も排出量の削減に算入を認めている。これらを総称して「京都メカニズム」と呼んで

いる。

〔グリーンコンシューマー〕・・・(51)

環境への負荷が少ない製品として認定されたエコマークの付いた商品を購入したり、省エネ型製品を積極的に導入したりする、環境保護意識が高く、環境に配慮した行動をとる消費者。

〔グリーン・ニューディール〕・・・(4、64)

世界的な金融危機に対する経済対策として、世界恐慌時(1929(昭和4)年)に当時のルーズベルト米大統領が実施したニューディールにならい、環境・エネルギー関連への大規模な公共投資により、雇用・産業対策とするのみならず、気候変動やエネルギー危機の解決をも統合的に目指す政策パッケージ。特に、省エネルギー技術等、地球温暖化対策技術の開発と途上国への普及を先進国間で率先して進めることを「グリーン・イニシアティブ」という。

〔光化学オキシダント〕・・・(16、34、35、97)

光化学スモッグの原因となる酸化性物質の総称。工場や自動車から排出される窒素酸化物及び炭水素類(揮発性有機化合物)を主体とする第一次汚染物質が、太陽光(紫外線)を受けて化学反応を起こすことによって、二次汚染物質で、二酸化窒素を除いたものを「光化学オキシダント」と呼ぶ。

〔コージェネレーションシステム〕・・・(53)

発電を行うと同時に、発電機の排ガスや冷却水の熱を、蒸気または温水として取り出し、冷暖房や給湯等に使用するなど、総合的にエネルギー効率を高めるシステム。

【サ行】

〔新エネルギー〕・・・(4、33、53)

一般に、石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに代わる、環境への負荷が少ない新しいエネルギー源や供給形態の総称。太陽光発電、風力発電などの「再生可能(自然)エネルギー」、廃棄物発電などの「リサイクル型エネルギー」、天然ガスコージェネレーション、クリーンエネルギー自動車などによる環境への負荷を抑えながら従来型資源(石油等)の有効活用を図る「エネルギーの新利用形態」が含まれる。

〔COD〕・・・(17、38、92、99)

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので「化学的酸素要求量」の略称。海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標であり、この値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。湖沼及び海域を対象に、類型別に環境基準をあてはめることとなっており、水質汚濁防止法に基づき排水の規制のための基準値が定められている。

〔生態系〕・・・(3、6、19、25、40、43、77、78、103)

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の相互関係を、物質循環とエネルギーの流れに着目して、生物社会を1つのまとまりとして捉えた概念。

〔生態系ネットワーク〕・・・(43)

保全すべき自然環境やすぐれた自然条件を有している地域を核として、生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワーク。

このネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保のほか、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化への適応策等多面的な機能が発揮されることが期待される。

〔生物多様性〕・・・(3, 19, 26, 33, 43)

生物の豊かな個性とつながりのこと。地球上の生物は、さまざまな環境に適応して進化し、現在では3,000万種ともいわれているが、「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

〔生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）〕・・・(3)

1992（平成4）年にリオ・デ・ジャネイロ（ブラジル）で開催された国連環境開発会議（地球サミット）で採択された条約のひとつで1993（平成5）年に発効した。日本は1992（平成4）に署名、翌年加盟（受諾）。この条約では、生物の多様性を「生態系」、「種」、「遺伝子」の3つのレベルで捉え、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正な配分を目的としている。

締約国に対し、その能力に応じ、保全、持続可能な利用の措置をとることを求めるとともに、各国の自然資源に対する主権を認め、資源提供国と利用国との間での利益の公正かつ公平な配分を求めている。

【タ行】

〔ダイオキシン類〕・・・(33, 40, 41)

有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の総称で、類似した毒性を有する。塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際に、意図せずに生成される場合がある。特に、2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラダイオキシン(2,3,7,8-TCDD)はダイオキシン類の中では最も毒性が高く、「人に対する発がん性がある」と評価されている。

〔特定外来生物〕・・・(43)

外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）によって規定された生物。生きているものに限られ、卵・種子・器官などを含む。同法で規定する「外来生物」は、海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本にもともとあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令により定められている。2013（平成25）年9月1日現在で107種類が指定されている。

〔低炭素社会〕・・・(54, 55)

低炭素型社会、脱炭素社会ともいう。省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの活用、緑化、森林保護の取組などにより、二酸化炭素排出量が少ない社会のこと。

【ハ行】

〔PM2.5〕・・・(34, 35)

大気中に浮遊している直径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の超微粒子（ $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の一）。微小粒子状物質という呼び方をされることもある。大気汚染の原因物質の一つ。

〔BOD〕・・・(17, 38, 98)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと「生物化学的酸素要求量」の略称。河川の有機汚濁を測る代表的な指標であり、この値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

河川の利用目的に応じて、類型別に環境基準が定められており、水質汚濁防止法に基づく排水基準が定められている。

〔ビオトープ〕・・・(43, 78)

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す生物学の用語であるが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに人工的につくられた、生物の生息・生育環境空間を指している場合もある。人工的なビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われる。

〔PCB〕・・・(51)

「ポリ塩化ビフェニル」の略称。PCB は、熱安定性、電気絶縁性に優れ、トランス、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙等幅広く用いられた。しかし、PCB は難分解性で、生体に蓄積し重大な健康被害の原因ともなる。1968 (昭和 43) 年に、熱媒体として使われた PCB が製造過程で米ぬか食用油に混入し、それを食べた人に皮膚障害、肝機能障害などの油症を発症したカネミ油症事件が起こり、その毒性が社会問題となり、1974 (昭和 49) 年に PCB の製造・輸入は原則的に禁止され、事業者の保管する PCB の廃棄処理が決められている。

【マ行】

〔マイクロプラスチック〕・・・(50, 88)

微細なプラスチックごみ (5mm以下) のこと。含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されています。(出典：環境省HP報道発表資料より)

【ラ行】

〔ライフサイクルアセスメント〕・・・(51)

ある製品に関する資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送など全ての段階を通して環境影響を定量的、客観的に評価する手法。

〔ラムサール条約〕・・・(19, 42, 54, 55)

正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1971 (昭和 46) 年に条約が採択されたイランの町名にちなんでラムサール条約と呼ばれる。1975 (昭和 50) 年発効 (日本は 1980 (昭和 55) 年に発効)。

締約国が国際協力により湿地の保全や賢明な利用 (ワイズユース=wise use) を進めることが目的。締約国には、国際的に重要な湿地の登録や、登録地の保全と国内湿地の適正利用促進計画の作成、湿地管理者への研修の促進、国際協力の推進などが求められる。沖縄県内では、1999 (平成 11) 年 5 月に、漫湖が沖縄県初 (全国で 11 番目) のラムサール条約の登録湿地に登録された。2013 (平成 25) 年 12 月現在、漫湖をはじめとして 5 箇所のラムサール条約登録湿地が、沖縄県内では登録されている。

【ワ行】

〔ワークショップ〕・・・(81, 91)

もともとは「作業場」や「工房」という意味だが、教育や学習の場面で用いられる場合には、一連の流れをもった学びの場を指す言葉として使われる。参加体験型グループ学習と訳されることもあり、一方通行的な知識伝達型の学びに対して、体験学習法を取り入れ、主体的に参加する学習者が、経験や知識を共有しながら互いに学び合うことを特徴としている。

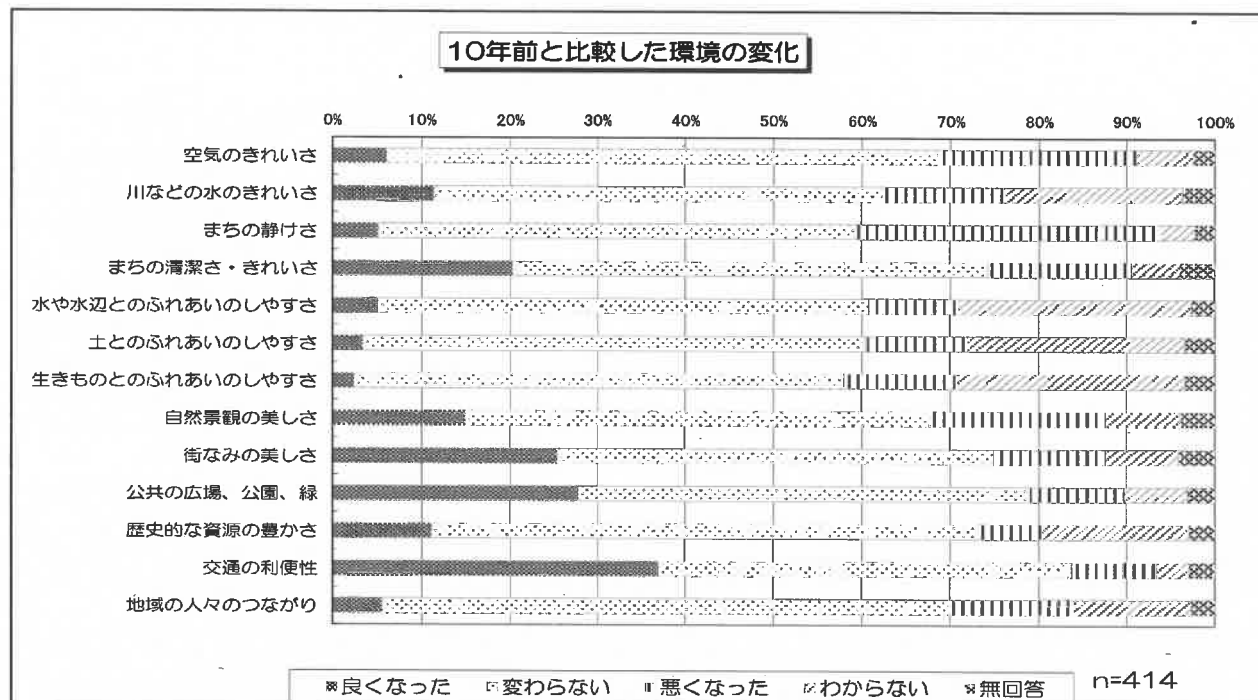
【アンケート資料】

第2章

第3節 環境に対する市民や事業者の意識

1 身の回りの環境に対する市民の満足度について

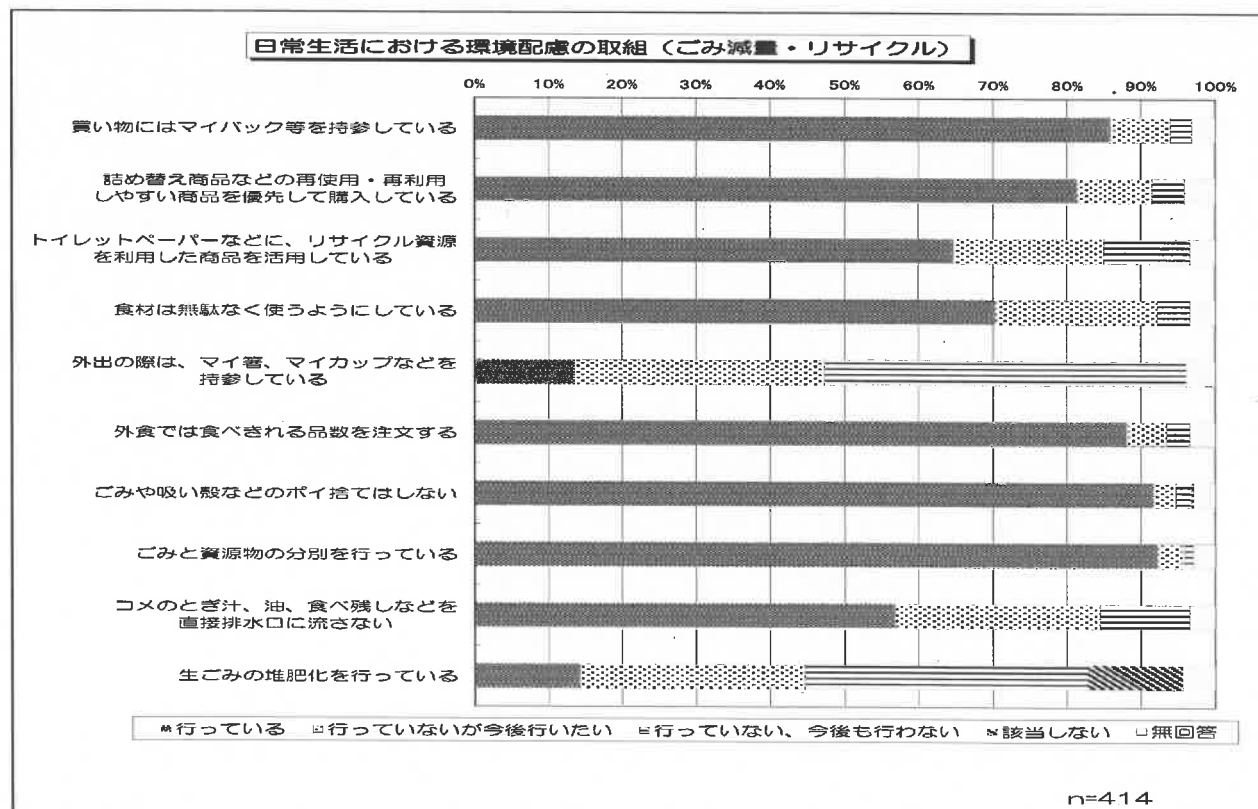
10年前と比較した環境の変化【No1】 関連 20 頁

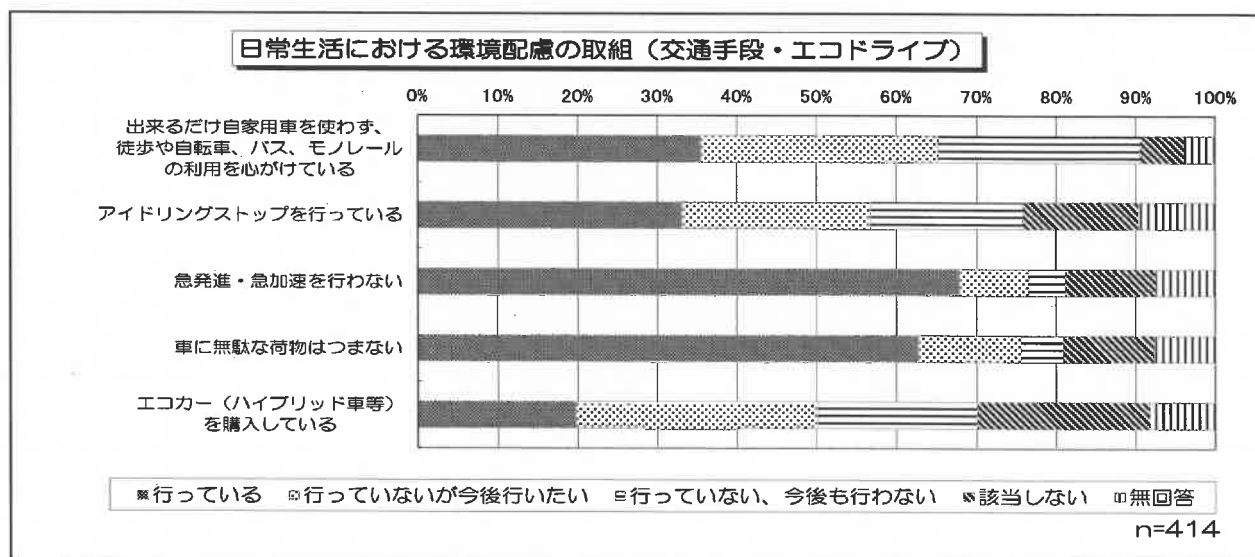
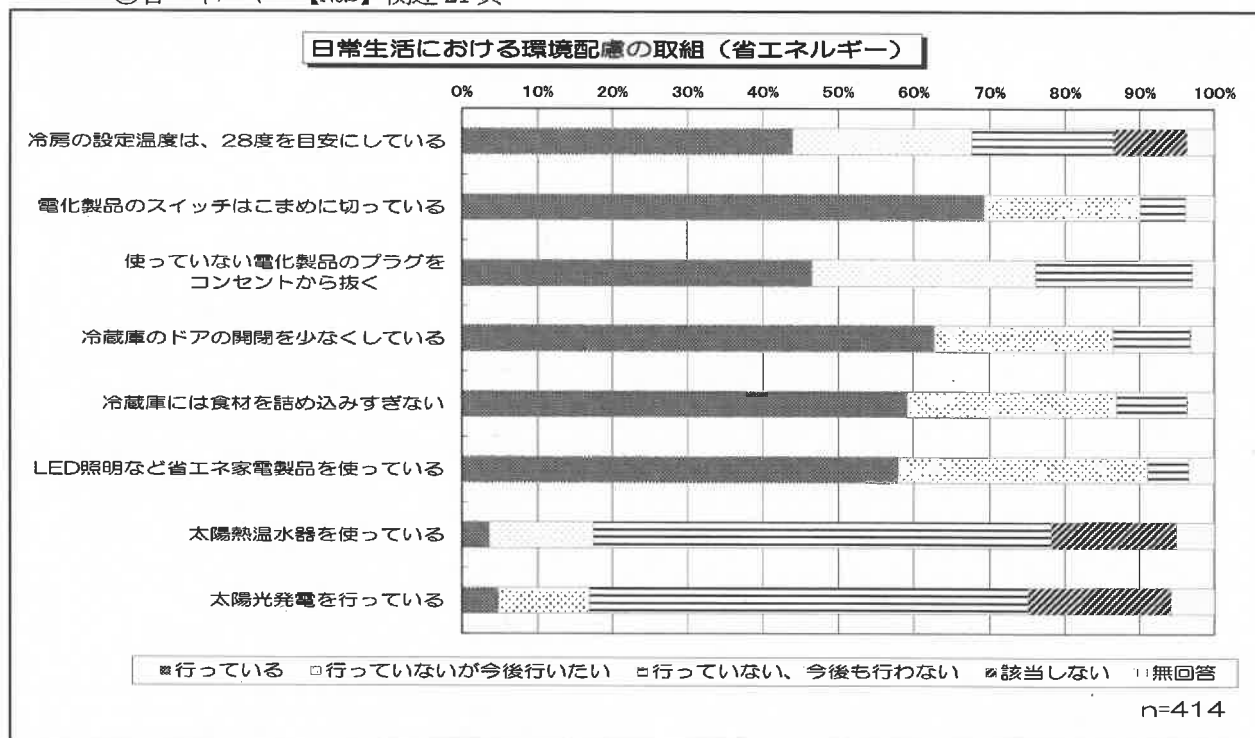


3 日常生活や業務活動における環境に配慮した主な取組の状況について

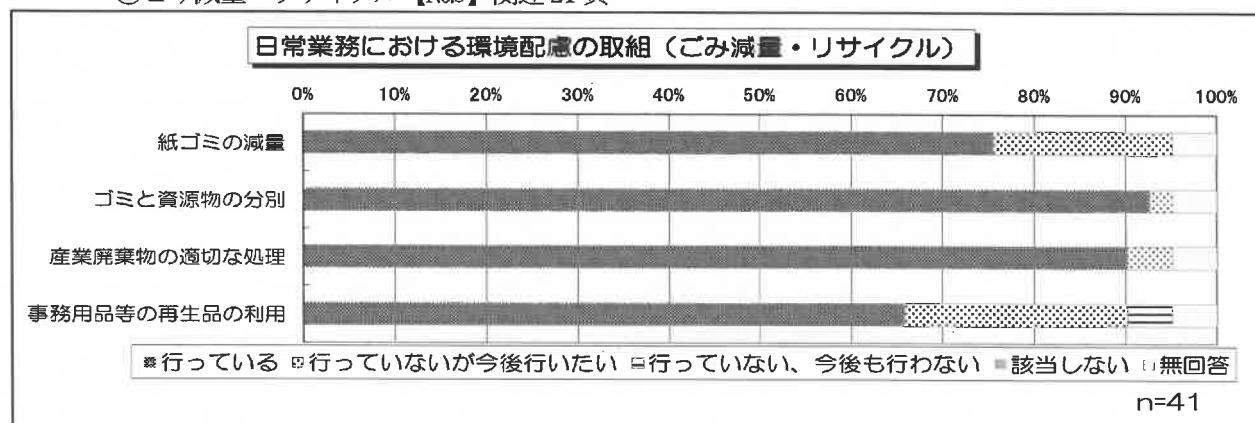
(1) 市民の日常生活における主な取組の状況

①ごみ減量・リサイクル【No2】 関連 21 頁



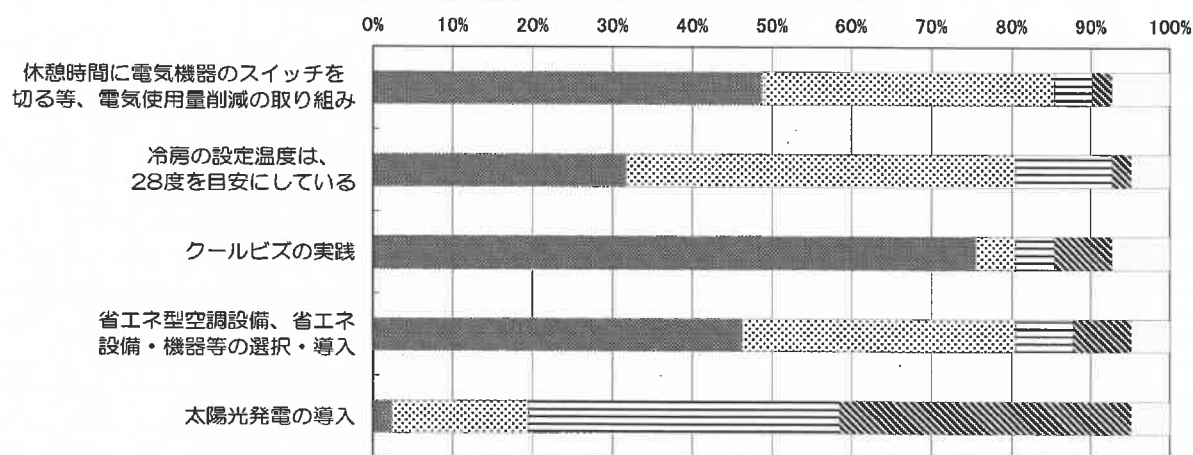


(2) 事業者の日常生活における主な取組の状況



②省エネルギー【No.6】関連 21 頁

日常業務における環境配慮の取組（省エネルギー）

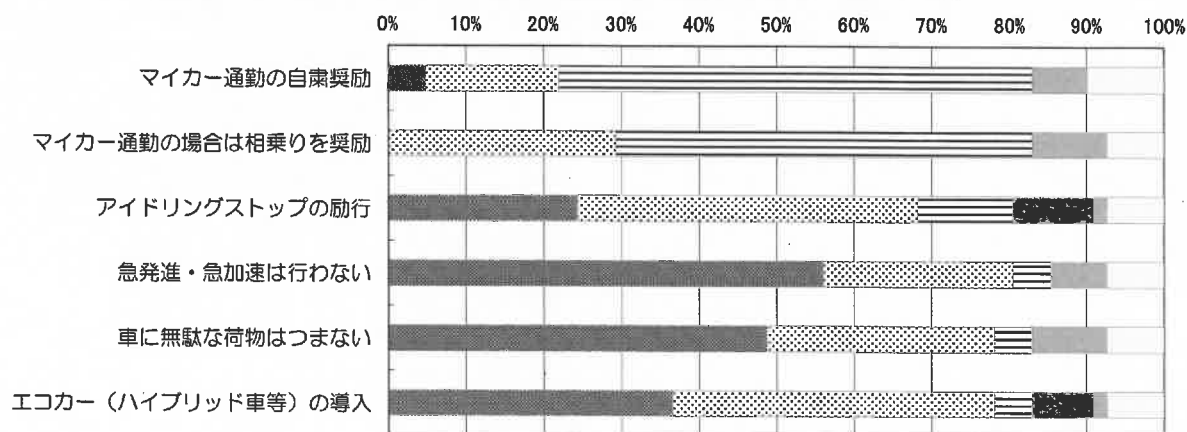


■ 行っている ■ 行っていないが今後行いたい ■ 行っていない、今後も行わない ■ 該当しない □ 無回答

n=41

③主な交通手段・エコドライブ【No.7】関連 21 頁

日常業務における環境配慮の取組（主な交通手段・エコドライブ）

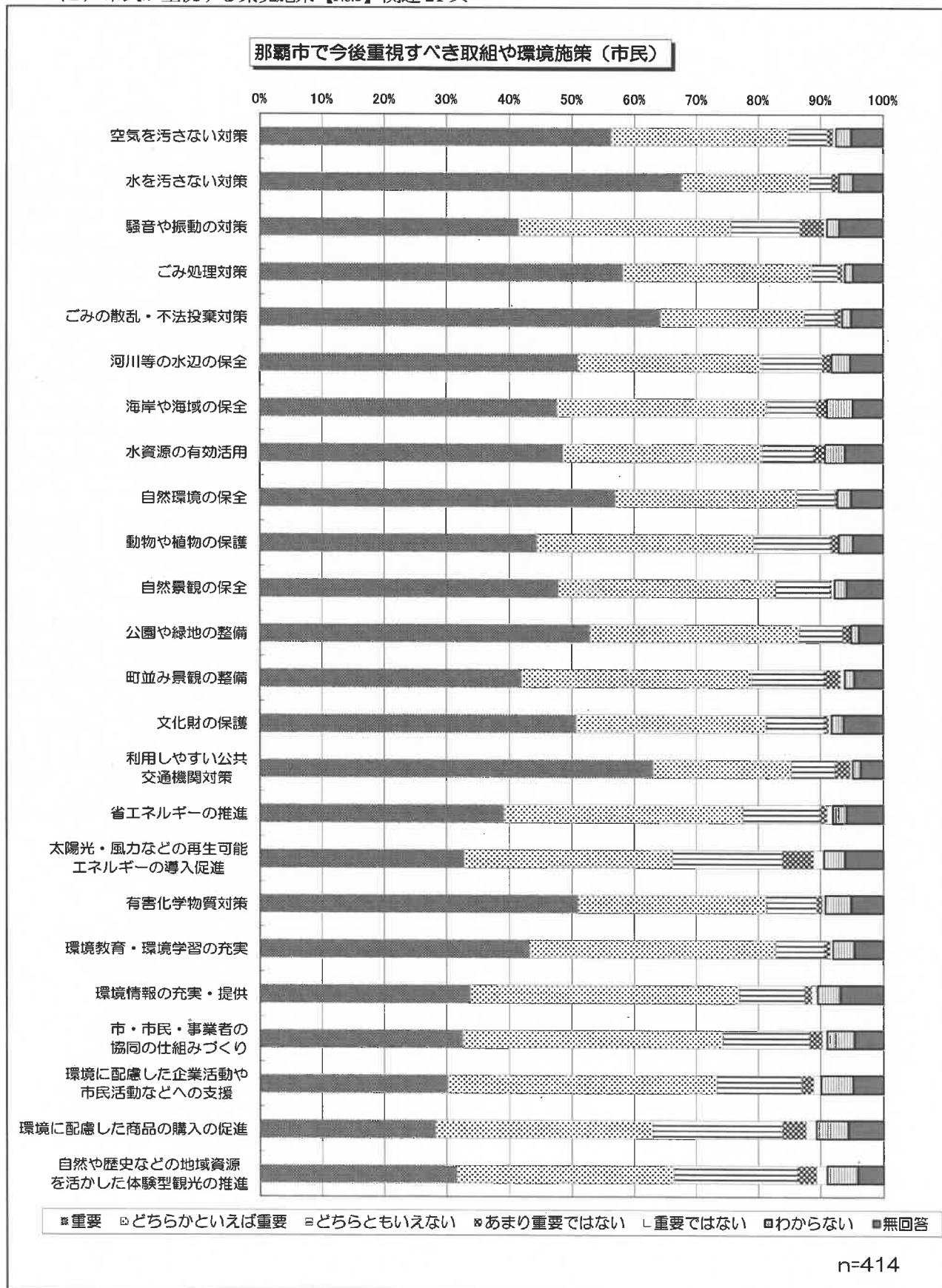


■ 行っている ■ 行っていないが今後行いたい ■ 行っていない、今後も行わない ■ 該当しない □ 無回答

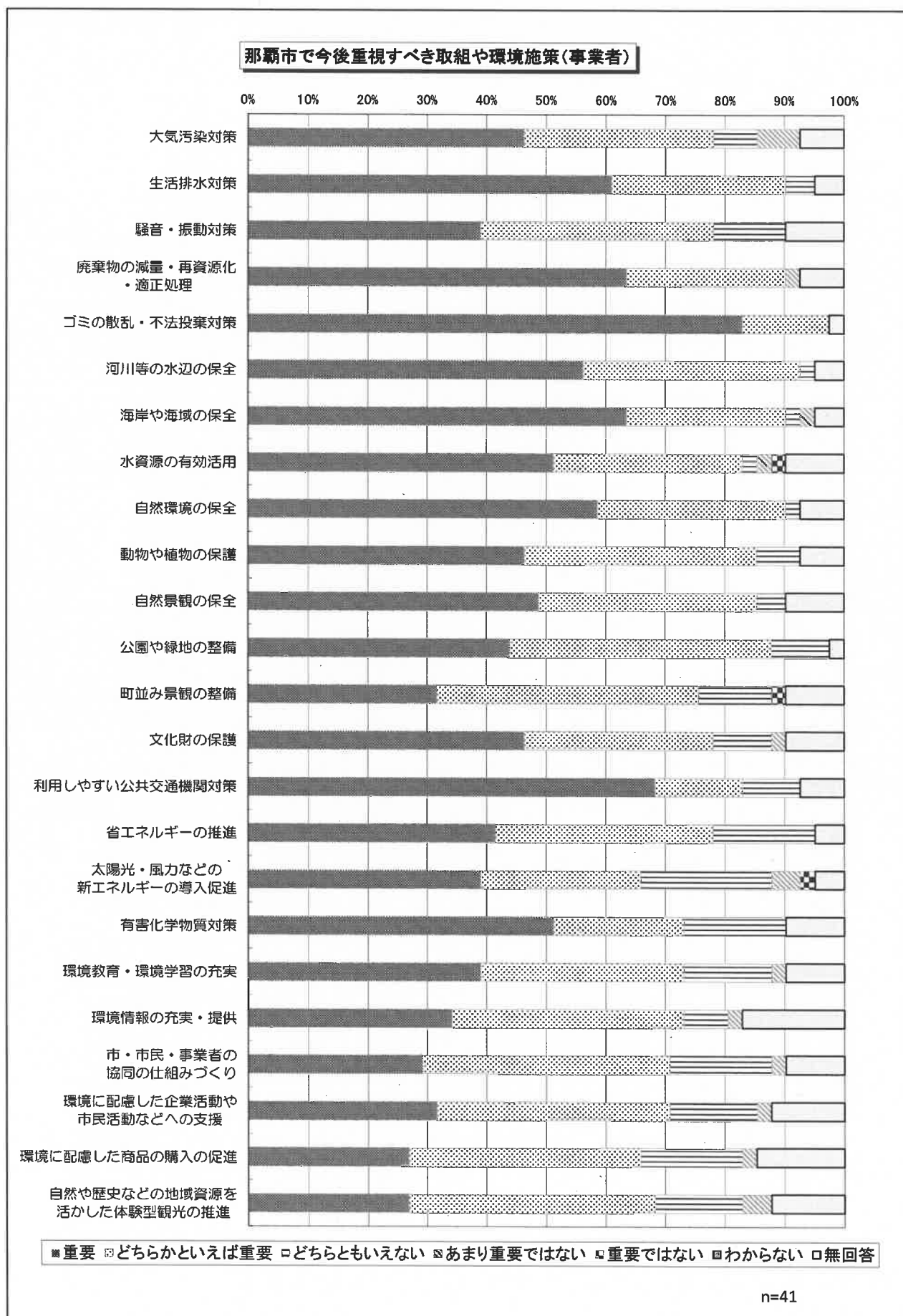
n=41

4 那覇市が今後すべき環境施策について

(1) 市民が重視する環境施策【No8】 関連 21 頁



(2) 事業者が重視する環境施策【No.9】 関連 21 頁



第2節 環境の将来像を実現するための取組

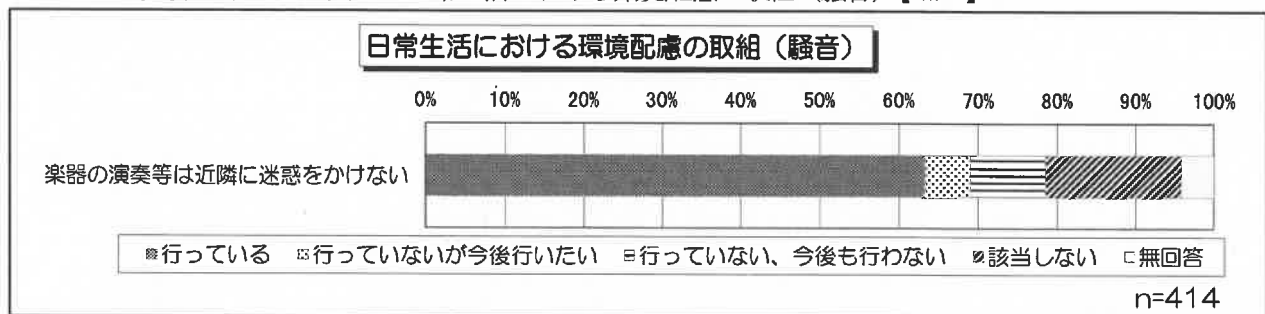
【基本目標1】快適な都市環境と自然や歴史と共生するまち

取組の柱 1-1 きれいな空気を守る

■現状と課題 34 頁 → 【No.4】 108 頁参照

取組の柱 1-2 静かな環境を守る

■現状と課題 36 頁 日常生活における環境配慮の取組（騒音）【No.10】

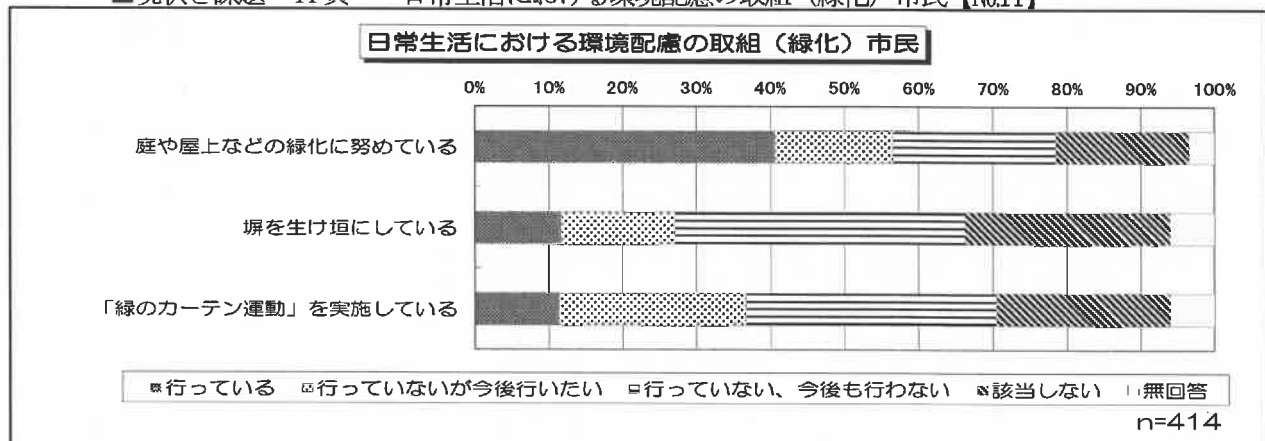


取組の柱 1-3 きれいな水を守る

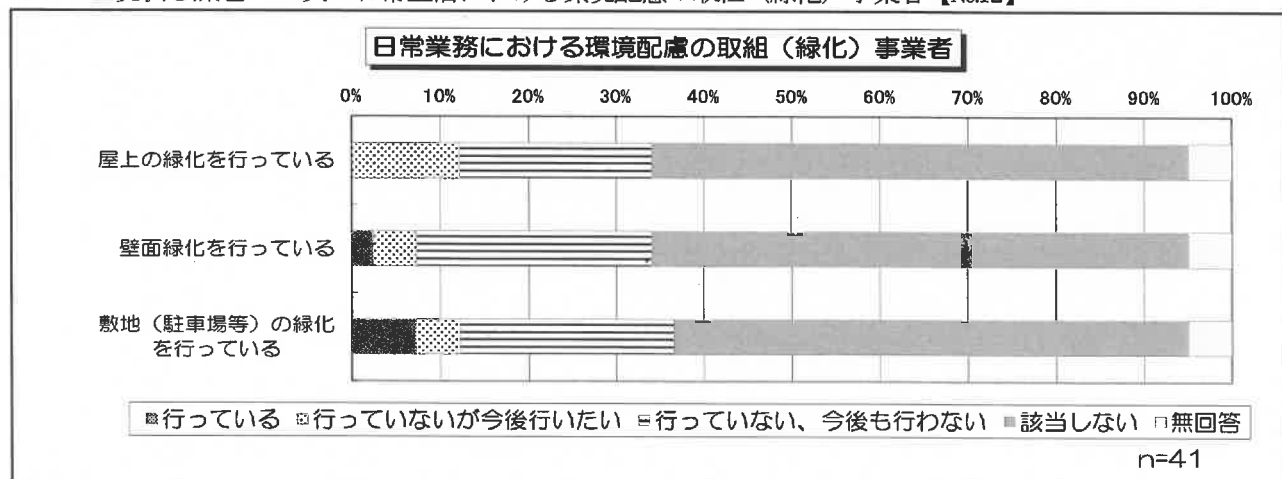
■現状と課題 38 頁 → 【No.2】 107 頁参照

取組の柱 1-6 緑あふれる街をつくる

■現状と課題 44 頁 日常生活における環境配慮の取組（緑化）市民【No.11】



■現状と課題 44 頁 日常生活における環境配慮の取組（緑化）事業者【No.12】



【基本目標2】身近な取組で地球環境保全に貢献するまち

取組の柱 2-1 ごみを減らす

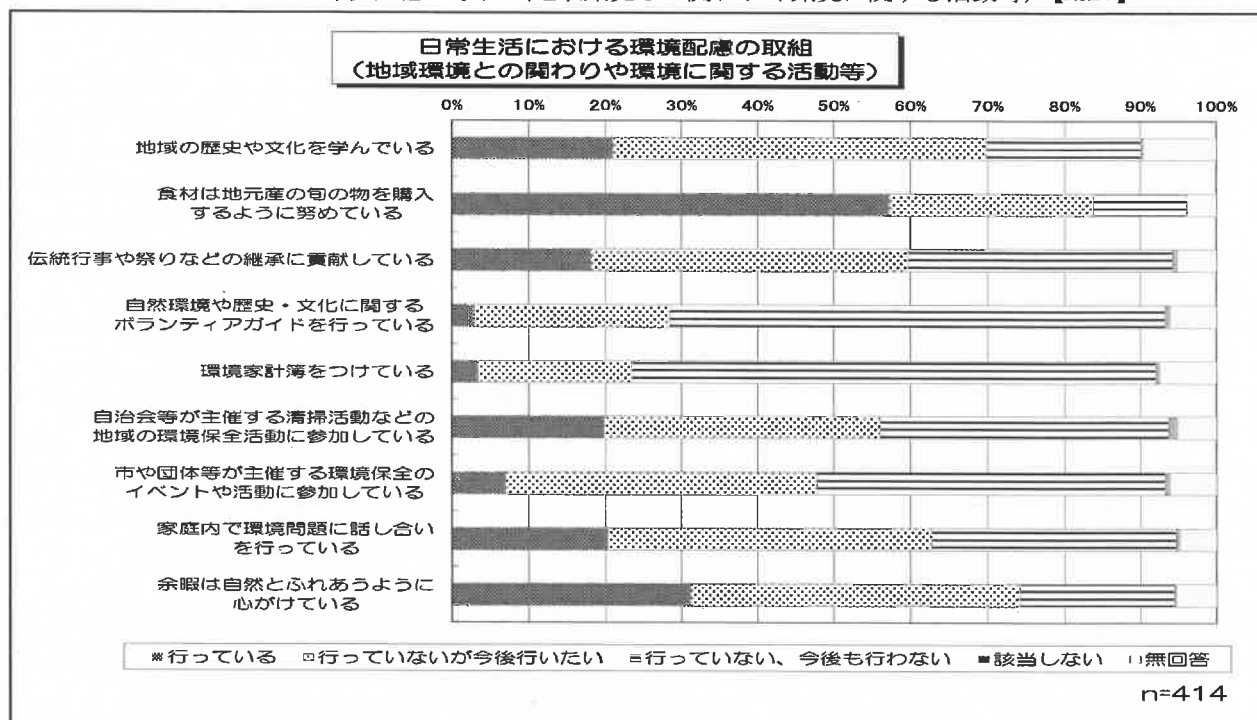
■現状と課題 50 頁 → 【No.8】 110 頁参照

【基本目標3】環境を大切にする市民が暮らすまち

取組の柱 3-3 環境保全に取組む人々を応援する

■現状と課題 60 頁

日常生活における環境配慮の取組（地域環境との関わりや環境に関する活動等）【No.13】



【基本目標4】環境と経済・観光が調和するまち

取組の柱 4-1 環境を大切にする事業者を育てる・応援する

■現状と課題 62 頁 日常生活における環境配慮の取組（社内環境教育）【No.14】

